

杉並区総合計画等の一部修正案の策定について

「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」など、今後の施策の方向性や基本的な考え方を示す新たな基本方針の策定に伴って必要となる修正や、令和5年度の計画改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するための修正を行うため、令和6年5月に決定した「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」に基づき、杉並区総合計画等の一部修正案を以下のとおり策定したので報告します。

1 一部修正案及び修正数

- (1) 杉並区総合計画
令和6年度(2024年度)～令和12年度(2030年度) 別紙資料1
【修正施策数】 2施策
- (2) 杉並区実行計画(第2次)
令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 別紙資料1
【修正事業数】 20事業
- (3) 杉並区総合計画(区政経営改革推進基本方針)
令和6年度(2024年度)～令和12年度(2030年度) 別紙資料2
【修正方針数】 1方針
- (4) 杉並区区政経営改革推進計画(第2次)
令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 別紙資料2
【修正取組数】 3取組
- (5) 杉並区協働推進計画(第2次)
令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 別紙資料3
【修正取組数】 1取組
- (6) 杉並区デジタル化推進計画(第2次)
令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 別紙資料4
【修正取組数】 5取組
- (7) 杉並区区立施設マネジメント計画(第1期)
令和6年度(2024年度)～令和12年度(2030年度) 別紙資料5
【修正項目数】 3項目
第1次実施プラン 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 別紙資料5
【修正取組数】 21取組

*参考資料

- ・旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の検討 検討まとめ
- ・浜田山駅周辺の老朽化した区立施設への対応等に関する検討 検討まとめ
- ・西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討 検討まとめ

2 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年 12月 区民等の意見提出手続（12月3日～令和7年1月6日）

令和7年 1月 計画決定

2月 第1回区議会定例会で計画一部修正について報告

杉並区総合計画

令和 6 年度（2024 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

杉並区実行計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

修 正 案

総合計画・実行計画 修正施策・事業等一覧

* 修正のあった総合計画、実行計画はページを記載しています。

防災・防犯

みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

6 無電柱化の推進

P1

環境 みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

1 創エネルギー事業の推進

P3

2 省エネルギー対策の推進

P5

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

4 みどりの質を高める

P7

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることが
できるまち

12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

P9

1 区民と進める健康づくりの推進

P13

福祉 地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14 人権を尊重する地域社会の醸成

2 男女共同参画の推進

P15

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

P17

15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実

P19

16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

6 高齢者いきがい活動の充実

P21

総合計画・実行計画 修正施策・事業等一覧

* 修正のあった総合計画、実行計画はページを記載しています。

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

18	子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	P23
	【新】子どもの権利が尊重される地域社会の実現	P27
19	子どもの居場所づくりと育成支援の充実	
	1 より良い子どもの居場所づくりの推進	P29
20	安心して子育てできる環境の整備・充実	
	2 地域における子育て支援体制の充実	P31
	3 保育の質の向上	P33
	4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進	P35
	5 学童クラブの整備・充実	P37

学び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

23	多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進	
	4 不登校児童・生徒支援体制の整備	P39
24	身近に活用できる教育環境の整備・充実	
	2 区立小中学校の増改築	P41
26	多様な地域活動への支援	
	1 地域活動団体への支援	P43
	3 地域活動拠点の整備	P45

文化 スポーツ

文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち

27	多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進	
	3 多文化共生・国内外交流の推進	P47

修正案

施策1

6 無電柱化の推進

【重点】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定し、順次、区道の無電柱化を進めていきます。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業^{※1}や駅周辺まちづくり等に伴い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整
	補助第221号線設計	補助第221号線設計調整	補助第221号線設計調整	補助第221号線調整	補助第221号線設計調整
	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計	区道第2096-1号路線電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計電線共同溝設置工事
	—	区道第2131号路線測量設計	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線測量設計調整
	阿佐ヶ谷駅北東地区設計	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整支障移設工事
	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針改定	無電柱化推進方針検討・改定

※1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「杉並区無電柱化推進方針」については、総合計画等の上位計画との整合を図るため、令和6年度(2024年度)の改定に向けて準備を進めてきたが、能登半島地震を受けて東京都が「東京都・区市町村無電柱化検討会議」を発足し、無電柱化の計画を令和7年度(2025年度)に改定する考えを示したことから、その計画との整合を図るため、改定年度を変更する。

現行

施策1

6 無電柱化の推進

【重点】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定し、順次、区道の無電柱化を進めていきます。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業^{※1}や駅周辺まちづくり等に伴い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整
	補助第221号線設計	補助第221号線設計調整	補助第221号線設計調整	補助第221号線調整	補助第221号線設計調整
	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計	区道第2096-1号路線電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計電線共同溝設置工事
	—	区道第2131号路線測量設計	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線測量設計調整
	阿佐ヶ谷駅北東地区設計	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整支障移設工事
	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針改定	無電柱化推進方針運用	無電柱化推進方針運用	無電柱化推進方針改定・運用

※1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

修正案

施策9

1 創エネルギー事業の推進

【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、区立施設において可能な限り太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	再生可能エネルギー等の導入助成 404件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 1,620件	再生可能エネルギー等の導入助成 1,620件	再生可能エネルギー等の導入助成 4,040件
	電気自動車用充電設備導入助成 25件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 195件
	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 3所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 2所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 4所

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

昨今の猛暑や光熱費の高騰等により、区民からの助成申請が計画件数を想定以上に上回っていることを踏まえて、助成件数を拡充する。

施策9

1 創エネルギー事業の推進

【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、区立施設において可能な限り太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	再生可能エネルギー等の導入助成 404件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 2,400件
	電気自動車用充電設備導入助成 25件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 195件
	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 3所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 2所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 4所

修正案

施策9

2 省エネルギー対策の推進

【重点】

住宅の窓断熱や高日射反射率塗装^{※1}などの導入助成について、対象機器の拡充も行いながら実施します。
また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」、共同住宅、事業所におけるLED照明器具の切替支援や、手軽に取り組むことができる省エネDIYを促進するなど、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	断熱改修等省エネルギー対策助成 480件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 1,180件	断熱改修等省エネルギー対策助成 1,180件	断熱改修等省エネルギー対策助成 3,140件
	すぎなみエコチャレンジ 800件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 3,000件
	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 300件
	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施

※1 高日射反射率塗装: 太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある!
に塗布する工事

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

昨今の猛暑や光熱費の高騰等により、区民からの助成申請が計画件数を想定以上に上回っていることを踏まえて、助成件数を拡充する。

現行

施策9

2 省エネルギー対策の推進

【重点】

住宅の窓断熱や高日射反射率塗装^{※1}などの導入助成について、対象機器の拡充も行いながら実施します。
 また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」、共同住宅、事業所におけるLED照明器具の切替支援や、手軽に取り組むことができる省エネDIYを促進するなど、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	断熱改修等省エネルギー対策助成 480件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 2,340件
	すぎなみエコチャレンジ 800件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 3,000件
	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 300件
	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施

※1 高日射反射率塗装: 太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある塗料を建築物の屋上や屋根に塗布する工事

修正案

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえるとともに、昨今の気候変動への対応、グリーンインフラの具体的な導入手法等について専門的な知見を得ながら、「杉並区みどりの基本計画」を改定します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を發揮できるまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 検討・改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「杉並区みどりの基本計画」については、令和6年度(2024年度)の改定に向けて準備を進めてきたが、今日の記録的な猛暑といった気候変動への対応やグリーンインフラの具体的な導入手法等についても取り込んでいくことが適当と考え、専門的な知見に基づく検討を行うとともに、広く区民から意見聴取することとし、改定年度を変更する。

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえ、「杉並区みどりの基本計画」を改定し、みどり豊かなまちづくりを推進します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持

修正案

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、区民や関係団体等と健康づくりに向けた様々な取組を推進していきます。また、「杉並区自殺対策計画(第2次)」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- 将来の健康状態を良好に保つためには、成人期^{※2}から健康づくりの意識を高め、自ら行動することが重要です。また、女性の社会進出が進む中で、各ライフステージにおける心身の変化から生じる女性特有の健康問題を解決するために、相談体制の充実や、自らの健康に対する意識付けを促す必要があります。さらに、ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等を踏まえて健康づくりへの取組を実施する必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることから、生活習慣病の早期発見・予防を図るために、特定健康診査^{※3}の受診促進等を進めていくとともに、発症・重症化予防に取り組む必要があります。
- がん死亡率の減少を目指し、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図るとともに、がん検診の精度管理^{※4}を強化する必要があります。
- 近年、増加傾向にある心の病気に対応するため、予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりの取組に容易に参加できる機会が保障されています。一人ひとりが健康づくりに関する様々な情報をSNS等で容易に入手し、健康アプリ等を活用しながらライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことなどによって、健康寿命が延伸されています。また、様々な女性の健康課題に関する相談体制が整っています。
- 特定健康診査の受診及び特定保健指導^{※5}による生活習慣の改善により、メタボリックシンドロームの対象者が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立し、生活しています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率の低下及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の減少につながっています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
1 65歳健康寿命	65歳の方が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したものの ※東京保健所長会方式による算出方法(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
2 特定保健指導対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
3 がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出 ※人口10万対(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
4 ゲートキーパー ^{※6} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)を始期とする、国の健康日本21(第三次)及び東京都健康推進プラン21(第三次)を受けて、各ライフステージにおける健康づくりに着目することとし、成人期や女性の健康づくり、一人ひとりが自ら健康づくりの意識を高めて主体的に取り組む観点を追加する。

現行	
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、区民や関係団体等と健康づくりに向けた様々な取組を推進していきます。また、「杉並区自殺対策計画(第2次)」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等を踏まえて健康づくりへの取組を実施する必要があります。 ○ 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることから、生活習慣病の早期発見・予防を図るために、特定健康診査^{※2}の受診促進等を進めていくとともに、発症・重症化予防に取り組む必要があります。 ○ がん死亡率の減少を目指し、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図るとともに、がん検診の精度管理^{※3}を強化する必要があります。 ○ 近年、増加傾向にある心の病気に対応するため、予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標
<ul style="list-style-type: none"> ○ ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりの取組に容易に参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。 ○ 特定健康診査の受診及び特定保健指導^{※4}による生活習慣の改善により、メタボリックシンドロームの対象者が減少しています。 ○ 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立し、生活しています。 ○ がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率の低下及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の減少につながっています。 ○ 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	65歳健康寿命	65歳の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの ※東京保健所長会方式による算出方法(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
2	特定保健指導対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
3	がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出 ※人口10万対(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
4	ゲートキーパー ^{※5} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 65歳健康寿命	男83.7 女86.8 (3年)	男84.1 女87.6 (7年)	男84.4 女88.2 (11年)	歳
2 特定保健指導対象者割合の減少率	30.5 (4年度)	25.0以上	25.0以上	%
3 がんの75歳未満年齢調整死亡率	男72.9 女51.7 (3年)	男67.8 女50.9 (7年)	男57.4 女49.2 (11年)	—
4 ゲートキーパー養成者数(累計)	2,263 (4年度)	2,850	3,450	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 区民と進める健康づくりの推進 【重点】
- 2 生活習慣病予防の推進
- 3 がん対策の推進 【重点】
- 4 心の健康づくりの推進
- 5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【再掲】 (施策29-1)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「東京都健康推進プラン21(第三次)」及び「東京都がん対策推進計画」において新たに示された数値目標を踏まえ、施策指標の目標値を上方修正する。

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

※2 成人期:概ね18歳以上65歳未満

※3 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診

※4 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること

※5 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援

※6 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1 65歳健康寿命	男83.7 女86.8 (3年)	男84.1 女87.6 (7年)	男84.4 女88.2 (11年)	歳
2 特定保健指導対象者割合の減少率	30.5 (4年度)	25.0以上	25.0以上	%
3 がんの75歳未満年齢調整死亡率	男72.9 女51.7 (3年)	男72.1 女51.8 (7年)	男67.9 女49.2 (11年)	—
4 ゲートキーパー養成者数(累計)	2,263 (4年度)	2,850	3,450	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 区民と進める健康づくりの推進 **【重点】**
- 2 生活習慣病予防の推進
- 3 がん対策の推進 **【重点】**
- 4 心の健康づくりの推進
- 5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 **【再掲】** (施策29-1)

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例
 ※2 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診
 ※3 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること
 ※4 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援
 ※5 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

修正案

施策12

1 区民と進める健康づくりの推進

【重点】

食育や介護予防、歯と口腔の健康づくり等に関する理解の促進を図るため、SNSをはじめとするICTを活用した情報発信やライフステージに応じた取組を推進します。また、食育ボランティアをはじめとする区民や団体などへの活動支援や民間スポーツ施設等との協働事業により、誰もが社会参加ができ、自主的に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。さらに、望まない受動喫煙が生じないよう、飲食店などへ禁煙・分煙化の普及啓発活動などを行うなど、受動喫煙防止に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援
	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援
	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援
	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進
	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)を始期とする、国の健康日本21(第三次)及び東京都健康推進プラン21(第三次)を受けて、各ライフステージにおける健康づくりに着目することとし、「成人期や女性の健康づくりの推進」を事業に追加する。

施策12

1 区民と進める健康づくりの推進

【重点】

食育や介護予防、歯と口腔の健康づくり等に関する理解の促進を図るため、SNSをはじめとするICTを活用した情報発信やライフステージに応じた取組を推進します。また、食育ボランティアをはじめとする区民や団体などへの活動支援や民間スポーツ施設等との協働事業により、誰もが社会参加ができ、自主的に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。さらに、望まない受動喫煙が生じないよう、飲食店などへ禁煙・分煙化の普及啓発活動などを行うなど、受動喫煙防止に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援
	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援
	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援
	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進
	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発

修正案

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、ジェンダー平等に関する審議会の答申等を踏まえて、更なる施策の推進に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施
		ジェンダー平等に関する審議会 設置・運営	ジェンダー平等に関する審議会 運営	二	ジェンダー平等に関する審議会 設置・運営
			審議会の答申を踏まえた取組 検討	審議会の答申を踏まえた取組 実施	審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施

※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に「ジェンダー平等に関する審議会」を設置したことから、「ジェンダー平等に関する審議会」の「設置・運営」と「審議会の答申を踏まえた取組」を追加する。

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。
また、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施し、実態調査結果を基に、ジェンダー平等や性の多様性の理解増進に関する施策の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施

- ※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)
- ※2 男女平等推進センター：男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設
- ※3 配偶者暴力相談支援センター：被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

修正案

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会での答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談 実施	性的マイノリティに関する相談 実施	性的マイノリティに関する相談 実施	性的マイノリティに関する相談 実施	性的マイノリティに関する相談 実施
	性的マイノリティに関する啓発事業 実施	性的マイノリティに関する啓発事業 実施	性的マイノリティに関する啓発事業 実施	性的マイノリティに関する啓発事業 実施	性的マイノリティに関する啓発事業 実施
	パートナーシップ制度 創設・運用	パートナーシップ制度 運用・見直しに向けた 検討	パートナーシップ制度 運用・見直しに向けた 検討	パートナーシップ制度 検討結果に基づく運 用	パートナーシップ制度 運用・見直しに向けた 検討・検討結果に基 づく運用

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

パートナーシップ制度について、令和7年度(2025年度)に予定している「ジェンダー平等に関する審議会」の答申を踏まえ、見直しに向けた検討を行うこととしたため修正する。

現行

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」結果や当事者を含めた幅広い区民等の意見を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

修正案

施策15

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 【重点】

生活自立支援窓口(くらしのサポートステーション^{※1})では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施
	子どもの学習等支援 事業 実施 48回	子どもの学習等支援 事業 実施 48回	子どもの学習等支援 事業 実施 144回	子どもの学習等支援 事業 実施 144回	子どもの学習等支援 事業 実施 336回
	ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備	ひきこもり支援事業 実施準備	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施	ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開設・実施 居場所事業実施
	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 調査・検討・実施準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施 準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の 実施準備・実施

※1 くらしのサポートステーション:経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口

※2 居場所事業:ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、主に要支援世帯の子どもを対象とした学習等支援事業の実施場所を区内複数か所にするるとともに、実施回数を拡充する。

現行

施策15

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 【重点】

生活自立支援窓口(くらしのサポートステーション^{※1})では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施
	子どもの学習等支援 事業 実施 年48回	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》
	ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備	ひきこもり支援事業 実施準備	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施	ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開 設・実施 居場所事業実施
	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 調査・検討・実施準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施 準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の 実施準備・実施

※1 くらしのサポートステーション:経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口

※2 居場所事業:ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

修正案

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※ ¹ 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※ ² 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施準備 見直し後の事業実施
杉の樹大学※ ³ 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	

※1 いきいきクラブ:概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業:区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学:60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館の現地改築に向けて、設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※ ¹ 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※ ² 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
杉の樹大学※ ³ 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	

※1 いきいきクラブ: 概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業: 区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学: 60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

修正案

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わるできています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされる場所へ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査

現行

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることができています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされる場所へ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査

修正案



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 子どもの権利※2について知っている区民の割合	33.8 (5年度)	36.0	40.0	%
2 守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	24.8 (5年度)	23.0	20.0	%
3 「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	69.3 (5年度)	72.0	75.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 【重点】
- 2 子どもの貧困対策の推進
- 3 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 4 ヤングケアラー支援の推進 【重点】
- 5 より良い子どもの居場所づくりの推進 【再掲】 (施策19-1)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に実施した区民意向調査により現状値を把握したことから、現状値及び目標値を設定する。

※1 社会的養育: 虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

※2 子どもの権利: 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

現行



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	—	上昇	上昇	%
2 守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	24.8 (5年度)	23.0	20.0	%
3 「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	69.3 (5年度)	72.0	75.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利擁護の推進 【重点】
- 2 子どもの意見表明・参画の推進 【重点】
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 5 ヤングケアラー支援の推進 【重点】

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

※2 子どもの権利:「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

修正案

施策18

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、条例に基づく取組を進めていきます。子どもの権利について、広く普及啓発に取り組むとともに、子どもが自分の思いや考え、意見を表明できる環境を整え、社会的活動に参画する機会を確保していきます。また、子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組みを整えていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
	二	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
			相談・救済機関の設置 準備・実施	相談・救済機関の設置 実施	相談・救済機関の設置 準備・実施
子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	
—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	二	二	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 へ統合

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和7年(2025年)第1回区議会定例会に提出予定の「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、施策18-1「子どもの権利擁護の推進」と施策18-2「子どもの意見表明・参画の推進」を統合するとともに、「相談・救済機関の設置」の取組を追加する。

現行

施策18

1 子どもの権利擁護の推進

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づき、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるよう取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	

2 子どもの意見表明・参画の推進

【重点】

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策への子どもの意見の反映

修正案

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」^{※1}に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度(2027年度)までに順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館(7地域に各1館)を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度(2027年度)から順次、移行することを目指します。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、令和9年度(2027年度)までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度(2027年度)の全校実施に合わせて、諸室の利用拡大や新たなおやつを提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	
今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定	＝	＝	＝	
児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	
		中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	
		＝	児童館の新規整備 検討	児童館の新規整備 検討	
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規3所 (累計20所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規10所 (累計30所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規15所 (累計30所)	
小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所 (累計17所)	事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用	
小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始				
事業量		日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	
		小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	小学校始業前の朝の居場所 実施	小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	
		子ども・子育てプラザ 7所 小学生タイム 拡充	子ども・子育てプラザ 7所 小学生タイム 実施	子ども・子育てプラザ 7所 小学生タイム 拡充・実施	
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)
			公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施

※1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針: 今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定したもの

※2 コミュニティふらっと: 乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

児童館再編の取組の検証結果^{※1}において、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、令和7年度(2025年度)以降、この方針に基づく取組を進めます。

また、一部の小学校で試行実施していた、放課後等居場所事業の学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を令和6年度(2024年度)からすべての事業実施校で行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定			
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営			
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所(累計17所)			
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施			
小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用	
<p>【令和6年度(2024年度)修正の理由】 令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、全面的に修正する。</p>					

※1 児童館再編の取組の検証結果:この間の児童館再編の取組(児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり)について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を令和5年(2023年)9月にまとめたもの

※2 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

修正案

施策20

2 地域における子育て支援体制の充実

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、乳幼児期における子どもの育ちと子育てを応援するため、地域の子育て支援拠点として子ども・子育てプラザ^{※1}の機能の充実を図ります。また、児童館におけるゆうキッズ事業の実施やつどいの広場の運営支援に加え、一部の児童館において令和9年度(2027年度)を目途に日曜日開館を実施することにより、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※2}のほか、一時預かり事業^{※3}や子育て応援券^{※4}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計 7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施
	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所 充実	乳幼児親子の居場所 充実	乳幼児親子の居場所 実施・充実
	地域子育てネットワーク事業 ^{※5} 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施
	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施
	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施
	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充・実施
子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※3 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※4 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などとかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※5 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、子ども・子育てプラザの運営及び乳幼児親子の居場所に係る取組を修正する。

施策20

2 地域における子育て支援体制の充実

これまでの地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザ^{※1}や地域子育てネットワーク事業^{※2}等の取組については、令和6年度(2024年度)に策定予定の「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)以降、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※3}のほか、一時預かり事業^{※4}や子育て応援券^{※5}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計 7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり
	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施			
	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施
	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施
	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施
	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充・実施
子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※3 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※4 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※5 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

修正案

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	改築・改修等 区立保育園 設計0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園 設計0.5園

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館を改築することに伴い修正する。

現行

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	—	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

修正案

施策20

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」^{※3}が令和8年度(2026年度)に本格実施されることを見据えて、認可保育所等において未就園児を対象とした預かり事業を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※4} 15園実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施
	病児保育室 4所	病児保育室 新規1所 (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援 検討	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施
	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討
		<u>こども誰でも通園制度 試行実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 試行実施・実施</u>

※1 病児保育: 病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所: 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 こども誰でも通園制度: 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない満3歳未満の子どもが認可保育所等を一定時間利用できる制度。令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく給付として全国の自治体で実施。

※4 障害児指定園: 障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

子ども・子育て支援法に基づく「こども誰でも通園制度」が開始されることを踏まえ、本格実施に向けた区の取組を追加する。

現行

施策20

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労等の有無に依らない保育所等の利用に関する国や都の動向を注視し、子どもの育ちや子育て支援の充実等の観点から、保育所の活用を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※3} 15園実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施
	病児保育室 4所	病児保育室 新規1所 (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援 検討	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施
	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討

※1 病児保育: 病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所: 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 障害児指定園: 障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

修正案

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用できるよう、小学校の改築検討にあわせて学童クラブの整備を検討するなど、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)	＝	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 ＝ (累計3施設)	＝	＝	＝
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 ＝ (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)	＝	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、学童クラブの整備に係る取組を修正する。

現行

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組めます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)		
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)			
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

修正案

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。改築を行う天沼中学校にはさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」を併設することとし、令和7年度(2025年度)から設計に着手します。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 1か所
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※1 さざんかステップアップ教室: 不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ: 不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

天沼中学校の改築に合わせて、さざんかステップアップ教室を校内に併設することに伴い修正する。

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※1 さざんかステップアップ教室:不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ:不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

修正案

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
杉並第二小学校 改築 0.5校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.1校	西宮中学校 設計 0.4校	西宮中学校 検討 設計 0.5校
天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

西宮中学校の改築スケジュールの見直しに伴い修正する。

現行

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.3校	西宮中学校 設計 0.7校	西宮中学校 検討 設計 1校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討	
—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討	
高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校	

修正案

施策26

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、協働提案制度については区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていいため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携プラットフォームを活用した新たな仕組みを検討していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 13町会 町会・自治会掲示板設置等助成 35基 町会・自治会ICT活用支援 —	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施
	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施 <u>新たな仕組みの検討</u>	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 — <u>新たな仕組みの実施準備</u>	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施 <u>新たな仕組みの検討・実施準備</u>

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

協働提案制度について、区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていいため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携プラットフォームを活用した新たな仕組みを検討することとし、修正する。

なお、協働提案制度は令和6年度(2024年度)に採択した案件がないことから、令和8年度(2026年度)の取組を修正する。

現行

施策26

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、NPO支援基金に基づく助成金の交付や協働提案制度の実施を通して、地域の課題解決に向けた自主的な活動に取り組んでいるNPO法人等の地域団体を支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 13町会 町会・自治会掲示板設置等助成 35基 町会・自治会ICT活用支援 —	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施
	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施

修正案

施策26

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、身近な地域において、世代を超えた住民同士の交流を促し、コミュニティの形成を図るため、新たにコミュニティふらっと2施設の整備を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.1所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	荻窪地域区民センター 改修 0.2所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.5所	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.3所	—	—	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.3所
			(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.6所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 1所
			(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.1所	(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.5所

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

荻窪地域区民センターについては、改修工事のスケジュール見直しに伴い修正する。また、コミュニティふらっと高円寺南については正式名称が決定したことに伴い「(仮称)」を削除する。(仮称)コミュニティふらっと上荻窪、(仮称)コミュニティふらっと宮前は設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策26

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、今後のコミュニティふらっとの整備については、各地域における課題や老朽化した施設のあり方について施設利用者や地域住民と共に考えながら、検討していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.3所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	—	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所	—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所

修正案

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生基本方針に基づき、互いを尊重し合える意識の啓発・醸成事業の実施や多文化共生拠点^{※1}の早期設置に向けた検討を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
	多文化共生基本方針 検討・策定	＝	＝	多文化共生基本方針 検討・策定
国際交流や多文化 共生を推進する人材 の育成・啓発	多文化共生推進事業 の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討
国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流
国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回
交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援
特別区全国連携プロ ジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進

※1 多文化共生拠点:外国人向けの日本語学習支援や生活相談窓口の運営、地域参画を目的とした交流イベント等を実施する、異なる文化や背景を持つ区民が集い交流する場

※2 国際友好都市:友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウイロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体:区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト:東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「多文化共生基本方針」を踏まえ、事業量の記載及び注釈を修正する。

現行

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生に関する基本方針の策定や多文化キッズサロン^{※1}の早期設置に向けた検討を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討
	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流
	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 111回 情報発信 6回
	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援
	特別区全国連携プロジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進

※1 多文化キッズサロン: 日本語を母語としない子どもが安心して立ち寄ることができ、学び・人とつながることができる地域の居場所

※2 国際友好都市: 友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体: 区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト: 東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

杉並区総合計画

(区政経営改革推進基本方針)

令和 6 年度 (2024 年度) ~ 令和 12 年度 (2030 年度)

杉並区区政経営改革推進計画 (第 2 次)

令和 6 年度 (2024 年度) ~ 令和 8 年度 (2026 年度)

修 正 案

区政経営改革推進計画 修正取組等一覧

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

1 事業運営の改善や執行方法の見直し

学校徴収金の公会計化

P1

学童クラブおやつ代の公会計化

P3

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に
即応できる持続可能な財政運営の実現

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方

P5

2 財源の確保

ふるさと納税制度による寄附の受入れ

P7

修正案

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

学校徴収金の公会計化		学務課	
		教育委員会事務局庶務課	
保護者から徴収している学校徴収金について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、 <u>学校給食費は、令和7年度(2025年度)から公会計による運用を開始します。</u>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校徴収金 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校徴収金 検討
効果			

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

取組の課題を整理し、学校給食費の公会計化を先行して令和7年度(2025年度)から実施し、その他の徴収金については引き続き検討することとしたことに伴い、修正する。

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1)事業運営の改善や執行方法の見直し

学校徴収金の公会計化		学務課	
		教育委員会事務局庶務課	
<p>区立学校において、保護者から徴収してきた学校給食費や教材費等の学校徴収金の公会計化を検討します。この公会計化により、保護者の利便性の向上、経理面での管理・監督体制の充実、透明性の向上及び教職員の業務負担の軽減を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 検討・試行実施	学校徴収金の公会計化 実施
効果			

修正案

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

学童クラブおやつ代の公会計化		児童青少年課	
		—	
<p>学童クラブのおやつ代について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、令和9年度(2027年度)から公会計による運用を開始します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 実施準備
効果			

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

各学童クラブで私費会計として管理していたおやつ代を区の公会計での管理に変更することに加え、事務の効率化により職員が子どもと接する時間をより一層充実させるため、おやつの一括購入化を検討するなど、おやつの調達手法を含めた全体的な見直しを図ることとしたことから、実施の時期を令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)に修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

学童クラブおやつ代の公会計化		児童青少年課	
		—	
学童クラブのおやつ代について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行います。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 実施
効果			

【方針 2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現 ＜財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方＞

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和 3 年度(2021 年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

基本的な考え方

- ① (略)
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円以上積み立てます。また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金に当面 20 億円を積み立てます。なお、(仮称)本庁舎改築基金の積立額については、新庁舎の規模や整備スケジュール等の具体化にあわせて見直します。
- ③ ～ ⑤ (略)

1. 基本的な考え方のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(単年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性、現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金、施設整備基金と(仮称)本庁舎改築基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

2. 各項目の解説

【①財政調整基金の残高維持】について

(略)

【②-1 施設整備基金の積立】について

・「区立施設マネジメント計画(第1期)」における今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費から、区役所本庁舎の改築・改修等経費の試算額(310.5 億円)^{*1}を除いて試算した結果、年平均約 139 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編の取組や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80% 程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 47 億円が必要になると算出したうえで、現在の基金残高を勘案し、引き続き、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

*1 区役所本庁舎を現在と同規模で改築・改修等した場合の試算額(東棟 70 年目改築及び改築後の 20 年目改修経費、中棟・西棟 40 年目改修及び 60 年目改築経費の合計額)

⇒毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上

《計算式》

$139 \text{ 億円} \times 95\% (\text{施設の再編の取組等による改築経費の縮減}) \times 65\% (\text{国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35\% を減じた額}) \times 55\% (\text{大規模な工事に施設整備基金を 80\% 充当した場合の全体経費に占める割合}) \div 47 \text{ 億円}$

【②-2(仮称)本庁舎改築基金の積立】について

・杉並区役所本庁舎改築等課題検討報告書において試算した工事費の想定額(最大 400 億円)^{*2}のうち、75%の 300 億円は(仮称)本庁舎改築基金を財源とすることとし、当面 20 億円を積み立てることとする。

・なお、工事費の想定額は、新庁舎の規模や整備スケジュール等の具体化にあわせて改めて算出し、積立額も見直すこととする。

*2 本庁舎改築の想定規模(最大 50,000 m²)及び他区の平均工事費から想定した単価(80 万円/m²)に基づく試算額

(以下、略)

【方針 2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現 <財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方>

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和 3 年度(2021 年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

基本的な考え方

- ① (略)
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、**毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てるとともに、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。**
- ③ ~ ⑤ (略)

1. 基本的な考え方のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(単年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性、現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金と施設整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。また、(仮称)本庁舎改築基金の早期設置を目標とします。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

2. 各項目の解説

【①財政調整基金の残高維持】について

(略)

【②施設整備基金の積立】について

・「区立施設マネジメント計画(第1期)」において、今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費を試算した結果、年平均約 147 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編の取組や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80%程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 50 億円が必要になると算出したうえで、現在の基金残高を勘案し、引き続き、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

⇒**毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上**

《計算式》

147 億円×95%(施設の再編の取組等による改築経費の縮減)×65%(国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35%を減じた額)×55%(大規模な工事に施設整備基金を 80%充当した場合の全体経費に占める割合)≒50 億円

・また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。

(以下、略)

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金の設置を具体化するため、修正する。

修正案

【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な 財政運営の実現

(2) 財源の確保

ふるさと納税制度 ^{※1} による寄附の受入れ		ふるさと納税担当	
		—	
<p>4つの基金(次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金)と「杉並版クラウドファンディング^{※2}」等において寄附の受入れを行うとともに、これらの寄附メニューの拡充に取り組みます。さらに、<u>区の魅力発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化に寄与する返礼品の拡充に取り組みます。</u></p> <p>また、寄附の募集だけでなく、住民税流出の現状、ふるさと納税制度の問題点等について、区ホームページやSNS^{※3}等により区内外へ情報を発信するとともに、様々な機会を捉えて制度の見直しを働きかけるなどの取組を通して、健全な寄附文化の醸成を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ
効果	(財)	(財)	(財)

※1 ふるさと納税制度: 自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除される制度(上限あり)

※2 杉並版クラウドファンディング: 杉並区における一定目的の事業(荻外荘の復原・整備事業等)の実現を目指すための見返りを求めない寄附募集のこと。民間のポータルサイトのクラウドファンディングとは異なり、寄附募集の期限や目標額を定めない

※3 SNS: Social Networking Serviceの略。人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

住民税流出の現状や他区の動向、区内関係団体との意見交換を踏まえ、返礼品の拡充に取り組むこととしたことにより、記載を追加する。

現行

**【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な
財政運営の実現**

(2) 財源の確保

ふるさと納税制度 ^{※1} による寄附の受入れ		ふるさと納税担当	
		—	
<p>4つの基金(次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金)と「杉並版クラウドファンディング^{※2}」において寄附の受入れを行うとともに、これらの寄附メニューの拡充に取り組みます。 また、寄附の募集だけでなく、住民税流出の現状、ふるさと納税制度の問題点等について、区ホームページやSNS^{※3}等により区内外へ情報を発信するとともに、様々な機会を捉えて制度の見直しを働きかけるなどの取組を通して、健全な寄附文化の醸成を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ
効果	(財)	(財)	(財)

※1 ふるさと納税制度:自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除される制度(上限あり)

※2 杉並版クラウドファンディング:杉並区における一定目的の事業(荻外荘の復原・整備事業等)の実現を目指すための見返りを求めない寄附募集のこと。民間のポータルサイトのクラウドファンディングとは異なり、寄附募集の期限や目標額を定めない

※3 SNS:Social Networking Serviceの略。人と人の社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

杉並区協働推進計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

修 正 案

協働推進計画 修正取組一覧

方針1 多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度の実施

P1

修正案

【方針1】多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度 ^{※1} の実施		地域課	
		公民連携担当	
<p>協働の担い手となる地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)と区が話し合いや意見交換の場を持ち、提案された協働事業に取り組んでいきます。また、区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていくため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携を推進するための新たな仕組みを検討していきます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施 新たな仕組みの検討	二 新たな仕組みの実施準備
関連する計画			
(実行計画)施策26 地域活動団体への支援			

※1 協働提案制度: 区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し、十分に協議を行い役割を分担しながら、地域の公共的な課題の解決に向けて取り組んでいく制度

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

・協働の取組をより地域の課題解決に生かす仕組みとしていくための一環として、令和7年度(2025年度)から協働提案制度の見直しを行う。

【方針1】多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度^{※1}の実施		地域課	
		—	
協働の担い手となる地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)と区が話し合いや意見交換の場を持ち、提案された協働事業に取り組んでいきます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施
関連する計画			
(実行計画)施策26 地域活動団体への支援			

※1 協働提案制度:区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し、十分に協議を行い役割を分担しながら、地域の公共的な課題の解決に向けて取り組んでいく制度

杉並区デジタル化推進計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

修 正 案

デジタル化推進計画 修正取組一覧

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

1 簡単・便利な行政手続の実現

行政手続のオンライン対応の推進

P1

3 福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

デジタル技術を活用した保育サービスの提供

P3

4 デジタルデバイドの解消に向けた取組

デジタルデバイス対策の推進

P5

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

1 デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

【新】 デジタル技術を活用したごみの収集運搬業務の効率化

P7

3 外部人材の活用、デジタル人材の育成

行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用

P9

修正案

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

行政手続のオンライン対応の推進		デジタル戦略担当	
		—	
<p>マイナンバー制度のマイナポータル^{※1}や東京電子自治体共同運営電子申請サービス^{※2}等のオンライン申請サービスの活用を通じて、法令上の制約がある手続等を除き、令和8年(2026年)度末を目途に、原則全手続がオンライン対応可能となるよう取り組みます。</p> <p>また、より多くの区民が行政のデジタル化のメリットを実感できるよう、オンライン申請をはじめとした行政のデジタルサービス情報を集約したポータルサイト^{※3}を構築することで、誰もが「いつでもどこでもすぐ使えて」「簡単」で「便利」な行政手続のオンライン対応を推進します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	行政手続のオンライン対応 推進 95手続(累計400手続)	行政手続のオンライン対応 推進 100手続(累計500手続) デジタルポータルサイト 検討	行政手続のオンライン対応 推進 200手続(累計700手続) デジタルポータルサイト 構築・運用

※1 マイナポータル:子育てや介護等の行政手続におけるオンライン申請のほか、行政機関等からのお知らせなどを確認できる政府運営のオンラインサービス

※2 東京電子自治体共同運営電子申請サービス:東京都と区市町村が共同で運営するインターネットを通じて行った申請・届出を受付処理するサービス

※3 ポータルサイト:多種多様な情報が集まるホームページ等のWebサイトの入口(目次)の役目を果たすサイトのこと

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

- ・区民の利便性向上のため、行政手続のオンライン対応の取組を加速化させ、令和8年度(2026年度)末を目途に、法令上の制約がある手続等を除く区の全手続についてオンライン対応可能となるよう取組を修正する。
- ・必要なサービスにアクセスしやすくなるよう、オンライン申請をはじめとした行政のデジタルサービス情報を集約したポータルサイト構築の取組を追加する。

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

行政手続のオンライン対応の推進		デジタル戦略担当	
		—	
<p>マイナンバー制度のマイナポータル^{※1}や東京電子自治体共同運営電子申請サービス^{※2}等のオンライン申請サービスの活用を通じて、スマートフォンなどから各種の手続を可能とすることで、区民等が「いつでもどこでもすぐ使えて」「簡単」で「便利」な行政手続のオンライン対応を推進します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	行政手続のオンライン対応 推進 20手続(累計280手続)	行政手続のオンライン対応 推進 20手続(累計300手続)	行政手続のオンライン対応 推進 20手続(累計320手続)

※1 マイナポータル:子育てや介護等の行政手続におけるオンライン申請のほか、行政機関等からのお知らせなどを確認できる政府運営のオンラインサービス

※2 東京電子自治体共同運営電子申請サービス:東京都と区市町村が共同で運営するインターネットを通じて行った申請・届出を受付処理するサービス

修正案

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(3) 福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

デジタル技術を活用した保育サービスの提供		保育課	
		—	
<p>スマートフォン等から、連絡帳の閲覧・更新や欠席・遅刻の連絡が可能になる登降園管理システムについて、令和5年度(2023年度)の先行導入を踏まえ、令和6年度(2024年度)から区立保育園・子供園の全園で運用を開始し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。このシステムの活用により、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や各種指導計画・記録、日誌等の作成を電子化することで、職員負担の軽減につなげ、これまで以上に保育士が子どもと関わる時間を確保し、保育の質の向上に努めます。</p> <p><u>また、これまで電話で予約を受け付けていた病児保育の利用について、令和7年度(2025年度)からインターネット上でリアルタイムでの空き状況の確認や利用予約を可能とするシステムを導入することで、保護者の利便性の向上を図ります。</u></p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	登降園管理システム 運用 病児保育予約システム 検討	登降園管理システム 運用 病児保育予約システム 導入	登降園管理システム 運用 病児保育予約システム 運用

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

病児保育室運営事業者との意見交換等を通じて、保護者の利便性の向上などの効果が見込めるため、病児保育室の予約システム導入に係る取組を追加する。

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(3)福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

デジタル技術を活用した保育サービスの提供		保育課	
		—	
<p>スマートフォン等から、連絡帳の閲覧・更新や欠席・遅刻の連絡が可能になる登降園管理システムについて、令和5年度(2023年度)の先行導入を踏まえ、令和6年度(2024年度)から区立保育園・子供園の全園で運用を開始し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。また、このシステムの活用により、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や各種指導計画・記録、日誌等の作成を電子化することで、職員負担の軽減につなげ、これまで以上に保育士が子どもと関わる時間を確保し、保育の質の向上に努めます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	登降園管理システム運用	登降園管理システム運用	登降園管理システム運用

修正案

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(4) デジタルデバイドの解消に向けた取組

デジタルデバイス対策 ^{※1} の推進		デジタル戦略担当	
		高齢者施策課、障害者施策課、 障害者生活支援課、 文化・交流課ほか	
<p>デジタル技術の利用に慣れていない方、不安のある方に対しては、スマートフォン・パソコン講座を開催するほか、機器の操作方法やオンライン申請、インターネットトラブルなどデジタルに関する様々な相談ができる窓口を設置し、デジタル技術の利活用への不安の解消を図るとともに、より多くの区民がデジタル化の恩恵を享受するための支援を行います。また、新たなデジタルデバイス対策を検討する際には、国や他自治体の先駆的な取組を参考としていくとともに、高齢者や障害者だけでなく、外国人や生活困窮者等への対応にも留意するなど、デジタルデバイドの解消に努めていきます。</p> <p>併せて、デジタル技術を導入する際は、使いやすさや分かりやすさを大切にするとともに、デジタル技術を活用した音声や文字認識、多言語翻訳等、様々な方が行政のデジタル化の恩恵を受けることができる取組を実施し、デジタル技術を利用しない方にも十分に配慮した「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	パソコン・スマートフォン講座等実施 デジタルに関する相談窓口検討 デジタルデバイスに配慮したデジタル技術の導入実施	パソコン・スマートフォン講座等実施 デジタルに関する相談窓口開設 デジタルデバイスに配慮したデジタル技術の導入実施	パソコン・スマートフォン講座等実施 デジタルに関する相談窓口運用 デジタルデバイスに配慮したデジタル技術の導入実施
関連する計画			
(実行計画)施策16 高齢者いきがい活動の充実 (実行計画)施策17 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実 (実行計画)施策27 多文化共生・国内外交流の推進			

※1 デジタルデバイス対策: インターネットやパソコン等の情報通信技術の恩恵をすべての方が受けられるように配慮すること

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

- ・デジタル技術の利活用への不安解消を図る取組を充実するため、機器の操作方法やオンライン申請、インターネットトラブルなどデジタルに関する様々な相談ができる常設窓口設置の取組を追加する。
- ・高齢者や障害者だけでなく、外国人や生活困窮者への対応など幅広くデジタルデバイス対策を行っていく観点から、関係課等を追加する。

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(4) デジタルデバイドの解消に向けた取組

デジタルデバイス対策※1の推進		デジタル戦略担当	
		高齢者施策課、障害者施策課、 障害者生活支援課	
<p>高齢者や障害者などを含め、デジタル技術の利用に慣れていない方、不安のある方に対しては、スマートフォン・パソコン講座を開催するほか、新たなデジタルデバイス対策を検討する際には、国や他自治体の先駆的な取組を参考としていくなど、デジタルデバイドの解消に努めていきます。</p> <p>併せて、デジタル技術を導入する際は、使いやすさや分かりやすさを大切にするとともに、デジタル技術を活用した音声や文字認識、多言語翻訳等、様々な方が行政のデジタル化の恩恵を受けることができる取組を実施し、デジタル技術を利用しない方にも十分に配慮した「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	パソコン・スマートフォン講座等 実施 デジタルデバイスに配慮したデジタル技術の導入 実施	パソコン・スマートフォン講座等 実施 デジタルデバイスに配慮したデジタル技術の導入 実施	パソコン・スマートフォン講座等 実施 デジタルデバイスに配慮したデジタル技術の導入 実施
関連する計画 (実行計画)施策16 高齢者いきがい活動の充実 (実行計画)施策17 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実			

※1 デジタルデバイス対策:インターネットやパソコン等の情報通信技術の恩恵をすべての方が受けられるように配慮すること

修正案

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

デジタル技術を活用したごみの収集運搬業務の効率化		杉並清掃事務所 ごみ減量対策課	
<p>ごみの収集運搬業務の効率化を図るため、集積所地区のデジタル化や収集ルート of 自動作成、清掃車両へのタブレット配備による収集情報の共有等の清掃事業のデジタル化を進め、そこで生まれた時間や余力をごみの分別の徹底や排出指導、ふれあい収集業務^{※1}の充実・強化に充てるなど、区民サービスの更なる向上に取り組めます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	清掃事業運営支援システム 検討	清掃事業運営支援システム 導入	清掃事業運営支援システム 運用・拡充検討

※1 ふれあい収集業務: 高齢者等で自ら集積所へごみを持ち出すことが困難な世帯に対して戸別にごみ・資源を収集する業務

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

ごみの収集運搬業務の効率化を図ることで、ごみの分別の徹底や排出指導などの他の業務を充実・強化させていくため、清掃事業のデジタル化の取組を追加する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

新規

修正案

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用		デジタル戦略担当	
		人事課	
<p>デジタル技術に関する高度な知見を有し、行政のデジタル化に精通している外部人材から登用した「デジタル戦略アドバイザー」のほか、情報収集や分析能力に優れた民間事業者等を積極的に活用します。また、専門的なスキルを持ち民間企業等で活躍する複業可能なデジタル人材の力を内部に取り入れることにより、区のデジタル化を戦略的に推進します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	外部人材・民間事業者等 活用 <u>複業人材^{※1}</u> <u>活用検討</u>	外部人材・民間事業者等 活用 <u>複業人材</u> <u>活用</u>	外部人材・民間事業者等 活用 <u>複業人材</u> <u>活用</u>

※1 複業人材: 同時に複数の本業に従事する働き方をする人材

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

区のDXの取組を加速化させるため、民間企業等で活躍する複業可能なデジタル人材活用の取組を追加する。

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用		デジタル戦略担当	
		—	
<p>デジタル技術に関する高度な知見を有し、行政のデジタル化に精通している外部人材から登用した「デジタル戦略アドバイザー」のほか、情報収集や分析能力に優れた民間事業者等を積極的に活用し、区のデジタル化を戦略的に推進します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	外部人材・民間事業者等活用	外部人材・民間事業者等活用	外部人材・民間事業者等活用

杉並区

区立施設マネジメント計画（第 1 期）

令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度

第 1 次実施プラン

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度

修 正 案

～ 目 次 ～

■区立施設マネジメント計画（第1期）に関する修正	2
■第1次実施プランに関する修正	13
1 井草地域	14
2 西荻地域	16
3 荻窪地域	21
4 阿佐谷地域	27
5 高円寺地域	28
6 高井戸地域	35
7 方南和泉地域	46

区立施設マネジメント計画（第1期）に関する修正 第5章 施設の課題

（1）主な施設の課題と今後の方向性

2 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ

課題と今後の方向性

現行

児童館は、子どもの健やかな成長と子育てを支援する施設としての役割を果たしてきましたが、学童クラブを含む小学生の放課後等の居場所や子育てを支援する乳幼児親子の居場所は、そのニーズが多様化するとともに増加しており、児童館という限られたスペースの中では、対応に限界があるなどの課題が生じていたことから、小学生の放課後等の居場所の機能の小学校内への移転や子ども・子育てプラザの整備など、児童館再編の取組を進めてきました。

一方、児童館を整備してきたこれまでの経緯や、その役割等を踏まえて、児童館の存置や他の手法による課題解決を求める声も多くあったことなどから、これまでの取組を検証することとしました。

当事者である子どもやその保護者等を対象としたアンケートや意見交換会での意見、この間の運営状況等を踏まえた結果、児童館の基本的な機能・役割は、中・高校生の居場所機能を除き、放課後等居場所事業や子ども・子育てプラザといった居場所で、概ね継承されていることが確認できました。その一方、児童館が有していた役割を、今後さらに充実・発展させていく観点からは、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があること、これまでの再編整備の取組により作られた新たな居場所においては維持することが困難な「児童館の特性」があること、子どもや保護者には、その置かれた状況や成長段階等に応じて、多様なニーズがあり、居場所に求める内容も様々であること等を確認することができました。また、取組の進め方においては、取組内容の周知や意見聴取のプロセスに課題があったことも明らかになりました。

区の基本構想で定める子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を実現していくためには、国が令和5年（2023年）12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」の内容や、区が設置した「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」での議論の状況も踏まえて、すべての子どもが成長段階に応じて安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めていくことが必要不可欠です。

こうした認識に立ち、区では、今般の検証で確認できた課題や、児童館ならではの特性の視点等を踏まえながら、困難を抱える子どもを含むすべての子ども

もを対象とした居場所づくりの指針となる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和6年度(2024年度)中に策定することを目指し、検討を行っていきます。児童館等の今後の方向性についてはその基本方針の中で明らかにしていきます。

なお、この基本方針の検討に当たっては、当事者である子どもをはじめ、その保護者や、既に児童館の再編整備が行われた地域の方々のご意見を丁寧に聴取することはもとより、これからの子どもの居場所のあるべき姿を、子どもや地域住民と行政が手を携え、共に形作っていく、という視点に基づき、幅広い区民参画を得ながら検討を進めていきます。

修正後

区では、基本構想で定める子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を実現していくため、子どもの居場所づくりの理念や基本的な視点、今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和7年（2025年）1月に策定する予定です。

今後は、この基本方針に基づき、すべての子どもが安心して過ごせる多様な居場所のより一層の充実を図っていきます。

<児童館>

児童館は、これまでの児童館再編の考え方を見直すとともに、現在の児童館が果たしている機能・役割を強化し、子どもが歩いて行ける距離を勘案して、中学校の各学区に1所存置又は整備していきます。

現時点において中学校区に児童館が存しない地域（7中学校区）では、今後、学校や他の区立施設の改築等がある際に、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館の整備について検討を行います。

一の中学校区に複数の児童館が存する地域では、既存の児童館が子どもの居場所の貴重な一翼を担っていることを勘案し、すべての児童館を存置します。

また、児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先児童館」に位置付け、中・高校生の居場所機能の充実を図ります。

なお、存置する25館中17館は、築40年以上（うち11館が築50年以上）を経過するなど、老朽化が進んでいる状況にあるため、施設の状況を踏まえて、老朽化への対応を検討していきます。

<児童青少年センター（ゆう杉並）>

ゆう杉並は、区内唯一の中・高校生専用児童館として、より一層の充実を図りながら運営を継続するとともに、中・高校生機能優先児童館の整備にあわせて、ゆう杉並が培ってきた中・高校生世代への適切な対応や活動支援、運営への参画等のノウハウを中・高校生機能優先児童館に共有し、必要な助言・サポートを行う役割を担っていきます。

<学童クラブ>

行き帰りの安全面を考慮し、引き続き小学校内又は小学校近接地への整備を基本として整備を進めていきます。

<子ども・子育てプラザ>

子ども・子育てプラザは、児童館におけるゆうキッズ事業を継続実施することから、現在の7所（7地域に各1所）による運営とし、引き続き、各地域の子育て支援拠点としてその機能の充実を図っていきます。

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

令和6年度（2024年度）に策定する予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、全面的に修正する。

4 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等

課題と今後の方向性

現行

<地域区民センター>

地域区民センターは、杉並区一般施設長寿命化計画（令和3年（2021年）3月策定）では、施設長寿命化の対象としている施設です。これまで、全7施設の内、設備が老朽化していた高井戸、西荻、高円寺の各地域区民センターについては、長寿命化改修等を実施してきました。また、阿佐谷地域区民センターについては、令和4年度（2022年度）に移転改築しています。

今後は、既に築40年を経過している荻窪地域区民センターの長寿命化改修を実施するほか、残りの井草、永福和泉の各施設についても、築40年を目安に長寿命化改修を実施することで必要な保全を行うとともに、新たなニーズへの対応やバリアフリー化の推進、防災拠点施設としての機能向上を図るなど、より使いやすい施設としていきます。

<区民集会所、区民会館、コミュニティふらっと>

令和5年（2023年）4月の時点で、区民集会所や区民会館の築年数の平均は約34年となっています。

これまでの区立施設再編整備計画において、これらの施設については、ゆうゆう館及び機能移転後の児童館施設と合わせて、施設の有効活用や、世代を超えた住民同士の交流による身近な地域におけるコミュニティ形成の観点から、新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」として段階的に再編整備することとしていました。

こうした新たな地域コミュニティ施設の再編整備については、多世代の利用や交流が進んでいるか、ゆうゆう館の機能がコミュニティふらっとへ継承されているかなどの観点から、これまでの取組を検証してきました。

その結果、この間、開設してきたコミュニティふらっとにおいては、ゆうゆう館の機能が概ね継承され、幅広い世代が利用しているなど、一定の成果をあげていることが確認できました。一方で、コミュニティふらっとに対する十分な理解が進んでいない中で再編整備の取組を進めてきたことにより、一部の施設利用者等から、高齢者にとっては、高齢者専用施設の方が気軽に利用できるなど不安や不満の声が寄せられてきました。

そこで、今後は、区民との対話により施設に対する理解を深めつつ、さらに利用しやすい施設とするために、運営について施設利用者等の意見を聴く場を設けていくための検討を行います。また、多世代の利用から利用者同士の交流

に発展させ、身近な地域コミュニティの拠点となる施設にしていくことができるよう、区民・運営事業者と共に取組を充実させていきます。

さらに、これまで以上に利用者の視点に立った施設づくりを進める観点から、各地域における課題や老朽化した施設のあり方について施設利用者や地域住民等と共に考えながら、集会施設等の整備についても検討していきます。

修正後

<地域区民センター>

地域区民センターは、杉並区一般施設長寿命化計画（令和3年（2021年）3月策定）では、施設長寿命化の対象としている施設です。これまで、全7施設の内、設備が老朽化していた高井戸、西荻、高円寺の各地域区民センターについては、長寿命化改修等を実施してきました。また、阿佐谷地域区民センターについては、令和4年度（2022年度）に移転改築しています。

今後は、既に築40年を経過している荻窪地域区民センターの長寿命化改修を実施するほか、残りの井草、永福和泉の各施設についても、築40年を目安に長寿命化改修を実施することで必要な保全を行うとともに、新たなニーズへの対応やバリアフリー化の推進、防災拠点施設としての機能向上を図るなど、より使いやすい施設としていきます。

<区民集会所、区民会館、コミュニティふらっと>

令和5年（2023年）4月の時点で、区民集会所や区民会館の築年数の平均は約34年となっています。これらの施設については、令和5年度（2023年度）までの間、区立施設再編整備計画（令和6年度（2024年度）から区立施設マネジメント計画に変更）に基づき、施設の有効活用と世代を超えた住民同士の交流による身近な地域でのコミュニティ形成促進を図るため、ゆうゆう館及び機能移転後の児童館施設と共に、新たにコミュニティふらっととして段階的な再編整備を進めており、令和6年（2024年）11月時点で7所のコミュニティふらっとを開設しました。

この再編整備については、令和5年度（2023年度）に行った取組の検証において、廃止したゆうゆう館の機能が概ね継承されていることや、幅広い世代が利用していることなど一定の成果が確認できたものの、令和6年度（2024年度）から実施してきた区立施設マネジメント計画に基づくワークショップ等の取組を通して、主に次のような意見が寄せられたところです。

【主な意見（概要）】

- ・コミュニティふらっと及びゆうゆう館は、高齢者の居場所として、より利用しやすい仕掛けや工夫が必要
- ・高齢者にとっても多世代交流の視点も重要であり、両施設において充実を図るべき
- ・ゆうゆう館の機能継承という点で、コミュニティふらっとの高齢者団体優先枠等が十分ではない

これらの意見を踏まえて、更なる高齢化の進展を見据えつつ、コミュニティふらっと・ゆうゆう館の双方が、より多くの高齢者にとって利用しやすい施設

となるよう、下表に掲げた事項と必要な関連規程の見直しについて検討・具体化します。

このほか、老朽化した集会施設等の整備のあり方については、施設利用者や地域住民等と共に考えながら計画的に検討を進めていきます。

コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の優先枠等の見直し案

項目	現状	見直し案
優先枠の申込み可能枠数（1団体当たり）	月8枠	月10枠
優先枠の申込み可能枠数を超過して利用する場合の使用料の取扱	有料	使用料免除 （枠数の上限なし）
団体登録していない他のコミュニティふらっとの空き枠（登録団体の利用抽選後の枠）の利用	不可	可能（使用料免除）
ゆうゆう館の空き枠（ゆうゆう館登録団体の利用抽選後の枠）の利用	不可	可能（使用料免除）

実施時期：優先枠の申込み可能枠数の見直しは、令和7年度（2025年度）下半期申込分から実施予定。その他の項目は、令和8年度（2026年度）上半期または下半期申込分から実施予定。

《コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先枠とは》（現行制度）

- ・ゆうゆう館を利用していた団体の活動が継続できるよう、コミュニティふらっとの一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申込みができる仕組みで、1団体当たり月8枠まで使用料は免除。
- ・申込みができるのは、1つの団体につき、コミュニティふらっとのうち1施設まで。なお、コミュニティふらっとの「高齢者団体優先枠」に申込みをした団体は、ゆうゆう館の抽選会に参加できない。

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

コミュニティふらっとが、より多くの高齢者にとって利用しやすい施設となるよう検討する旨、修正する。

5 ゆうゆう館、高齢者活動支援センター

課題と今後の方向性

現行

<ゆうゆう館>

「生涯現役」の地域拠点である、ゆうゆう館（28館）については、高齢者専用施設としての特性から、夜間の稼働率が低いことや、築40年以上の施設（16館）の老朽化対策、併設する区立保育園等の施設の再編等と合わせて施設のあり方を検討・具体化する必要があるなどの課題があります。

この間、これらの課題に対応するため、再編整備の対象となるゆうゆう館は、多世代型の地域コミュニティ施設であるコミュニティふらっとに機能を継承した上で廃止する取組を計画的に進めてきたところです。しかし、この取組には、賛同する意見がある一方、計画化に当たって利用者や地域住民の意見聴取が不十分であったこと等が浮き彫りになりました。

このため、前述したゆうゆう館の課題解決に向けては、本計画の基本方針等に基づき、計画案策定前の段階から、施設利用者や地域住民等と施設を取り巻く課題を共有し、施設のあり方を共に考えていくというように、計画づくりのプロセスを転換することとします。

こうした新たな施設の再編等の取組を通して、多くの元気な高齢者のいきがい・健康増進活動や、一人暮らし高齢者等の孤立防止に資する高齢者の居場所（家庭や職場ではない第三の居場所）と、多世代交流を含む、多様な活動の機会や活躍の場を適切に提供していきます。

<高齢者活動支援センター>

全区的施設としての高齢者活動支援センターは、平成24年（2012年）に当センターを含む、高井戸地域区民センター等複合施設の大規模改修を経てリニューアルオープンし、指定管理者による一体的かつ円滑な管理運営が行われているため、引き続き、指定管理者と連携しつつ、高齢者の福祉増進と活動支援の充実を図っていくこととします。

修正後

<ゆうゆう館>

「生涯現役」の地域拠点である、ゆうゆう館（26館）については、高齢者専用施設としての特性から、夜間の稼働率が低いことや、築40年以上の施設（15館）の老朽化対策、併設する区立保育園等の施設の再編等と合わせて施設のあり方を検討・具体化する必要があります。

令和5年度（2023年度）までの間、区立施設再編整備計画（令和6年度（2024年度）から区立施設マネジメント計画に変更）に基づき、施設の有効活用と世代を超えた住民同士の交流による身近な地域でのコミュニティ形成促進を図るため、ゆうゆう館及び機能移転後の児童館施設と共に、新たにコミュニティふらっととして段階的な再編整備を進めており、令和6年（2024年）11月時点で7所のコミュニティふらっとを開設しました。

この再編整備については、令和5年度（2023年度）に行った取組の検証において、廃止したゆうゆう館の機能が概ね継承されていることや、幅広い世代が利用していることなど一定の成果が確認できたものの、令和6年度（2024年度）から実施してきた区立施設マネジメント計画に基づくワークショップ等の取組を通して、主に次のような意見が寄せられたところです。

【主な意見（概要）】

- ・コミュニティふらっと及びゆうゆう館は、高齢者の居場所として、より利用しやすい仕掛けや工夫が必要
- ・高齢者にとっても多世代交流の視点も重要であり、両施設において充実を図るべき
- ・ゆうゆう館の機能継承という点で、コミュニティふらっとの高齢者団体優先枠等が十分ではない

これらの意見を踏まえて、更なる高齢化の進展を見据えつつ、コミュニティふらっと・ゆうゆう館の双方が、より多くの高齢者にとって利用しやすい施設となるよう、下表に掲げた事項と必要な関連規程の見直しについて検討・具体化します。

ゆうゆう館に登録した高齢者団体に関する見直し案

<u>項目</u>	<u>現状</u>	<u>見直し案</u>
<u>コミュニティふらっとの空き枠（コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の利用抽選後の枠）の利用</u>	<u>不可</u>	<u>可能（使用料免除）</u>

実施時期：令和8年度（2026年度）上半期または下半期申込分から実施予定。

＜高齢者活動支援センター＞

全区的施設としての高齢者活動支援センターは、平成 24 年（2012 年）に当センターを含む、高井戸地域区民センター等複合施設の大規模改修を経てリニューアルオープンし、指定管理者による一体的かつ円滑な管理運営が行われているため、引き続き、指定管理者と連携しつつ、高齢者の福祉増進と活動支援の充実を図っていくこととします。

【令和 6 年度（2024 年度）修正の理由】

ゆうゆう館が、より多くの高齢者や、多世代にとって利用しやすい施設となるよう検討する旨、修正する。

第1次実施プランに関する修正

修正一覧

第2章 地域ごとの取組 (2) 地域ごとの取組

1 井草地域

- 新 重症心身障害児通所施設わかばの移転
- 新 柿木図書館及び周辺施設の更新等に関する検討

2 西荻地域

- 新 (仮称) コミュニティふらっと上荻窪の整備
- 修正 旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の検討

3 荻窪地域

- 修正 天沼中学校の改築検討
(天沼中学校の改築とさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」の整備へ修正)
- 修正 桃井第一小学校の改築検討
(桃井第一小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備検討へ修正)
- 修正 荻窪地域区民センターの長寿命化改修
- 新 旧天沼会議室別館の解体
- 修正 旧若杉小学校跡地の本格活用に関する検討

4 阿佐谷地域

- 修正 杉並第一小学校の移転改築
(杉並第一小学校の移転改築と小学校内での学童クラブの整備へ修正)

5 高円寺地域

- 修正 杉並第六小学校の改築検討
(杉並第六小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備検討へ修正)
- 修正 和田小学校の改築検討
(和田小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備等検討へ修正)
- 修正 旧杉並第八小学校の跡地活用等
- 修正 高円寺中央会議室の跡地活用
- 新 高円寺駅前図書サービスコーナーの移転

6 高井戸地域

- 修正 富士見丘中学校の改築(富士見丘小学校との一体的整備)
- 修正 西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討
(西宮中学校の改築と(仮称)コミュニティふらっと宮前の整備へ修正)
- 新 高井戸東保育園及びゆうゆう高井戸東館の改築
- 新 高井戸自転車集積所の廃止
- 修正 西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討
- 修正 高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の改築に関する検討

7 方南和泉地域

※該当なし

- 凡例：具体的な取組
 取組案の検討
 新たな取組 新
 取組の修正 修正

(2) 地域ごとの取組

1 井草地域

具体的な取組

—	【重症心身障害児通所施設わかばの移転】
現行	
新規	
修正後	
○旧若杉小学校跡地の本格活用に伴い、旧定期利用保育施設下井草跡地に令和9年度（2027年度）に移転	
旧定期利用保育 施設下井草	R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025) R8 (2026)
	← 改修 →

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

旧若杉小学校跡地の本格活用に伴い、重症心身障害児通所施設わかばを旧定期利用保育施設下井草跡地に移転するため修正する。

取組案の検討

—	【柿木図書館及び周辺施設の更新等に関する検討】
現行	
新規	
修正後	
<p>・柿木図書館及び四宮保育園・ゆうゆう四宮館については、築50年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、改築に向けた検討を進めます。</p> <p>・仮に四宮保育園が現在と同じ場所・定員で改築する場合、現在の基準に当てはめると必要諸室の規模が大きくなる等、延床面積が増加する見込みです。これにより、現在の環境と比較して、園庭が狭くなる、他の施設を併設する場合は、その延床面積が狭くなるなどの状況が生じる可能性があります。</p> <p>・検討に当たっては、改築工事期間中の代替場所等の対応や複合化の必要性等も含め、ワークショップ等を開催し、区民の皆さんの意見を聞きながら、解決策（更新方法等）を共に検討していきます。</p> <p><u>＜検討対象となる主な施設＞</u></p> <p>○柿木図書館</p> <p>○四宮保育園・ゆうゆう四宮館</p> <p>○四宮区民集会所</p> <p><u>＜検討期間＞</u></p> <p>令和7年度（2025年度）～令和8年度（2026年度）</p>	

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

老朽化が進んでいる柿木図書館及び周辺施設の更新等について、ワークショップ等を開催し検討を進めることに伴い修正する。

2 西荻地域

具体的な取組

—	【(仮称) コミュニティふらっと上荻窪の整備】
現行	
新規	
修正後	
<p>○旧上荻窪会議室等跡地に、令和 10 年度（2028 年度）に（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を開設</p> <p>○杉並会館内で暫定運営しているゆうゆう上荻窪館は（仮称）コミュニティふらっと上荻窪の開設に合わせて廃止し、（仮称）コミュニティふらっと上荻窪に機能継承</p>	

【令和6年度（2024 年度）修正の理由】

ワークショップ等の意見を踏まえた検討結果に基づき、（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を整備することに伴い修正する。

取組案の検討

107ページ

【旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の検討】

現行

- 旧上荻窪会議室等や西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館の老朽化が進んでおり、高齢者の活動場所を適切に確保しつつ、これらを速やかに更新していくことが課題となっています。
- 令和3年度（2021年度）の区立施設再編整備計画では、旧上荻窪会議室等を解体し、同用地にコミュニティふらっとを整備してゆうゆう上荻窪館とゆうゆう西荻北館の機能を継承する予定でした。また、西荻北保育園については、旧西荻北児童館の用地に仮設園舎を整備し、現在の用地で改築する考えでした。
- 旧上荻窪会議室等の建物で運営していた、ゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻については、杉並会館内で暫定的に運営しています。
- 旧上荻窪会議室等の建物については、老朽化が進んでいることから、令和5年度（2023年度）中に解体します。今後、同用地に集会機能を持つ建物を速やかに整備することを視野に、令和6年度（2024年度）中の取組案の決定に向けて、改めて検討していきます。
- 仮に西荻北保育園が現在と同じ場所・定員で改築する場合、現在の基準に当てはめると必要諸室の規模が大きくなる等、延床面積が増加する見込みです。これにより、現在の環境と比較して、園庭が狭くなる、他の施設を併設する場合は、その延床面積が狭くなるなどの状況が生じる可能性があります。
- 西荻北保育園改築時の仮設園舎を整備するなどの観点から、旧西荻北児童館内で暫定的に運営している西荻南区民集会所の移転先を検討する必要があります。

<検討対象となる主な施設>

- 西荻北保育園、ゆうゆう西荻北館
- ゆうゆう上荻窪館、ケア24上荻

<検討期間>

- 令和6年度（2024年度）中
（旧上荻窪会議室等跡地に整備する施設の方針）

修正後

- 旧上荻窪会議室等や西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館の老朽化が進んでおり、高齢者の活動場所を適切に確保しつつ、これらを速やかに更新していくことが課題となっています。
- 令和3年度（2021年度）の区立施設再編整備計画では、旧上荻窪会議室等を解体し、同用地にコミュニティふらっとを整備してゆうゆう上荻窪館とゆうゆう西荻北館の機能を継承する予定でした。また、西荻北保育園については、旧西荻北児童館の用地に仮設園舎を整備し、現在の用地で改築する考えでした。
- 旧上荻窪会議室等の建物で運営していた、ゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻については、杉並会館内で暫定的に運営しています。
- 旧上荻窪会議室等の建物については、老朽化が進んでいることから、令和5年度（2023年度）中に解体します。今後、同用地に集会機能を持つ建物を速やかに整備することを視野に、令和6年度（2024年度）中の取組案の決定に向けて、改めて検討していきます。
- 仮に西荻北保育園が現在と同じ場所・定員で改築する場合、現在の基準に当てはめると必要諸室の規模が大きくなる等、延床面積が増加する見込みです。これにより、現在の環境と比較して、園庭が狭くなる、他の施設を併設する場合は、その延床面積が狭くなるなどの状況が生じる可能性があります。
- 西荻北保育園改築時の仮設園舎を整備するなどの観点から、旧西荻北児童館内で暫定的に運営している西荻南区民集会所の移転先を検討する必要があります。

<検討対象となる主な施設>

- 西荻北保育園、ゆうゆう西荻北館
- ゆうゆう上荻窪館、ケア24上荻

<検討期間>

- 令和6年度（2024年度）中
（旧上荻窪会議室等跡地に整備する施設の方針）

<検討結果>

この取組については、以下のとおり施設整備を進めます。

○現在の西荻北保育園、ゆうゆう西荻北館の用地

→既存建物を解体し、西荻北保育園、ゆうゆう西荻北館を整備

○旧上荻窪会議室等跡地

→ (仮称) コミュニティふらっと上荻窪を整備 (杉並会館内で暫定運営しているゆうゆう上荻窪館は廃止し機能継承)

○杉並会館内で暫定運営しているケア 24 上荻

→杉並会館内での暫定運営を継続し、(仮称) コミュニティふらっと上荻窪の利用状況等を踏まえた上で、移転先を別途検討します。

<取組の流れ>

<p>1</p>		<p>○令和 10 年度 (2028 年度) に旧上荻窪会議室等跡地に (仮称) コミュニティふらっと上荻窪を開設し、ゆうゆう上荻窪館は(仮称) コミュニティふらっと上荻窪に機能継承します。</p> <p>○ケア 24 上荻については、当面、杉並会館に存置することとし、(仮称) コミュニティふらっと上荻窪の利用状況等を踏まえた上で、移転先を別途検討します。</p>
<p>2</p>		<p>○西荻南区民集会所を解体し、西荻北保育園の改築のための仮設園舎を整備します。</p> <p>○西荻北保育園は、仮設園舎に移転し運営します (令和 11 年度 (2029 年度) 以降を予定)。</p> <p>○西荻北保育園は、現在の用地で改築し、ゆうゆう西荻北館を併設します。 ※保育園・ゆうゆう館の改築工事期間中、ゆうゆう西荻北館利用者の代替活動場所として (仮称) コミュニティふらっと上荻窪を想定しています。</p>
<p>3</p>		<p>○西荻北保育園、ゆうゆう西荻北館は新施設での運営を開始します。</p>

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

ワークショップ等の意見を踏まえた検討結果を計画に反映することに伴い修正する。

3 荻窪地域

具体的な取組

108ページ	<p>【天沼中学校の改築検討】 (【天沼中学校の改築とさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」の整備】へ修正)</p>
現行	
<p>【天沼中学校の改築検討】 ○周辺施設等との複合化の可能性も含め、改築に向けて検討</p>	
修正後	
<p>【天沼中学校の改築とさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」の整備】 ○改築に向けて、令和7年度（2025年度）から設計に着手 ○改築に合わせて、現在併設しているさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び旧若杉小学校跡地の本格活用に伴い移転する「荻窪教室」を併設</p>	

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

天沼中学校の改築に合わせて、さざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」を併設することに伴い修正する。

109ページ	<p>【桃井第一小学校の改築検討】 (【桃井第一小学校の改築と<small style="color: red;">小学校内での学童クラブの整備</small>検討】へ修正)</p>
--------	--

現行

【桃井第一小学校の改築検討】
 ○改築に向け、周辺施設等との複合化の可能性も含め、令和7年度（2025年度）から検討



修正後

【桃井第一小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備検討】
 ○改築に向け、桃井児童館内の桃井学童クラブの校内移転を視野に、令和7年度（2025年度）から検討

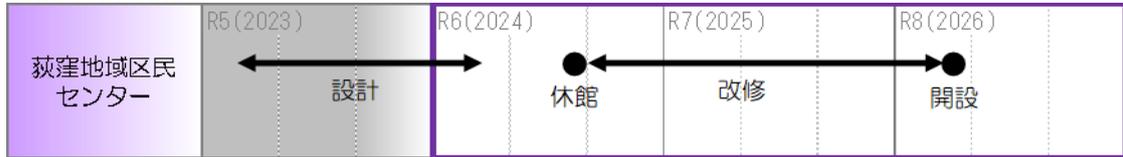


【令和6年度（2024年度）修正の理由】
 令和6年度（2024年度）に策定する予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、桃井第一小学校の改築に向け、桃井児童館内の桃井学童クラブの校内移転を視野に検討することに伴い修正する。

110ページ 【荻窪地域区民センターの長寿命化改修】

現行

○令和6年度（2024年度）から長寿命化改修を実施（これに伴い一時休館）



修正後

○令和6年度（2024年度）から長寿命化改修を実施（これに伴い一時休館）



【令和6年度（2024年度）修正の理由】

スケジュールの見直しにより、改修工事及び開設の時期を変更することに伴い修正する。

—	【旧天沼会議室別館の解体】												
現行													
新規													
修正後													
<p>○施設の老朽化のため、令和7年度（2025年度）に解体</p> <p>○解体後の跡地の活用策については、今後検討</p>													
旧天沼会議室 別館	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">R5 (2023)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">R6 (2024)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">R7 (2025)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">R8 (2026)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">既存建物 解体</td> <td></td> </tr> </table>	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)			←→				既存建物 解体	
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)										
		←→											
		既存建物 解体											

【令和6年度（2024年度）修正の理由】
 施設の老朽化のため、旧天沼会議室別館を令和7年度（2025年度）に解体することに伴い修正する。

取組案の検討

110ページ	【旧若杉小学校跡地の本格活用に関する検討】
現行	
<ul style="list-style-type: none">• 本格活用に向けて既存校舎の躯体の状況調査を令和5年度（2023年度）に実施します。その結果等を踏まえて、区民と共に活用策を検討します。• 建物の改築又は改修に向けて、既存校舎で暫定的に運営している施設等の対応を検討していくことも課題となっています。 <p><検討対象となる主な施設></p> <ul style="list-style-type: none">○旧若杉小学校○さざんかステップアップ教室「荻窪教室」、重症心身障害児通所施設わかば <p><検討期間></p> <ul style="list-style-type: none">○令和6年度（2024年度）～7年度（2025年度）	
修正後	
<ul style="list-style-type: none">• 本格活用に向けて既存校舎の躯体の状況調査を令和5年度（2023年度）に実施し、<u>耐震性能に影響を及ぼす躯体の劣化状況は見られないことを確認するとともに、既存校舎を改修して活用する場合、または解体して建て替える場合について、様々な角度から比較検討を行いました。その結果、敷地の有効活用や費用対効果等の観点から、既存校舎の解体を前提として、引き続きワークショップ等の意見を踏まえながら、跡地活用策の検討を進めていきます。</u>• <u>既存校舎で暫定的に運営している施設等の内、さざんかステップアップ教室「荻窪教室」については、現在天沼中学校に併設されている同「天沼教室」とともに、改築後の天沼中学校に併設します。</u>• <u>また、重症心身障害児通所施設わかばについては、令和9年度（2027年度）に旧定期利用保育施設下井草跡地に移転します。</u> <p><検討対象となる主な施設></p> <ul style="list-style-type: none">○旧若杉小学校 <p><検討期間></p> <ul style="list-style-type: none">○令和6年度（2024年度）～7年度（2025年度）	

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

旧若杉小学校跡地の本格活用に向けて、既存校舎の解体を前提として、引き

続きワークショップ等の意見を踏まえて検討すること及び暫定的に運営している施設の移転先が決定したことに伴い修正する。

4 阿佐谷地域

具体的な取組

112ページ	<p>【杉並第一小学校の移転改築】 (【杉並第一小学校の移転改築と小学校内での学童クラブの整備】へ修正)</p>
現行	
<p>【杉並第一小学校の移転改築】 ○移転改築に向けて、令和6年度（2024年度）から設計に着手</p>	
<p>The diagram shows a horizontal timeline from R5 (2023) to R8 (2026). A purple box labeled '杉並第一小学校' spans from the start to R5. A grey box labeled '検討' spans from R5 to R6. A long double-headed arrow labeled '設計' spans from R6 to R7. A vertical line marks R8, with an arrow labeled '建築' pointing left towards R8.</p>	
修正後	
<p>【杉並第一小学校の移転改築と小学校内での学童クラブの整備】 ○移転改築に向けて、令和6年度（2024年度）から設計に着手 ○移転改築に合わせて、阿佐谷児童館内の阿佐谷学童クラブを校内に移転整備</p>	
<p>The diagram is identical to the current plan, showing '検討' (R5-R6), '設計' (R6-R7), and '建築' (starting at R8) phases.</p>	

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

令和6年度（2024年度）に策定する予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、杉並第一小学校の移転改築に合わせて、阿佐谷児童館内の阿佐谷学童クラブを校内に移転整備することに伴い修正する。

5 高円寺地域

具体的な取組

113ページ	<p>【杉並第六小学校の改築検討】 (【杉並第六小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備検討】へ修正)</p>
現行	
<p>【杉並第六小学校の改築検討】 ○改築に向け、周辺施設等との複合化の可能性も含め、令和7年度（2025年度）から検討</p>	
杉並第六小学校	
修正後	
<p>【杉並第六小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備検討】 ○改築に向け、<u>高円寺南児童館内の高円寺南学童クラブの校内移転を視野に、</u>令和7年度（2025年度）から検討</p>	
杉並第六小学校	

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

令和6年度（2024年度）に策定する予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、杉並第六小学校の改築に向け、高円寺南児童館内の高円寺南学童クラブの校内移転を視野に検討することに伴い修正する。

113ページ	【和田小学校の改築検討】 （【和田小学校の改築と <small style="color: red;">小学校内での学童クラブの整備等</small> 検討】へ修正）
--------	--

現行

【和田小学校の改築検討】
○改築に向け、周辺施設等との複合化の可能性も含め、令和8年度（2026年度）から検討

修正後

【和田小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備等検討】
○改築に向け、和田中央児童館内の和田中央学童クラブの校内移転を視野に、その他の周辺施設等との複合化の可能性も含め、令和8年度（2026年度）から検討

【令和6年度（2024年度）修正の理由】
令和6年度（2024年度）に策定する予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、和田小学校の改築に向け、和田中央児童館内の和田中央学童クラブの校内移転を視野に、その他の周辺施設等との複合化の可能性も含め検討することに伴い修正する。

現行

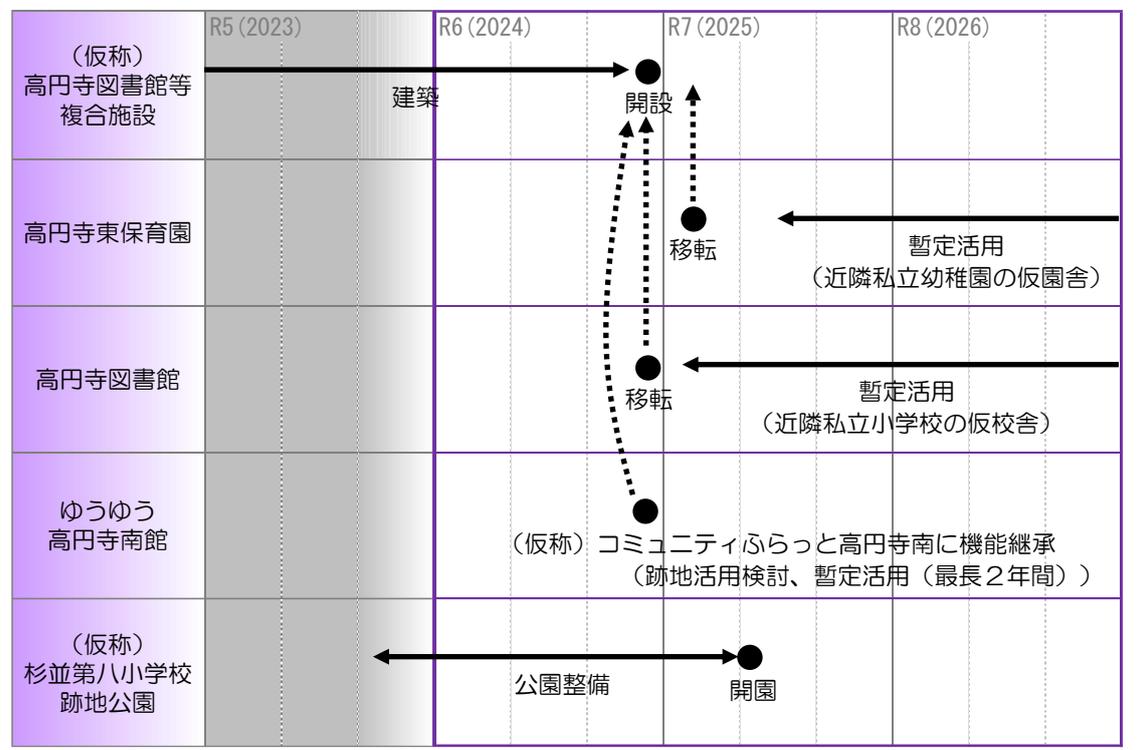
○令和7年（2025年）3月の開設に向けて、次の施設からなる（仮称）高円寺図書館等複合施設を整備

- ・高円寺図書館（移転改築）
- ・（仮称）コミュニティふらっと高円寺南（新規整備）
- ・高円寺東保育園（移転改築、令和7年（2025年）5月頃移転）

○令和7年度（2025年度）中の開園に向けて、（仮称）杉並第八小学校跡地公園を整備

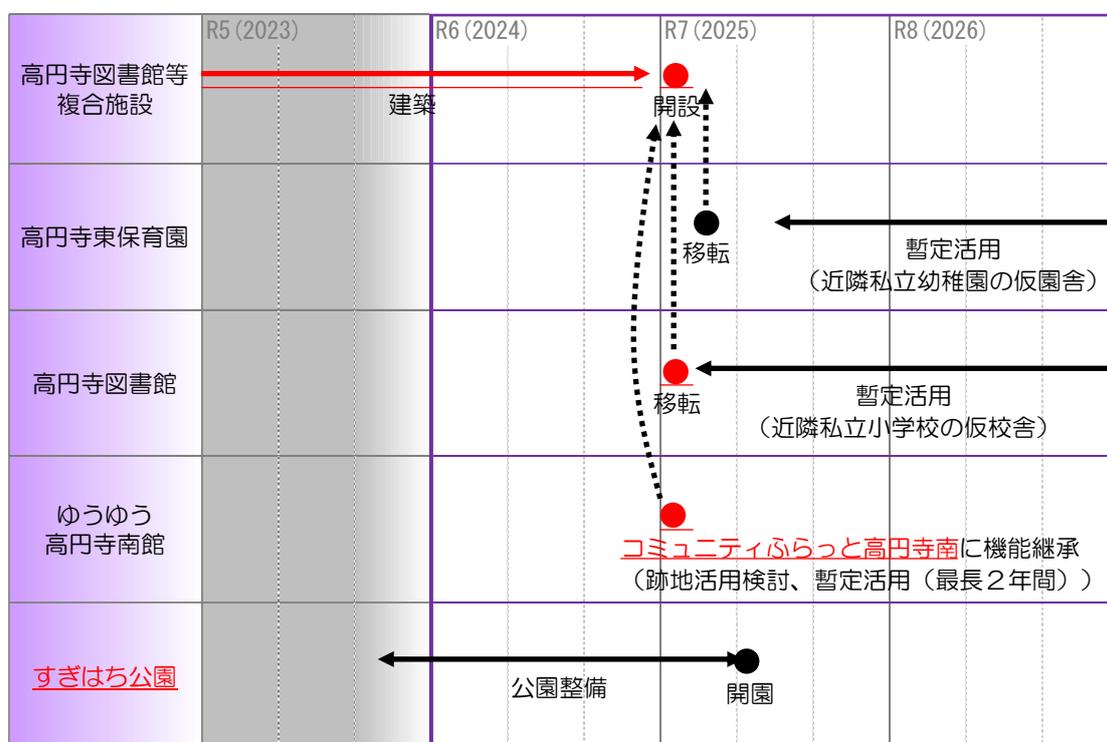
○現在の高円寺図書館及び高円寺東保育園が移転した後の跡地は、それぞれ近隣の私立小学校・幼稚園が老朽改築時の仮校舎・仮園舎として暫定活用

※ゆうゆう高円寺南館は（仮称）コミュニティふらっと高円寺南に機能継承していきますが、同ゆうゆう館のスペースの活用方法については、令和8年度（2026年度）に予定する計画改定までの間に駅に近い立地条件を踏まえた活用策を検討するとともに、施設の有効活用の観点も含め、令和7年度（2025年度）からの最長2年間、暫定的にゆうゆう館として存置し、ゆうゆう高円寺南館の（仮称）コミュニティふらっと高円寺南への機能継承を円滑に進めていきます。



修正後

- 令和7年（2025年）4月の開設に向けて、次の施設からなる高円寺図書館等複合施設を整備
 - ・高円寺図書館（移転改築）
 - ・コミュニティふらっと高円寺南（新規整備）
 - ・高円寺東保育園（移転改築、令和7年（2025年）5月頃移転）
- 令和7年度（2025年度）中の開園に向けて、すぎはち公園を整備
- 現在の高円寺図書館及び高円寺東保育園が移転した後の跡地は、それぞれ近隣の私立小学校・幼稚園が老朽改築時の仮校舎・仮園舎として暫定活用
- ※ゆうゆう高円寺南館はコミュニティふらっと高円寺南に機能継承していきますが、同ゆうゆう館のスペースの活用方法については、令和8年度（2026年度）に予定する計画改定までの間に駅に近い立地条件を踏まえた活用策を検討するとともに、施設の有効活用の観点も含め、令和7年度（2025年度）からの最長2年間、暫定的にゆうゆう館として存置し、ゆうゆう高円寺南館のコミュニティふらっと高円寺南への機能継承を円滑に進めていきます。



【令和6年度（2024年度）修正の理由】

スケジュールの見直しにより、コミュニティふらっと高円寺南及び高円寺図書館の開設時期を令和7年（2025年）3月から同年4月に変更すること及び、施設の正式名称が決定したことに伴い修正する。

115ページ 【高円寺中央会議室の跡地活用】

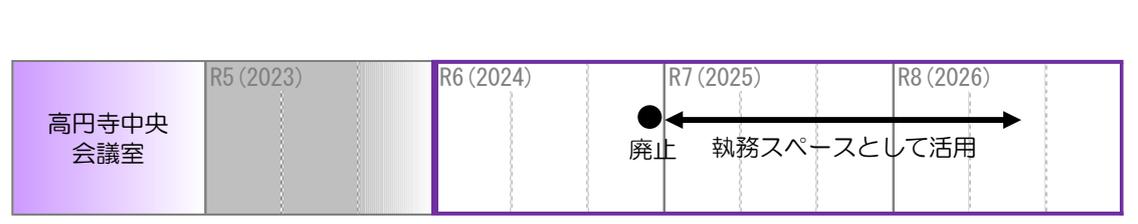
現行

- 令和7年（2025年）3月の（仮称）コミュニティふらっと高円寺南の開設に合わせて廃止
- 跡地は、区立児童相談所の開設までの間における、東京都からの業務引継ぎのための執務スペースとして活用



修正後

- 近隣にコミュニティふらっと高円寺南が整備されることから、令和7年（2025年）2月末をもって廃止
- 跡地は、区立児童相談所の開設までの間における、東京都からの業務引継ぎのための執務スペースとして活用



【令和6年度（2024年度）修正の理由】
 近隣にコミュニティふらっと高円寺南が整備されることから、高円寺中央会議室を令和7年（2025年）2月末をもって廃止することに伴い修正する。

—	【高円寺駅前図書サービスコーナーの移転】								
現行									
新規									
修正後									
○賃貸借契約期間満了に伴い、令和7年度（2025年度）から、ゆうゆう高円寺南館内のスペースに移転									
高円寺駅前 図書サービス コーナー	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">R5 (2023)</td> <td style="width: 25%;">R6 (2024)</td> <td style="width: 25%;">R7 (2025)</td> <td style="width: 25%;">R8 (2026)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">● 移転</td> <td></td> </tr> </table>	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)			● 移転	
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)						
		● 移転							

【令和6年度（2024年度）修正の理由】
 賃貸借契約期間満了のため、高円寺駅前図書サービスコーナーを令和7年度（2025年度）から、ゆうゆう高円寺南館内のスペースに移転することに
 伴い修正する。

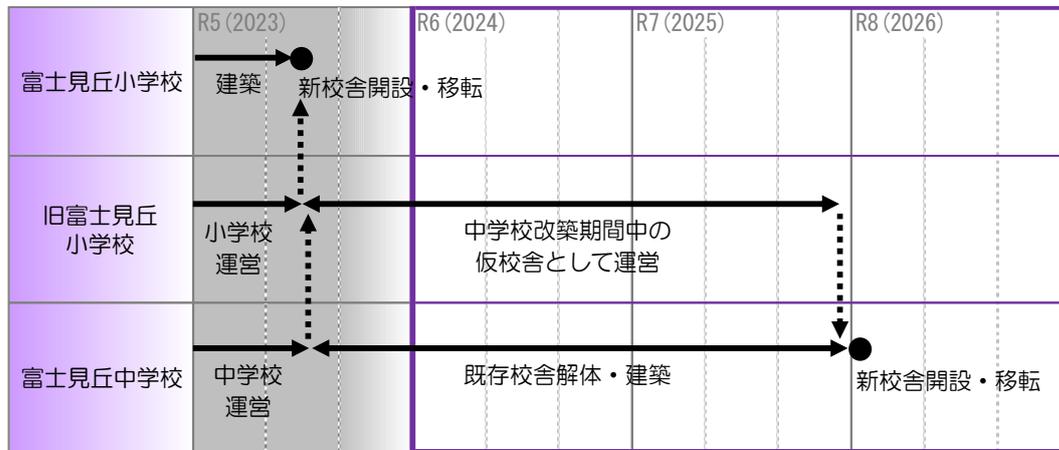
6 高井戸地域

具体的な取組

116ページ 【富士見丘中学校の改築（富士見丘小学校との一体的整備）】

現行

○富士見丘小学校の旧校舎を仮校舎として活用して、令和5年度（2023年度）から解体・建築工事に着手



修正後

○富士見丘小学校の旧校舎を仮校舎として活用して、令和5年度（2023年度）から解体・建築工事に着手

○仮校舎活用後の富士見丘小学校の旧校舎について、老朽化が進んでいる敷地北側の校舎は解体するとともに、敷地南側の校舎は当面存置し、さざんかステップアップ教室「宮前教室」の改築工事期間中の仮移転先としての活用を視野に検討



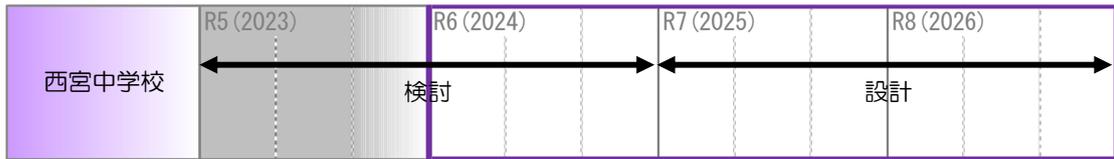
【令和6年度（2024年度）修正の理由】

富士見丘中学校改築工事期間中の仮校舎として活用した後の富士見丘小学校の旧校舎について、敷地北側の校舎は解体し、敷地南側の校舎はさざんかステップアップ教室「宮前教室」の改築工事期間中の仮移転先としての活用を視野に検討することに伴い修正する。

117ページ	【西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討】 （【西宮中学校の改築と <u>（仮称）コミュニティふらっと宮前の整備</u> 】 へ修正）
--------	--

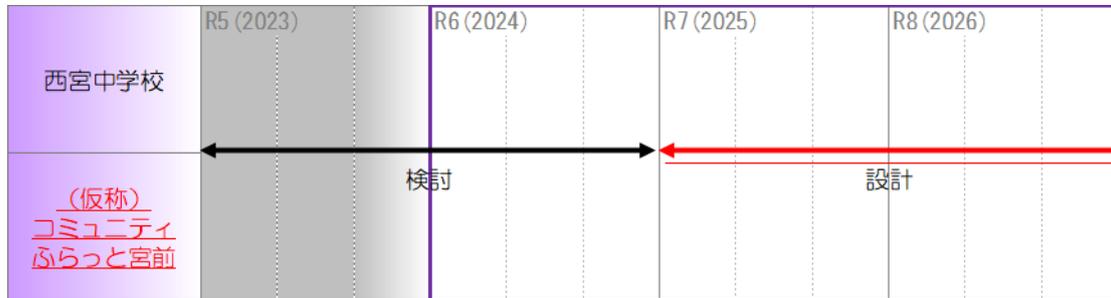
現行

【西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討】
○西宮中学校は、改築に向けて、周辺施設等の更新・学校との複合化の可能性も含め検討



修正後

【西宮中学校の改築と （仮称）コミュニティふらっと宮前の整備】
○西宮中学校は、改築に向けて、（仮称）コミュニティふらっと宮前を併設することとし、令和7年度（2025年度）から設計に着手
○ゆうゆう大宮前館は（仮称）、コミュニティふらっと宮前の整備に合わせて廃止し、（仮称）コミュニティふらっと宮前に機能継承



【令和6年度（2024年度）修正の理由】
ワークショップ等の意見を踏まえた検討結果に基づき、西宮中学校の改築に合わせて（仮称）コミュニティふらっと宮前を併設することに伴い修正する。

—	【高井戸東保育園及びゆうゆう高井戸東館の改築】			
現行				
新規				
修正後				
<p style="color: red;">○高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館の現地改築に向けて、令和8年度（2026年度）から設計に着手</p> <p style="color: red;">○高井戸東保育園の改築工事期間中の仮設園舎整備のため、旧保育室浜田山東の既存建物を解体</p>				
高井戸東保育園	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
ゆうゆう高井戸東館				← 設計
旧保育室浜田山東				↔ 既存建物解体

【令和6年度（2024年度）修正の理由】
 ワークショップ等の意見を踏まえた検討結果に基づき、高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館を現地改築することに伴い修正する。

—	【高井戸自転車集積所の廃止】			
現行				
新規				
修正後				
<p style="color: red; margin: 0;">○この間の運用実績等を踏まえ、令和7年（2025年）9月末に廃止</p> <p style="color: red; margin: 0;">○廃止後の跡地の活用策については、今後検討</p>				
高井戸 自転車集積所	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025) ● 廃止	R8 (2026)

【令和6年度（2024年度）修正の理由】
この間の運用実績等を踏まえ、高井戸自転車集積所を令和7年（2025年）9月に廃止することに伴い修正する。

取組案の検討

118ページ	【西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討】
現行	
<ul style="list-style-type: none">西宮中学校は築 63 年を経過しており、改築に向けた検討を進めます。改築の検討に当たっては、同中学校改築に合わせた複合化・多機能化の可能性も含め、老朽化した周辺施設の更新等の課題についても検討します。 <p><検討対象となる主な施設></p> <ul style="list-style-type: none">西宮中学校宮前図書館、さざんかステップアップ教室「宮前教室」大宮前保育園、ゆうゆう大宮前館 <p><検討期間></p> <ul style="list-style-type: none">令和6年度（2024 年度）中（西宮中学校の改築方針）	
修正後	
<ul style="list-style-type: none">西宮中学校は築 63 年を経過しており、改築に向けた検討を進めます。改築の検討に当たっては、同中学校改築に合わせた複合化・多機能化の可能性も含め、老朽化した周辺施設の更新等の課題についても検討します。 <p><検討対象となる主な施設></p> <ul style="list-style-type: none">西宮中学校宮前図書館、さざんかステップアップ教室「宮前教室」大宮前保育園、ゆうゆう大宮前館 <p><検討期間></p> <ul style="list-style-type: none">令和6年度（2024 年度）中（西宮中学校の改築方針） <p><検討結果></p> <p><u>この取組については、以下のとおり施設整備を進めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>○現在の西宮中学校の用地</u> →<u>既存校舎を解体し、西宮中学校、（仮称）コミュニティふらっと宮前を整備（ゆうゆう大宮前館は廃止し機能継承）</u><u>○現在の宮前図書館、さざんかステップアップ教室「宮前教室」の用地</u> →<u>既存建物を解体し、宮前図書館、さざんかステップアップ教室「宮前教室」を整備</u><u>○現在の宮前保育園、ゆうゆう大宮前館の用地</u> →<u>既存園舎を解体し、大宮前保育園を整備</u>	

<取組の流れ>

<p>1</p>	<p>宮前図書館 さざんかステップ アップ教室「宮前教室」</p> <p>大宮前保育園 ゆうゆう大宮前館</p> <p>現在の用地で改築</p> <p>西宮中学校</p> <p>中学校とコミュニティ ふらっとの併設施設 として整備</p>	<p>○西宮中学校は、現在の用地で西宮中学校と（仮称）コミュニティふらっと宮前の併設施設として整備します。</p> <p>○大宮前保育園は、現在の用地で改築します。</p> <p>○宮前図書館及びさざんかステップアップ教室「宮前教室」は現在の用地で改築します。</p>
<p>2</p>	<p>大宮前保育園を 仮設園舎で運営</p> <p>(遊び場 119番)</p> <p>大宮前保育園 ゆうゆう大宮前館</p> <p>宮前図書館 さざんかステップ アップ教室「宮前教室」</p> <p>ゆうゆう大宮 前館を機能 継承</p> <p>西宮中学校 (仮称)コミュニティ ふらっと宮前</p>	<p>○令和 13 年度（2031 年度）に西宮中学校の新校舎での運営を開始するとともに、同年度に（仮称）コミュニティふらっと宮前を開設し、ゆうゆう大宮前館を機能継承します。</p> <p>○遊び場 119 番（旧宮前自転車集積所・南荻窪図書館そば）に仮設園舎を整備し、令和 13 年度（2031 年度）に移転し運営します。</p>
<p>3</p>	<p>宮前図書館は休館</p> <p>大宮前保育園 (改築中)</p> <p>さざんかステップ アップ教室を仮移転</p> <p>西宮中学校 (仮称)コミュニティ ふらっと宮前</p> <p>(旧富士見丘小学校)</p>	<p>○令和 12 年度（2030 年度）から、宮前図書館は休館します。</p> <p>○さざんかステップアップ教室「宮前教室」は、旧富士見丘小学校への仮移転を視野に進めていきます。</p>
<p>4</p>	<p>(遊び場 119番)</p> <p>新施設で運営</p> <p>大宮前保育園 新園舎で運営</p> <p>宮前図書館 さざんかステップ アップ教室「宮前教室」</p> <p>西宮中学校 (仮称)コミュニティ ふらっと宮前</p> <p>(旧富士見丘小学校)</p>	<p>○令和 15 年度（2033 年度）に、宮前図書館及びさざんかステップアップ教室「宮前教室」は、新施設での運営を開始します。</p> <p>○令和 16 年度（2034 年度）に、大宮前保育園は新園舎での運営を開始します。</p>

【令和6年度（2024年度）修正の理由】

ワークショップ等の意見を踏まえた検討結果を計画に反映することに伴い修正する。

119ページ	【高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の改築に関する検討】
現行	
<ul style="list-style-type: none"> • 高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の老朽化が進んでいることから、高齢者の活動場所を適切に確保しつつ、速やかに施設を更新していくことが課題となっています。 • 令和3年度（2021年度）の区立施設再編整備計画では、ケア24 浜田山の移転を前提に、近隣の浜田山会館を改修・転用して、ゆうゆう高井戸東館の機能を継承するコミュニティふらっとを整備し、高齢者の活動場所を確保する考えでした。また、高井戸東保育園については、旧保育室浜田山東の用地に仮設園舎を整備し、現在の用地で改築する予定でした。 • 仮に高井戸東保育園が現在と同じ場所・定員で改築する場合、現在の基準に当てはめると必要諸室の規模が大きくなる等、延床面積が増加する見込みです。これにより、現在の環境と比較して、園庭が狭くなる、他の施設を併設する場合は、その延床面積が狭くなるなどの状況が生じる可能性があります。 • こうした状況を踏まえつつ、高井戸東保育園改築の進め方や、この地域における高齢者の活動場所のあり方などを改めて検討していきます。 <p>＜検討対象となる主な施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高井戸東保育園、ゆうゆう高井戸東館 ○浜田山会館、ケア24 浜田山 <p>＜検討期間＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度（2024年度）中 	
修正後	
<ul style="list-style-type: none"> • 高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の老朽化が進んでいることから、高齢者の活動場所を適切に確保しつつ、速やかに施設を更新していくことが課題となっています。 • 令和3年度（2021年度）の区立施設再編整備計画では、ケア24 浜田山の移転を前提に、近隣の浜田山会館を改修・転用して、ゆうゆう高井戸東館の機能を継承するコミュニティふらっとを整備し、高齢者の活動場所を確保する考えでした。また、高井戸東保育園については、旧保育室浜田山東の用地に仮設園舎を整備し、現在の用地で改築する予定でした。 • 仮に高井戸東保育園が現在と同じ場所・定員で改築する場合、現在の基準に当てはめると必要諸室の規模が大きくなる等、延床面積が増加する見込みです。これにより、現在の環境と比較して、園庭が狭くなる、他の施設 	

を併設する場合は、その延床面積が狭くなるなどの状況が生じる可能性があります。

- こうした状況を踏まえつつ、高井戸東保育園改築の進め方や、この地域における高齢者の活動場所のあり方などを改めて検討していきます。

<検討対象となる主な施設>

- 高井戸東保育園、ゆうゆう高井戸東館
- 浜田山会館、ケア 24 浜田山

<検討期間>

- 令和6年度（2024年度）中

<検討結果>

この取組については、以下のとおり施設整備を進めます。

○現在の高井戸東保育園、ゆうゆう高井戸東館の用地

→既存建物を解体し、高井戸東保育園、ゆうゆう高井戸東館を整備

○浜田山会館、ケア 24 浜田山

→両施設は存置

<取組の流れ>

1		<p>○旧保育室浜田山東は、建物を解体し、高井戸東保育園改築のための仮設園舎を整備します。</p> <p>○浜田山会館及びケア 24 浜田山は現在の場所に存置します。</p>
2		<p>○高井戸東保育園は、令和 10 年度（2028 年度）に仮設園舎に移転し運営します。</p> <p>○高井戸東保育園及びゆうゆう高井戸東館は、現在の用地で改築します。</p> <p>※保育園・ゆうゆう館の改築工事期間中、ゆうゆう高井戸東館利用者の代替活動場所として、高齢者活動支援センター、コミュニティふらっと成田、コミュニティふらっと永福等を想定しているほか、浜田山会館の活用も検討します。</p>

3		<p>○令和12年度(2030年度)に、高井戸東保育園及び幼稚園高井戸東館は新施設での運営を開始します。</p>
---	--	--

【令和6年度(2024年度)修正の理由】
 ワークショップ等の意見を踏まえた検討結果を計画に反映することに伴い修正する。

7 方南和泉地域

※該当なし

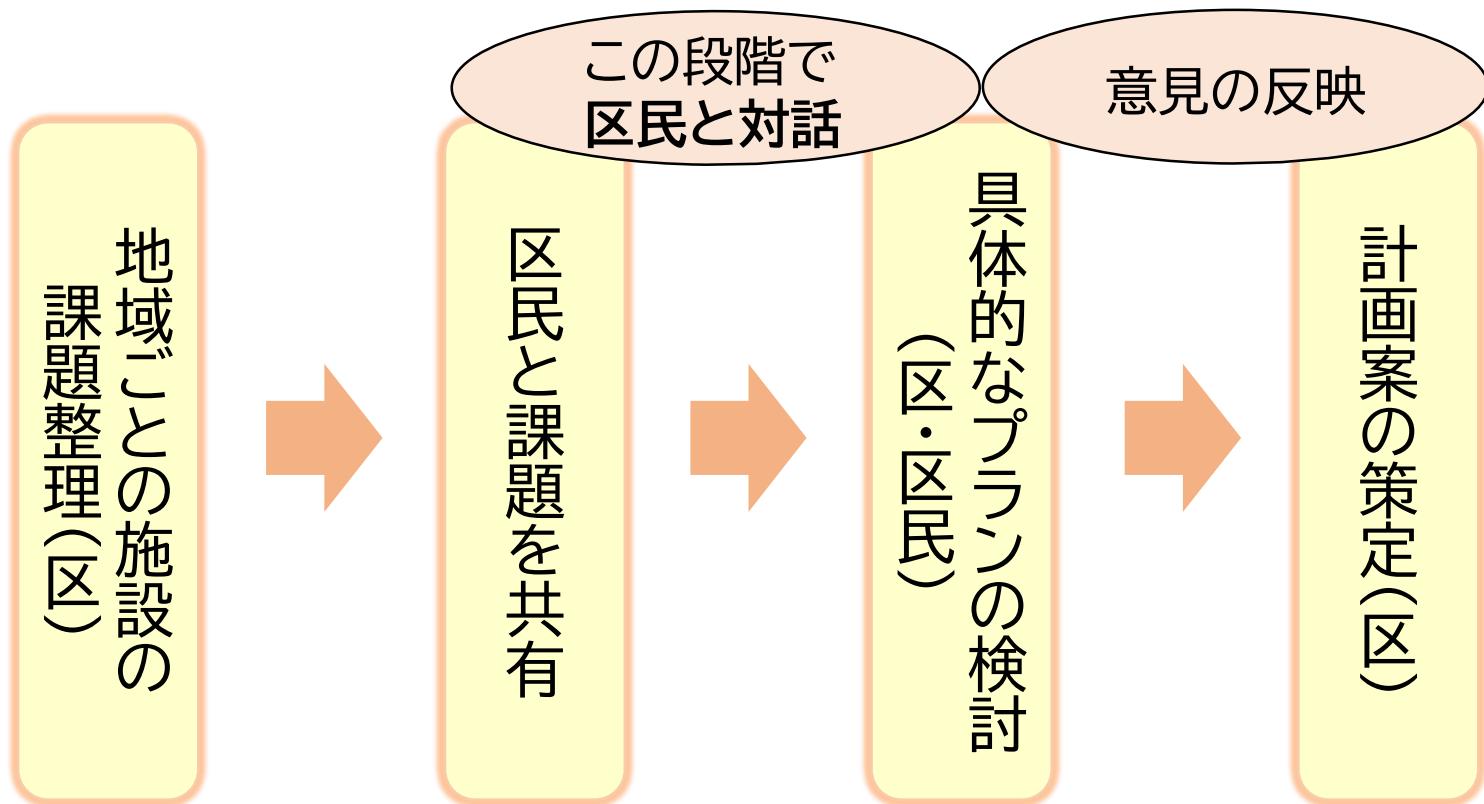
旧上荻窪会議室等の跡地活用と 周辺施設の検討

検討まとめ

令和6年(2024年)11月

この取組に至った経緯

- 区では、区立施設の老朽化等の課題に対応するため、平成26年(2014年)に「杉並区区立施設再編整備計画」を策定し、取組を進めてきました。
- 一方で、これまでの取組の進め方においては、施設利用者や地域の皆さんなどの意見を十分に反映できていなかったことが大きな課題でした。
- そこで、今後は計画の検討段階から施設利用者や地域の実情を一番理解している地域の皆さんの意見を聴きながら、共に計画案をつくり上げていくこととしました。



■スケジュール

ワークショップのほか、地域意見交換会(オープンハウス形式)の実施や対象施設の近隣住民等を対象とした意見聴取(ポスティング)、施設利用者等に対する意見聴取を通じて、地域の皆さんとの対話を行い、皆さんの意見を踏まえた上で最終的に区が計画案を決定します。その後、12月にパブリックコメントを実施し、令和7年(2025年)1月に計画を策定する予定です。

●区民の皆さんとの取組

- ・ワークショップ
- ・施設利用者や近隣住民等からの意見聴取
- ・地域意見交換会(オープンハウス形式)

6年4月以降

6年11月

6年12月

7年1月

7年4月以降

施設整備
プランの検討

計画案
決定

パブリック
コメント

計画策定

取組実施

ワークショップ全体のスケジュール・テーマ等

	回	日程	テーマ
情報共有 土台作り	第1回	令和6年 (2024年) 4月21日(日)	ワークショップの目的、公共施設マネジメントの内容、対象施設について知ろう！
	第2回	令和6年 (2024年) 5月26日(日)	旧上荻窪会議室等跡地の活用方法について考えよう！
具体的な 取組案 (プラン) の検討	第3回	令和6年 (2024年) 6月23日(日)	第1回～第2回で出た意見を踏まえて区が作成した複数プラン(たたき台)をもとに、各プランの良いと思う点、改善が必要な点、解決策等を意見交換しよう！
	第4回	令和6年 (2024年) 7月14日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティふらっとを視察し、施設の概要や事業内容等について理解を深めよう！ ・第3回の意見を踏まえた上で、施設整備プランの策定に向けてポイント(論点)を絞って意見交換しよう！
	第5回	令和6年 (2024年) 9月14日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回までの意見や地域意見交換会、施設利用者の意見等を踏まえて、ワークショッププランをまとめよう！ ・全5回のワークショップを振り返って、感想等を共有しよう！

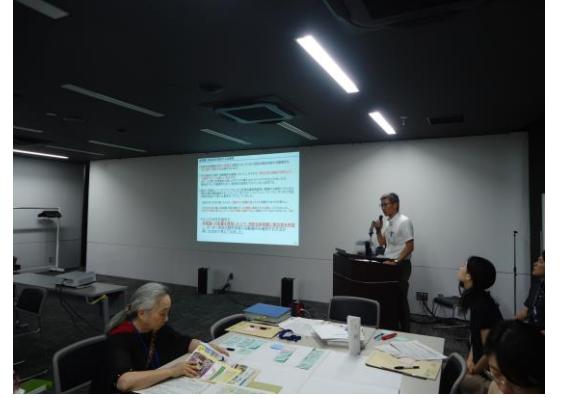
情報共有 土台づくり

情報共有・土台づくりの手法

ワークショップの前半(第2回まで)は、具体的なプランの検討に向けて必要な情報の共有(土台づくり)を、以下の手法を用いて行いました。

■区からの説明

施設マネジメントの必要性や各対象施設が目指す姿、課題等を説明しました。



■グループワーク

区からの説明を受けて、良いと思った点・疑問点などについてグループで共有するワークを行いました。また、他の班で出た意見を全体で共有するために、各班で作成した模造紙を見て回る時間を確保しました。グループワーク全体を通して、「グループワークで他の方の意見や質問を聞くうちに理解が進む部分があった」「限られた土地の中での建替えなので、この地域の特色をみんなで考えていきたい」等の意見がありました。



■施設見学

対象となっている施設を実際に見学し、区職員から施設の概要・目的などをお伝えしました。施設見学を通して「身近な地域にこのような施設があることを初めて知った」等の意見がありました。また、施設見学に行けなかった方へは、資料を用いて施設の概要・目的等を区からお伝えしました。



このワークショップの目的

旧上荻窪会議室等跡地をどのように活用していくのかを中心に、周辺の西荻北保育園やゆうゆう西荻北館等の古くなった施設への対応も含めて、様々な立場の皆さんと共に考えるため、ワークショップを開催しました。

■主な対象施設

施設名	築年数	延床面積	備考
旧上荻窪会議室等	老朽化により 解体済	473.68㎡ (旧上荻窪会議室)201.72㎡ (ゆうゆう上荻窪館)182.35㎡ (ケア24上荻)89.61㎡	解体前は、 旧上荻窪会議室 ゆうゆう上荻窪館 ケア24上荻が併設
ゆうゆう上荻窪館 (暫定移転先)	築57年	248.80㎡	旧上荻窪会議室等の 解体に伴い、 ゆうゆう上荻窪館、 ケア24上荻は杉並 会館に暫定移転
ケア24上荻 (暫定移転先)	築57年	75.6㎡	
西荻北保育園 ゆうゆう西荻北館	築51年	保育園:648.65㎡ ゆうゆう館:229.77㎡	併設施設



▲旧上荻窪会議室等
(解体済)



▲ゆうゆう上荻窪館
ケア24上荻
(杉並会館内)



▲西荻北保育園
ゆうゆう西荻北館

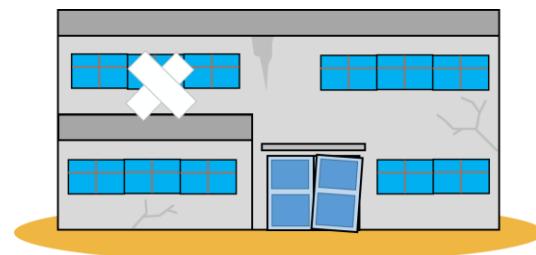
区立施設が抱える課題と検討に当たっての視点

■区立施設が抱える課題

①施設の老朽化

築50年以上の建物が区立施設全体で約3割を超えており、施設の老朽化が進んでいます。区立施設は今後まさに改築時期のピークを迎えます。

▷区立施設は区民共有の財産であるため、地域全体・区全体を俯瞰して今後のあり方を考える必要があります。



②区民ニーズの変化への対応

区立施設の多くが整備された高度経済成長期と現在では、大きく時代も変化しており、求められる施設や機能も変化しています。

▷現世代はもちろんのこと、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮する必要があります。

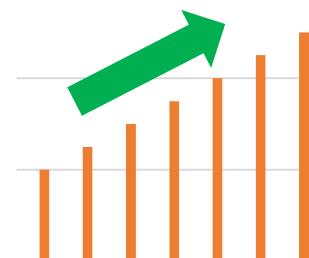


③限られた財源の中での施設整備

杉並区においても人口減少・少子化が見込まれます。それにより、働き世代が減少することで税収が減り、福祉や医療にかかるお金である社会保障関連経費が増加することが見込まれ、相対的に施設に使えるお金はこれまで以上に限られてきます。

▷将来的な財政状況を踏まえて、限られた資源・財源を最大限に有効活用していく必要があります。

社会保障関連経費



■全体最適・長期最適の視点

○公共施設は区民共有の財産であることから、地域全体・区全体を俯瞰して今後のあり方を考える必要があります。

○新たに施設を整備する場合は、現在の区民だけでなく、将来世代の区民も利用するものであることから、現世代はもちろんのこと、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮する必要があります。

○将来的な財政状況を踏まえると、不安定な部分も多く、厳しい状況が続くことも想定されることから、限られた資源・財源を最大限に有効活用していく視点が欠かせません。



“全体最適・長期最適”

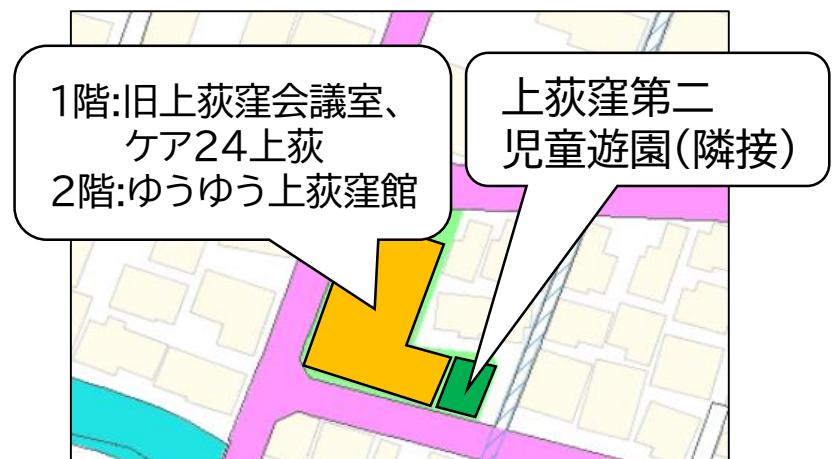
の視点を持ちながら検討していく必要性を共有しました。

旧上荻窪会議室等跡地の概要

- 旧上荻窪会議室をはじめとした「区民事務所会議室」は出張所の廃止後、会議室部分を町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動場所等として活用してきました。
- 施設の老朽化が進んでいること等もあり、町会や青少年育成委員会等の活動を継承するための代替施設を確保した上で、段階的に廃止しています。

■旧施設概要

所在地:上荻3-16-6
 建築年度:昭和38年度(1963年度)
 敷地面積:591.93㎡
 延床面積:473.68㎡
 施設構成:旧上荻窪会議室(201.72㎡)
 ケア24上荻(89.61㎡)
 ゆうゆう上荻窪館(182.35㎡)



- 令和4年(2022年)12月をもって、旧上荻窪会議室は廃止し、ケア24上荻・ゆうゆう上荻窪館は杉並会館に暫定移転しました。
- 建物は、老朽化が進んでいたことから解体しました。
(令和6年(2024年)2月解体工事完了)

■旧上荻窪会議室の概要

○稼働率

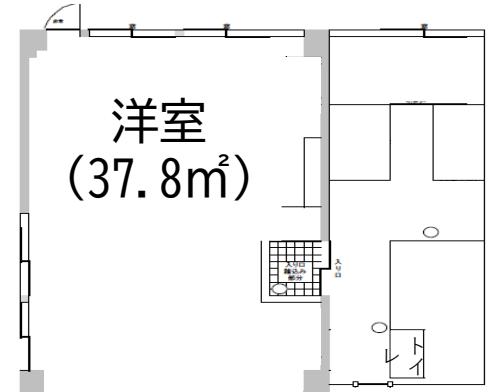
(令和元年度(2019年度))

施設全体	9~12時	13~15時	16~18時	19~21時
78%	92%	74%	67%	78%

(令和3年度(2021年度))

施設全体	9~12時	13~15時	16~18時	19~21時
57%	76%	66%	58%	26%

【平面図】



【写真(洋室)】



ゆうゆう館とは

■利用対象者

杉並区にお住まいの60歳以上の方々

■施設数

26施設(令和6年(2024年)10月時点)
※昭和38年(1963年)に上荻窪敬老会館を開設して以降、各地域に3~6か所(合計32館)の敬老会館(現ゆうゆう館)を設置してきました。現在は、32館のうち、6館をコミュニティふらっとに機能継承しています。

■開館時間

午前9時~午後9時
(日曜日・祝日)午前9時~午後5時
(第3木曜日) 午後1時~午後9時

■利用方法

- ①個人利用:一般和室または談話室・談話コーナーで、テレビ、囲碁、将棋などを自由に利用可能です。お一人でもご利用になれます。
- ②団体利用:趣味やいきがいづくりなどの活動(※)に、洋室、和室、茶室、講座室、多目的室、ホールなどを利用できます。
※コーラス、カラオケ、体操、書道、囲碁、輪投げなど
- ③目的外使用:空いている部屋がある場合は、一般の方も使用できます(要事前予約/有料)。

■施設の特徴

- ・築40年以上の施設が16館あり、施設の老朽化が進んでいます。
- ・他施設(特に保育園)との併設が多くみられます(保育園との併設:12館)。

■利用人数の推移等(ゆうゆう館全体) ※協働事業参加者等を含む

(利用人数)

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
394,142人	184,956人	242,131人	263,188人	276,156人

(年齢別利用者割合(令和5年(2023年)度 ※ゆうゆう今川館を除く、協働事業参加者等を含む)

60歳未満	60代	70代	80代	90歳以上
3.9%	7.8%	40.8%	41.9%	5.6%

■高齢者の区立施設の利用に関するアンケート(令和5年(2023年)6月実施)

(対象)無作為抽出した60歳以上の区民1,400人

(回答)462人/1,400人(回答率:33%)

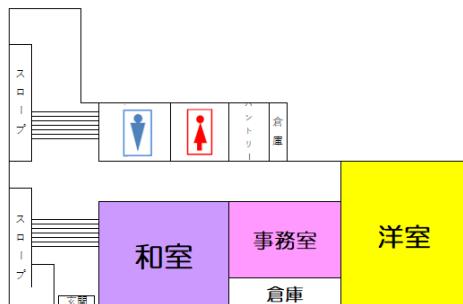
(設問)趣味や学習、運動等の活動をどこの区立施設で行っているか。

ゆうゆう館	区民集会所、区民会館	コミュニティふらっと	その他区立施設	区立施設を利用していない
16.5%	10.0%	3.1%	20.2%	50.1%

ゆうゆう上荻窪館の概要

■ 築年数・延床面積・部屋数等

築年数	延床面積	和室	洋室	構造
57年	248.80㎡	44.9㎡	58.5㎡	鉄筋コンクリート造 エレベーター未設置



▲ 平面図



▲ 和室



▲ 洋室

■ 活動団体数

23団体(令和6年度(2024年度)上半期)

■ 団体人数

210人(令和6年度(2024年度)上半期)

■ 利用者の傾向

- ・70代、80代の利用者が多い
(令和5年度(2023年度))
- ・団体利用の登録は周辺住民(※)が約41%となっている。
※施設から半径500m圏内の丁目にお住まいの方

60代	70代	80代	90歳以上
7.4%	44.4%	41.9%	5.6%

※小数点第2位四捨五入

■ 稼働率(茶室等を除く)

(令和元年度(2019年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室	64%	90%	77%	45%
和室		55%	69%	43%

(参考)

ゆうゆう館全体稼働率
⇒約58%
(高齢者活動支援センター
は含まず)

(令和4年度(2022年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室	56%	88%	79%	34%
和室		44%	69%	16%

(参考)

ゆうゆう館全体稼働率
⇒約50%
(高齢者活動支援センター
は含まず)

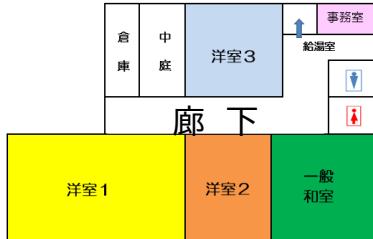
■ 利用人数の推移(ゆうゆう上荻窪館) ※協働事業参加者等を含む

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
8,723人	4,159人	5,901人	7,085人	7,187人

ゆうゆう西荻北館の概要

■ 築年数・延床面積・部屋数等

築年数	延床面積	洋室1	洋室2	洋室3	構造
51年	229.77㎡	62.1㎡	23.8㎡	33.2㎡	鉄筋コンクリート造 エレベーター未設置



▲ 平面図



▲ 洋室1



▲ 洋室2



▲ 洋室3

■ 活動団体数

37団体(令和6年度(2024年度)上半期)

■ 団体人数

391人(令和6年度(2024年度)上半期)

■ 利用者の傾向

- ・70代、80代の利用者が多い
(令和5年度(2023年度))
- ・団体利用の登録は周辺住民(※)が約35%となっているが区外の住民の登録もある。
※施設から半径500m圏内の丁目にお住いの方

60代	70代	80代	90歳以上
11.5%	45.5%	36.7%	5.6%

※小数点第2位四捨五入

■ 稼働率(茶室等を除く)

(令和元年度(2019年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室1	70%	80%	80%	58%
洋室2		75%	86%	47%
洋室3		77%	72%	41%

(参考)

ゆうゆう館全体稼働率
⇒約58%
(高齢者活動支援センターは含まず)

(令和4年度(2022年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室1	60%	66%	87%	53%
洋室2		64%	66%	48%
洋室3		72%	58%	16%

(参考)

ゆうゆう館全体稼働率
⇒約50%
(高齢者活動支援センターは含まず)

■ 利用人数の推移(ゆうゆう西荻北館) ※協働事業参加者等を含む

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
14,504人	7,187人	9,464人	11,068人	11,350人

「乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設」

■コミュニティふらっと(標準規模)のイメージ

集会室などの貸室は、町会・自治会の活動や、文化や趣味等のグループ活動に利用できるほか、講座や多世代交流イベントへの参加を通じて、身近な地域における世代を超えた交流や、コミュニティづくりができます。

ラウンジは、予約なしに誰でも利用することができるスペースです。地域の方々のちょっとした打合せはもちろん、読書や勉強、飲食しながらおしゃべりなど、様々な利用ができます。

施設の規模に応じて、地域の発表会や多世代交流イベントなどに活用できるよう、集会室よりも広さのある多目的室を設置します。



ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に高齢者団体優先枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアをしていきます。

受付窓口では、高齢者への声掛けや日常の相談なども行い、地域の皆さんとゆるやかにつながる施設とします。

近隣に子ども・子育てプラザ等がない地域では、乳幼児親子が予約なしに気軽に利用することができるスペースである乳幼児室を設置します。

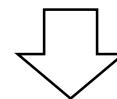
■コミュニティふらっとの設置に至った経緯

○区立施設再編整備計画に基づく区民集会所やゆうゆう館等のコミュニティふらっとへの再編



施設や部屋、時間帯によって、稼働率にばらつきがあり、施設全体で見ると、平均稼働率は50%程度にとどまっている。

・地域社会との関係の希薄化
・「社会的孤立」が問題に



世代を超えた地域住民同士のつながりや支えあいが求められている。



施設の有効活用や世代を超えた地域住民同士のつながりを促進する観点から、新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」へと再編整備する取組を進めてきました。

※現在までに、阿佐谷、東原、馬橋、永福、成田、方南、本天沼の7施設を開設。

今後、新たに1施設が開設する予定(高円寺南)。

■コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先枠とは

- ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申し込みができる仕組みとしています。
- 1団体当たり月に8枠(2部屋を一体使用する場合は2枠という扱い)までは使用料を免除します。
- 「高齢者団体優先枠」を振らない部屋・時間帯も設けることにより、一般利用者とのタイムシェアを図っています。

■高齢者団体優先枠のイメージ

	午前 (9時～12時)	延長	午後1 (13時～15時)	延長	午後2 (16時～18時)	延長	夜間 (19時～21時)
部屋A	優先枠		優先枠		優先枠		優先枠
部屋B	優先枠		優先枠		優先枠		
部屋C							
部屋D							

埋まらなかった枠は、一般利用者の枠になります。

このほか、「高齢者団体優先枠」の申込等は施設の窓口で受け付けることや、半期ごとに抽選申込を行うことなど、ゆうゆう館の運用方法を一部引き継いでいます。

■ゆうゆう館からコミュニティふらっとへ移行した団体数

施設名	団体数	移行した団体数	割合
ゆうゆう阿佐谷館 →コミュニティふらっと阿佐谷	105	92	87.6%
ゆうゆう阿佐谷北館 →コミュニティふらっと東原	30	27	90.0%
ゆうゆう馬橋館 →コミュニティふらっと馬橋	25	25	100%
ゆうゆう浜田山館 →コミュニティふらっと成田	29	18	62.1%
ゆうゆう方南館 →コミュニティふらっと方南	27	26	96.3%
ゆうゆう天沼館 →コミュニティふらっと本天沼	43	38	88.4%
合計	259	226	87.3%

移行しなかった理由として、「コミュニティふらっとが利用していたゆうゆう館より遠くなった」、「団体のメンバーの高齢化等により、このまま活動することが難しくなっていたので、これを機会に活動をやめた」、「コミュニティふらっとの部屋がゆうゆう館より狭くなり、活動できなくなった」などの声をいただいています。

西荻北保育園の概要

■今後の区の保育園の方向性について

- 杉並区では、平成30年度(2018年度)に、待機児童ゼロを実現しました。ただし、「待機児童」は、認可保育所・認可外保育所のいずれにも在籍していない児童を指すもので、平成30年(2018年)時点では希望する全員を認可保育所で受け入れることはできませんでした。
- そこで、認可外保育所の認可化移行による保育施設の整備等を行った結果、令和5年度(2023年度)には保育需要に応える必要な保育定員を確保できました。そのため、区立園においては当面の間、新規整備を行いません。また、私立園においても当面、数値目標を定めての新規整備は行いません。
- 保育施設が充実した一方で、急増した私立園の保育の質の維持・向上のため、区立園が中心となって私立園との連携・研修等の支援に取り組んでいます。そのため、区立園の重要性が増していることから、当面の間、民営化や廃止を行わず27園を維持していく方針です。

■西荻北保育園が属する地域の保育需要

年度	定員	児童数	割合
令和3年度 (2021年度)	1,037人	980人	94.5%
令和4年度 (2022年度)	1,134人	1,039人	91.6%
令和5年度 (2023年度)	1,162人	1,088人	93.6%

■築年数

51年

■敷地面積

1,158.35㎡

■延床面積

648.65㎡

■園庭面積

345.24㎡

■定員数・在籍児童数

・定員数 :86人

・在籍児童数:85人

※令和6年(2024年)4月時点

在籍児童数は3・4月が少なく、12・1月に多くなる傾向にあります。

■西荻北保育園の特色

○平成18年度(2006年度)より桃井第三小学校と連携事業(職員同士の交流や意見交換)を行っています。

○中核園として同じ地域にある各保育施設と連携・情報共有を行っています。

地域包括支援センター(ケア24)上荻の概要

■地域包括支援センター(ケア24)とは

地域包括支援センター(ケア24) = 高齢者等の総合相談窓口

※保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の保健・福祉の専門職が、相談対応しています。

○主な業務

総合相談・権利擁護

- 高齢者又はご家族からの相談対応(介護や認知症のこと等)
- 高齢者虐待への対応
成年後見制度の活用促進等
- プライバシーに配慮した相談支援

ケアプラン作成

介護保険の認定(要支援1・2)を受けた方のサービス計画を作成

地域づくり

高齢者が安心して暮らし続けられる地域となるよう、様々な機関と連携・協働による取組を推進

地域のケアマネジャーの支援

地域のケアマネジャーからの相談対応・支援

○区内の設置状況

- 区内20か所に設置
※おおよそ高齢者人口5,000人から7,500人の区域を担当
- 職員数:各所7人程度
- 受付時間:平日9時~19時
土 9時~13時
※いずれも祝日は除く
※電話相談は24時間受付

○主な利用者層

- 高齢者及び家族
- 地域の高齢者の様子が気になった方
- ケアマネジャー
- 地域づくり関係者・団体

■地域包括支援センター(ケア24)上荻の概要

○担当区域の状況

- 今 川3丁目・4丁目
- 桃 井3丁目・4丁目
- 上 荻2丁目・3丁目・4丁目
- 西荻北1丁目・2丁目

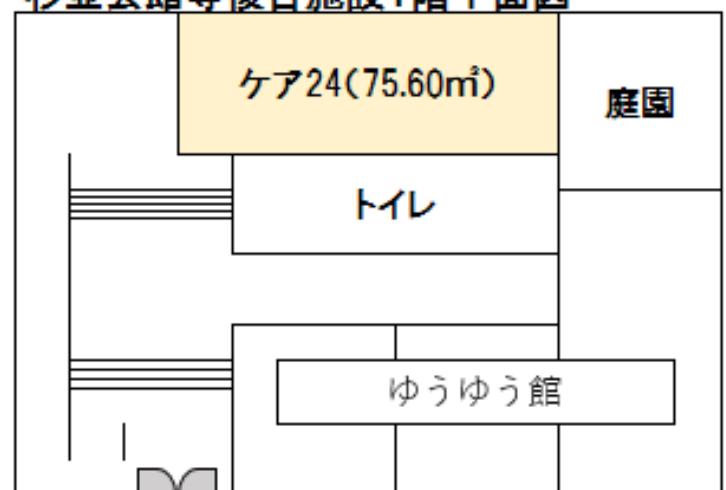
※区域内人口(令和6年(2024年)4月1日時点)
→29,160人(内、高齢者人口6,267人)

○ケア24上荻施設情報

現 杉並会館(築57年)内の1階に設置(使用面積…75.60㎡)
況 ※令和5年(2023年)1月から暫定移転中(移転前は、ゆうゆう上荻窪館1階に設置)



杉並会館等複合施設1階平面図



↑ゆうゆう館、ケア24出入口

現在の施設配置と施設ごとの建替時に生じる主な課題



C ケア24上荻 ゆうゆう上荻窪館 (杉並会館内)

○ケア24上荻については、杉並会館での運営の継続、旧上荻窪会議室等跡地への移転、民間賃貸物件での運営などの選択肢があり、様々な視点で検討する必要があります。

A 旧上荻窪会議室等跡地

- 令和4年(2022年)12月をもって、旧上荻窪会議室を廃止し、「ゆうゆう上荻窪館」「ケア24上荻」は、杉並会館に暫定移転しました。
- 建物は老朽化が進んでいたことから解体しました。
- 高齢者の活動場所の確保等の観点を踏まえつつ、集会機能を有する施設の整備を視野に取組案を検討することとしています。

B 西荻北保育園 ゆうゆう西荻北館

○老朽化が進んでおり、保育園の仮設用地や高齢者の活動場所を適切に確保しつつ、速やかに建て替えていく必要があります。

○西荻北保育園を改築する場合、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備をする必要があります、現在よりも延床面積が増加します。

(現在)648.65㎡



(更新後)約1,000㎡

○ゆうゆう西荻北館は、現在と同規模の面積を確保することが難しくなるため、高齢者の活動機会を確保する観点から検討する必要があります。

情報共有・土台づくりにおいて参加者からいただいた主な意見

各対象施設が目指す姿や、建替え時に生じる課題についての区からの説明を受けて、気になった点などについてグループで共有するワークを行いました。各施設毎の主な意見は以下のとおりでした。

施設名	主な意見
保育園	保育園を改築する際に、大きくする必要がある面積は、園児のために必ず確保するようにしてほしい。
	保育園の増加する面積を確保することも大事だが、そのために活動場所が移動するかもしれないゆうゆう館の利用者のことも考えたい。
ゆうゆう館	高齢者団体の利用は、引き続き無料にしていただかないと、活動が続けられない。
	ゆうゆう館は利用者が多く、抽選になって予約が取れないことがある。
ケア24	ケア24はコミュニティふらっとなどの集会施設と併設させることで、元気なうちにも利用できる施設となって良いのではないかと。予防に関する講座も行える。
	ケアマネジャーなどは大変な状況で働いていると思うので、働きやすい環境を整えてほしい。書類の保管スペースなどは削減できるのではないかと。

各対象施設が目指す姿や、建替え時に生じる課題に関するグループワークを踏まえて、旧上荻窪会議室等跡地の活用方法についてグループで話し合いました。整備する施設に関する意見は以下のとおりでした。

ポイント	主な意見
旧上荻窪会議室等跡地に整備する施設	ゆうゆう館の利用者は80代が多く、10年後に新たに利用している人は少ないと思うので、高齢者専用のゆうゆう館ではなく、コミュニティふらっとを整備するのが良いと思う。
	子どもには児童館があるので、高齢者のために優先枠を確保することが必要だと思う。
	併設することで相乗効果が見込まれるため、コミュニティふらっととケア24を整備するのが良いと思う。
施設内の機能	ラウンジなどは長期休みに子どもで席が埋まってしまうので、大きなスペースを確保することが必要だと思う。
	気軽に入れる施設が良い。ラウンジやギャラリー、新聞が読めるスペースがあると良い。
	赤ちゃんがいるお母さんがちょっと立ち寄れるスペースがあると良い。
	ゆうゆう館としての機能を入れてほしい。
その他	緑の多い施設にしたい。
	どんな施設なのか外から見てわかりやすい方が良い。

具体的な取組案の検討

参加者の意見に基づいたプラン作成

〔プラン作成の視点〕

これまでのワークショップで皆さんからいただいた意見を基に、以下のプラン(ワークショッププラン)を作成しました。

ワークショッププラン①：集会機能の充実を重視したプラン

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○旧上荻窪会議室等跡地に集会施設(コミュニティふらっとorゆうゆう館)を整備 ○西荻北保育園は現地改築。ゆうゆう西荻北館利用者の活動機会を確保するため、保育園に集会施設(2部屋程度)を併設(ゆうゆう館を想定) ○ケア24上荻は杉並会館に存置 			
施設の配置(更新後)	場所	旧上荻窪会議室等跡地	西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館	杉並会館
	整備する施設	集会施設 (コミュニティふらっとorゆうゆう館)	保育園+集会施設 (ゆうゆう館を想定)の併設	ケア24

ワークショッププラン②：集会機能と相談環境の充実を重視したプラン

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○旧上荻窪会議室等跡地に集会施設(コミュニティふらっとorゆうゆう館)を整備 ○西荻北保育園は現地改築。ケア24上荻を併設し、高齢者やその家族を支えるための相談スペース等を拡充 			
施設の配置(更新後)	場所	旧上荻窪会議室等跡地	西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館	杉並会館
	整備する施設	集会施設 (コミュニティふらっとorゆうゆう館)	保育園+ケア24	—

ワークショッププラン③：高齢者向けサービスの充実を重視したプラン

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○集会施設(コミュニティふらっとorゆうゆう館)とケア24の併設施設を整備。 ○西荻北保育園は現地改築。ゆうゆう西荻北館利用者の活動機会を確保するため、保育園に集会施設(2部屋程度)を併設(ゆうゆう館を想定) 			
施設の配置(更新後)	場所	旧上荻窪会議室等跡地	西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館	杉並会館
	整備する施設	集会施設(コミュニティふらっとorゆうゆう館)+ケア24	保育園+集会施設 (ゆうゆう館を想定)の併設	—

参考：区立施設再編整備計画で計画化していたプラン

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○旧上荻窪会議室等跡地にコミュニティふらっとを整備(ゆうゆう上荻窪館・西荻北館を機能継承) ○西荻北保育園は現地改築(単独)。ケア24上荻は杉並会館に存置 			
施設の配置(更新後)	場所	旧上荻窪会議室等跡地	西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館	杉並会館
	整備する施設	コミュニティふらっと	保育園(単独)	ケア24

ワークショッププラン作成に当たっての基本的な考え方

施設	考え方
<p>ゆうゆう 上荻窪館</p>	<p>○高齢者の活動場所が移転するものの、集会施設(コミュニティふらっと又はゆうゆう館を想定)を対象地域内に確保し、休止期間なく活動が継続できるようにしています。</p> <p>○新たな施設の開設は令和10年度(2028年度)を予定しています。</p>
<p>ケア24 上荻</p>	<p>○現在の場所(杉並会館)から移転する場合、同程度の面積(約80㎡)を確保することとしています。</p>
<p>西荻北 保育園</p>	<p>○仮設園舎への移転は、現在の在園児の卒園後(令和11年度(2029年度)以降)を想定しています。</p> <p>○仮設園舎は西荻南区民集会所(旧西荻北児童館)を想定しています。</p> <p>○改築する場合、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備をする必要があり、現在よりも延床面積が増加します。 (現在)648.65㎡ ➡ (更新後)約1,000㎡</p>
<p>ゆうゆう 西荻北館</p>	<p>○保育園の面積の増加に伴い、改築後の建物に現在と同規模の面積を確保することは困難です。 (現在)229.77㎡ ➡ (更新後)約200㎡</p> <p>○整備できる集会施設が小規模となり、現行のゆうゆう館と同規模となるため、ゆうゆう館とすることを想定しています。 (⇒プラン①、③)</p> <p>○建物の改築は令和11年度(2029年度)以降を想定しています。</p>

具体的なプランの検討の手法

第2回までにいただいた意見をもとに、区が作成した複数のプランに対して、第3回・第4回・第5回では、以下のとおり具体的なプランの検討を行いました。

■第3回

各プランの概要・メリット・留意点を区からお伝えしました。説明を受けて各プランの良いと思った点・疑問点・改善点についてグループで意見交換を行いました。

また、3つのプランを比較して今後の施設整備で重視してほしい点についても意見交換を行いました。

■第4回

第3回までに、コミュニティふらっとに関する意見が多く出ていましたが、参加者によってはコミュニティふらっとを利用したことがない方や、利用実態がわからない方もいるため、第4回ではコミュニティふらっとを視察し、施設の概要や事業の内容等について理解を深めました。

また、第3回に参加者の中でも意見が分かれていた点である、「旧上荻窪会議室等跡地に整備する集会施設にケア24を併設する必要性」、「西荻北保育園に集会施設を併設する必要性」の2点について深掘りするために、グループワークを行いました。

■第5回

全5回のワークショップの締めくくりとして、第4回までにいただいた意見及び第5回までに実施した地域意見交換会等の結果を踏まえて、ワークショッププランに関する疑問や、修正、追加が必要な点はないか、グループで意見交換を行いました。

また、プランの決定等にあたり、区に大事にしてほしいことや留意してほしいことを話し合いました。

最後には、全5回のワークショップを通じた感想等を一人ずつ発表しました。

※各グループワークでいただいた意見は以下のページで紹介します。

・各プランに対する意見…………… P23.25.27

・その他の各論点に関する意見…………… P28

ワークシヨッププラン①

集会機能の充実を重視したプラン

<p>プランのイメージ (更新後)</p>		<p>(参考とした参加者の主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多世代が使える施設が欲しい。特に高齢者、幼児が使えるラウンジ的なスペースの充実。 ○高齢者優先枠があっても、他の人もちゃんと利用できるということであればコミュニティふらっとでも良い。 ○会議等で施設を使いたいが、施設数が少なく予約がなかなか取れない。子どもにとっても大人にとっても公共のスペースが少ない。 ○西荻北保育園の場所に、保育園+ミニ集会所はどうか。活動場所がなくなってしまう方のことも考えなくてはいけない。 ○ケア24はそのまま杉並会館でもよいのではないか(新しい施設を最大限活用できるために)。 ○杉並会館からゆうゆう館が出たら、ケア24は相談室等を充実できるのでは。
<p>プランの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○旧上荻窪会議室等跡地には集会施設(コミュニティふらっと or ゆうゆう館)を整備。ゆうゆう上荻窪館及び西荻北館の利用者、旧上荻窪会議室の利用者等を受入れ。集会室は5~6部屋程度。(新たな施設は令和10年度(2028年度)に開設予定)。 ○西荻北保育園は現地改築(認可基準を満たすよう整備)。改築は現在の在園児の卒園後を想定(最短で令和11年度(2029年度)以降に解体予定)。ゆうゆう西荻北館は現在と同規模の面積を確保することが難しいが、ゆうゆう西荻北館利用者の活動機会を確保するため、保育園に集会施設(2部屋程度)を併設(ゆうゆう館を想定)。 ○ケア24上荻は杉並会館で運営を継続。 	
<p>ポイント ○:メリット ●:懸念点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集会施設(コミュニティふらっと or ゆうゆう館)でゆうゆう館利用者等の受入れに必要な部屋数を確保することができる(活動で使用する面積等により、活動日や時間の調整が必要となる可能性がある)。 ○西荻北保育園に集会施設(ゆうゆう館を想定)を併設することで、ゆうゆう西荻北館利用者の活動場所を一定程度確保できる(活動日や時間の調整は必要)。 ●一部のゆうゆう西荻北館利用者については、西荻北保育園に併設する集会施設(ゆうゆう館を想定)の部屋数の減少により、活動回数や活動日、活動場所の調整が必要となる可能性がある。 ●保育園には1階への設置が望ましい諸室(歳児室や調理室等)があるため、集会施設(ゆうゆう館を想定)は地下1階となり、それぞれにエレベーター等の設置が必要になる。なお、必要な園庭面積は地上だけで確保できる。 ●将来的に杉並会館を建て替えるなど更新する際には、ケア24の移転先を確保する必要がある。 <p>【西荻北保育園に併設する集会施設について(現在の延床面積)229.77㎡ ➡ (更新後)約200㎡】 現在 : 3部屋 (洋室1)62.1㎡ (洋室2)23.8㎡ (洋室3)33.2㎡ ※洋室1・2は一体使用が可能(85.9㎡) 更新後 : 2部屋 (集会室1)40㎡程度 (集会室2)25㎡程度 ※一体使用が可能になるよう設置(65㎡程度)</p>	
<p>(参考)コスト試算</p>	<p>【設計・建設費】 ※保育園を単独で改築した場合と比べて集会施設(ゆうゆう館を想定)を併設(約200㎡増)した場合にどの程度の影響があるか試算 (設計費) 約760万円増 (建築費) 約1億3,000万円増 (合計)約1億4,000万円増</p> <p>【エレベーター設置費】 (設置費) 約1,200万円 ※別の集会施設に設置した際の金額。エレベーターは約30年程度で更新が必要。 (ランニングコスト(管理費)) 約100万円/年(保守内容による) ※60年で約8,400万円の増</p>	

プラン①に対する主な意見



C 杉並会館用地に関する意見

○ケア24については、ゆうゆう館移転後のスペースを有効活用できることなどから、杉並会館内に存置すべきとの意見が多く出されましたが、杉並会館の建替え時に移転先を検討するのであれば、存置するのはその場しのぎではないかといった意見や、集会施設との併設によるメリットがあるとの意見もありました。

B 西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館用地について

○西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館用地については、現在のゆうゆう西荻北館利用者の活動場所を現地で確保するために、集会室2部屋を整備した方がよいという意見もありましたが、保育園を単独で整備し、保育施設として十分な面積を確保すべきとの意見もありました。また、エレベーターの設置などによるコスト増を懸念して、保育園と集会施設の併設に反対する意見もありました。

A 旧上荻窪会議室等跡地に関する意見

○旧上荻窪会議室等跡地に整備する集会施設については、多世代で利用できる施設を求める意見が多く出されましたが、高齢者優先枠を設けるなど、高齢者への配慮を求める意見がありました。一方で、旧上荻窪会議室等跡地にもゆうゆう館を残してほしいとの意見もありました。

ワークシヨツププラン②

集会機能と相談環境の充実を重視したプラン

<p>プランのイメージ(更新後)</p>		<p>(参考とした参加者の主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケア24を西荻北保育園と併設したらよいのではないか。 ○西荻北保育園の改築時にケア24もそこに入れて欲しい。 ○ケア24は個人情報保護の観点から、不特定多数の利用者がいる施設にふさわしくないのでは。
<p>プランの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○旧上荻窪会議室等跡地には集会施設(コミュニティふらっと or ゆうゆう館)を整備。ゆうゆう上荻窪館及び西荻北館の利用者、旧上荻窪会議室の利用者等を受入れ。集会室は5～6部屋程度(新たな施設は令和10年度(2028年度)に開設予定)。 ○西荻北保育園は現地改築(認可基準を満たすよう整備)。改築は現在の在園児の卒園後を想定(最短で令和11年度(2029年度)以降に解体予定)。 ○西荻北保育園にケア24上荻を併設。 	
<p>ポイント ○:メリット ●:懸念点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集会施設(コミュニティふらっと or ゆうゆう館)でゆうゆう館利用者等の受入れに必要な部屋数を確保することができる(活動で使用する面積等により、活動日や時間の調整が必要となる可能性がある)。 ○保育園とケア24の併設により、ダブルケアラー(子育てと親や親族の介護を同時期に行う人)が相談しやすい環境の整備が期待できる(保育園の送迎と合わせて親の介護相談ができるなど)。 ●ゆうゆう西荻北館利用者の活動場所が移転する(現在の場所に活動できるスペースがなくなるため)。 ●保育園には1階への設置が望ましい諸室(歳児室や調理室等)があるため、ケア24は地下1階となり、それぞれにエレベーター等の設置が必要になる。なお、必要な園庭面積は地上だけで確保できる。 	
<p>(参考)コスト試算</p>	<p>【設計・建設費】 ※保育園を単独で改築した場合と比べて、ケア24を併設(約80㎡増)した場合にどの程度の影響があるか試算 (設計費) 約300万円増 (建築費) 約5,100万円増 (合計)約5,400万円増</p> <p>【エレベーター設置費】 (設置費) 約1,200万円 ※別の集会施設に設置した際の金額。エレベーターは約30年程度で更新が必要。 (ランニングコスト(管理費)) 約100万円/年(保守内容による) ※60年で約8,400万円の増</p>	

プラン②に対する主な意見



B 西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館用地について

○保育園とケア24の併設については、ゆうゆう西荻北館利用者の活動場所を確保できなくなるなどの理由から、併設に反対する意見が多くありました。

また、エレベーターの設置などによるコスト増を懸念して、保育園とケア24の併設に反対する意見もありました。

A 旧上荻窪会議室等跡地に関する意見

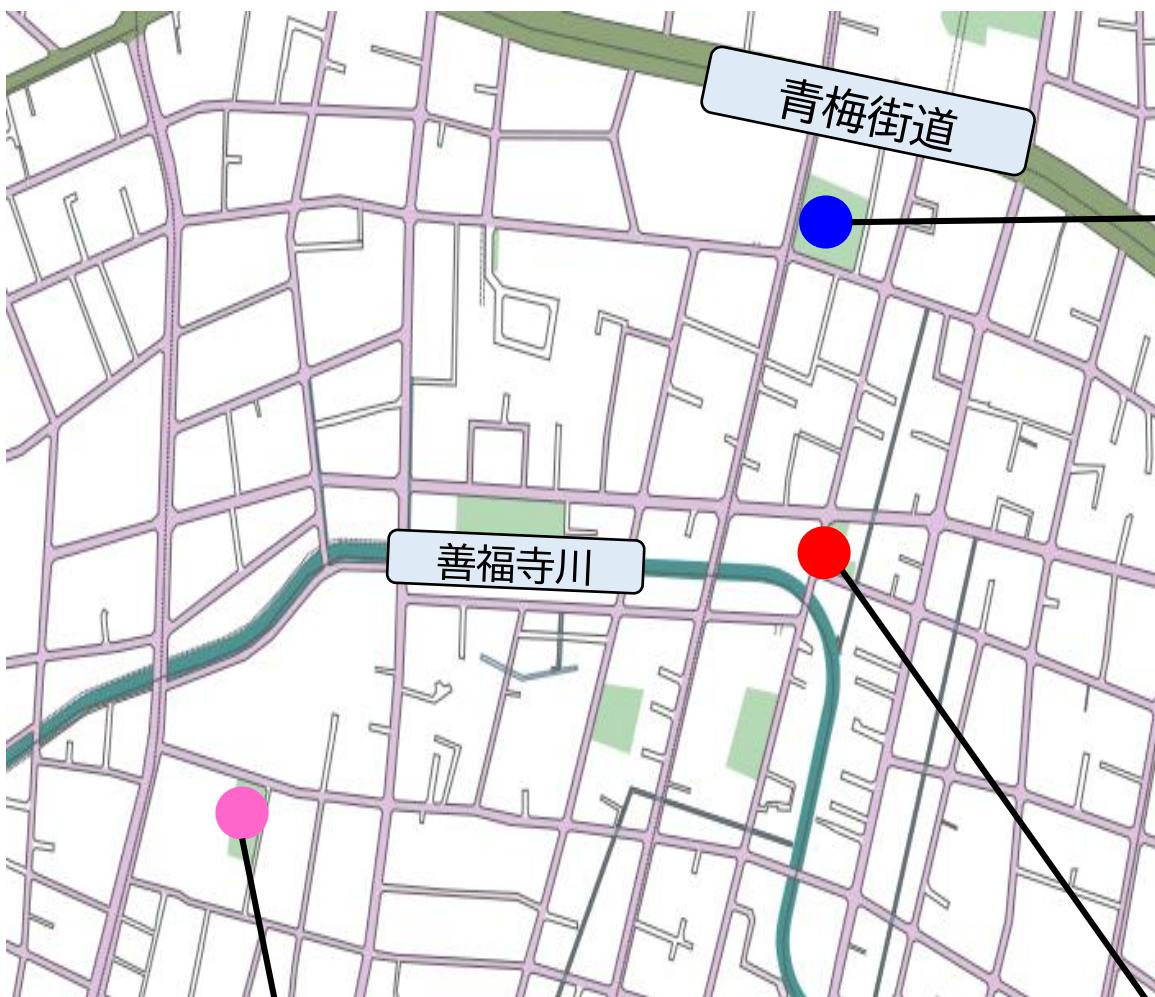
○旧上荻窪会議室等跡地に整備する集会施設については、多世代で利用できる施設を求める意見が多く出されましたが、高齢者優先枠を設けるなど、高齢者への配慮を求める意見がありました。一方で、旧上荻窪会議室等跡地にもゆうゆう館を残してほしいとの意見もありました。

ワークショッププラン③

高齢者向けサービスの充実を重視したプラン

<p>プランのイメージ (更新後)</p>		<p>(参考としたワークショップ参加者の主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケア24とゆうゆう館が同じ場所の方が馴染みやすい。 ○旧上荻窪会議室等跡地にケア24を戻した方が良い。高齢者は増えていく。大切にされた方が良い。 ○コミュニティふらっとは同じスペースで使用対象が多世代になるので安全面からも反対。高齢者の使用に配慮した施設にした方が良い。
<p>プランの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○旧上荻窪会議室等跡地には集会施設(コミュニティふらっと or ゆうゆう館)とケア24の併設施設を整備。集会室は4部屋程度(新たな施設は令和10年度(2028年度)に開設予定)。 ○西荻北保育園は現地改築(認可基準を満たすよう整備)。改築は現在の在園児の卒園後を想定(最短で令和11年度(2029年度)以降に解体予定)。ゆうゆう西荻北館は現在と同規模の面積を確保することが難しいが、ゆうゆう西荻北館利用者の活動機会を確保するため、保育園に集会施設(2部屋程度)を併設(ゆうゆう館を想定)。 	
<p>ポイント ○:メリット ●:懸念点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○西荻北保育園に集会施設(ゆうゆう館を想定)を併設することで、ゆうゆう西荻北館利用者の活動場所を一定程度確保できる(活動日や時間の調整は必要)。 ○ゆうゆう館とケア24上荻を併設する場合、高齢者向けサービスの充実が期待できる。 ●一部のゆうゆう西荻北館利用者については、西荻北保育園に併設する集会施設(ゆうゆう館を想定)の部屋数の減少により、活動回数や活動日、活動場所の調整が必要となる可能性がある。 ●西荻北保育園及びゆうゆう西荻北館の改築期間中は集会室が不足するため、ゆうゆう西荻北館利用者の活動場所の確保が困難となる。 ●保育園には1階への設置が望ましい諸室(歳児室や調理室等)があるため、集会施設(ゆうゆう館を想定)は地下1階となり、それぞれにエレベーター等の設置が必要になる。なお、必要な園庭面積は地上だけで確保できる。 <p>【西荻北保育園に併設する集会施設について(現在の延床面積)229.77㎡ ➡ (更新後)約200㎡】 現在: 3部屋 (洋室1)62.1㎡ (洋室2)23.8㎡ (洋室3)33.2㎡ ※洋室1・2は一体使用が可能(85.9㎡) 更新後: 2部屋 (集会室1)40㎡程度 (集会室2)25㎡程度 ※一体使用が可能になるよう設置(65㎡程度)</p>	
<p>(参考)コスト試算</p>	<p>【設計・建設費】 ※保育園を単独で改築した場合と比べて集会施設(ゆうゆう館を想定)を併設(約200㎡増)した場合にどの程度の影響があるか試算 (設計費) 約760万円増 (建築費) 約1億3,000万円増 (合計)約1億4,000万円増</p> <p>【エレベーター設置費】 (設置費) 約1,200万円 ※別の集会施設に設置した際の金額。エレベーターは約30年程度で更新が必要。 (ランニングコスト(管理費)) 約100万円/年(保守内容による) ※60年で約8,400万円の増</p>	

プラン③に対する主な意見



C 杉並会館用地に関する意見

○A地点の集会施設において集会室が不足するのであれば、現在、ゆうゆう上荻窪館やケア24で使用するスペースを集会室として活用してもいいのではないかとの意見がありました。

B 西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館用地について

○西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館用地については、現在のゆうゆう西荻北館利用者の活動場所を現地で確保するために、集会室2部屋を整備した方がよいという意見もありましたが、保育園を単独で整備し、保育施設として十分な面積を確保すべきとの意見もありました。また、エレベーターの設置などによるコスト増を懸念して、保育園と集会施設の併設に反対する意見もありました。

A 旧上荻窪会議室等跡地に関する意見

○集会施設とケア24の併設については、集会施設の面積が減ってしまうなどの理由から反対する意見が多く出されましたが、集会施設の使用後に気軽に立ち寄ることができたり、高齢者が相談しやすくなるなどの理由から賛成する意見もありました。

その他の論点に関する主な意見

ワークショッププランに関する疑問や、修正、追加が必要なことに関する意見

【主な意見】

- ・保育園を単独で整備するプランはないのか。
- ・遠い場所に行けない高齢者でも利用できるように、保育園は単独ではなく、集会施設と併設した方が良い。以前より面積が狭くなってしまふのは仕方がないと思う。
- ・活動場所が移動する可能性があるゆうゆう西荻北館の利用者のためにバスを運行させるという案もあると思うが、財政的な負担が課題になると思う。

【総括】

保育園を単独で整備するプランがないことに関する意見が出ました。そのほか、各プランに対して賛成する意見や懸念点に関する意見が多く出ましたが、プランそのものの修正を求める意見はありませんでした。

プランの決定等にあたり、区に大事にしてほしいことや留意してほしいことに関する意見

【主な意見】

- ・高齢者の割合は今後ますます増えてくると思うので、高齢者への配慮は必要だと思うが、それと同じくらい、次世代や若者が明日を生きる希望を持てるまちづくりをお願いしたい。
- ・高齢者が安心安全に生活できるようにするために、気軽に相談したり、人と関わられるような、利用しやすい施設にしてほしい。
- ・杉並区にずっと住み続けてほしいので、杉並で育った子ども達が、将来子育てをしたいと思える地域にしてほしい。
- ・施設は約60年利用するので、将来世代にツケを回さないために、全体最適の視点とライフサイクルコストを第一にプランを企画してほしい。
- ・高齢者が多く利用し、川に近い地域であるため、新たに整備する集会施設は、避難経路にも留意して整備してほしい。
- ・気温が年々高くなっているので、保育園の園庭は屋上ではなく地上に整備してほしい。屋上では近隣から苦情が来る可能性もある。
- ・コミュニティバスのような移動手段があれば、ゆうゆう上荻窪館とゆうゆう西荻北館が一緒になっても良いと思う。

【総括】

プラン決定にあたり大事にしてほしい視点としては、将来を担う若い世代や子どもが健やかに成長できるようにしてほしいと望む意見や、高齢者が使いやすい施設にしてほしいという意見が出ました。また、将来的なコストに関する視点の重視を求める意見や、災害時の避難経路を確保するなど、防災に関する意見も出ました。

プラン決定の時に具体的に留意してほしいこととしては、保育園の園庭を地上に設けてほしいといった意見や、ゆうゆう西荻北館の利用者の活動場所が移動する場合には、バスなどの移動手段を確保してほしいといった意見が出ました。

地域意見交換会等の開催

地域意見交換会等のスケジュール

ワークショップ参加者以外の方の意見を聞いていくため、第4回と第5回の間、対象施設の近隣住民等を対象とした意見聴取(ポスティング)を実施するとともに、地域意見交換会(オープンハウス形式)を開催しました。また、検討対象施設の利用者等に対しても、意見聴取を実施しました。

令和6年(2024年) 7月12日(金)	ゆうゆう西荻北館利用者との意見交換会 対象:ゆうゆう西荻北館利用者
令和6年(2024年) 8月 4日(日)	地域意見交換会(オープンハウス形式) 対象:検討対象施設の近隣にお住まいの方を中心とした区民等 周知方法:検討対象施設近隣へのポスティング、区ホームページ、 広報すぎなみ、区公式SNS
令和6年(2024年) 8月 7日(水)	ケア24事業者からのヒアリング 対象:ケア24の事業者
令和6年(2024年) 8月20日(火)	西荻北保育園利用者からの意見聴取 対象:西荻北保育園児の在園児保護者
令和6年(2024年) 8月21日(水) ~23日(金)	ゆうゆう西荻北館におけるパネル展示 対象:ゆうゆう西荻北館利用者
令和6年(2024年) 8月26日(月)	ゆうゆう上荻窪館利用者との意見交換会 対象:ゆうゆう上荻窪館利用者
令和6年(2024年) 8月26日(月) ~28日(水)	ゆうゆう上荻窪館におけるパネル展示 対象:ゆうゆう上荻窪館利用者
随時	区公式ホームページにおける意見受付

地域意見交換会(オープンハウス形式)でいただいた主な意見

- 8月4日に地域意見交換会(オープンハウス形式)を開催し、ワークショップに参加していない方からも、この取組に関してご意見をいただきました。
- また、地域意見交換会で展示・配布した資料を区の公式ホームページに掲載するとともに、ウェブアンケートでご意見を募集しました。
- 以上の意見募集の結果、以下のようなご意見をいただきました。

意見
ゆうゆう館も必要だが、区民同士でちょっとくつろいでおしゃべりする場所や静かに本を読んだり勉強できる場所を増やしてほしい。 コミュニティふらっとは誰でも使えるので良いと思う。昼間は高齢者メイン、夜は集会室メインになると住み分けができるのではと思う。ただし、コミュニティふらっとがゆうゆう館のようにお年寄りが使いやすいことが前提。 ゆうゆう館とケア24は、目的も利用者も違うので離れた方が良いと思う。
子どもが安全にのびのびと成長するためには、別の施設との併設をしない保育園単独が良い。さらに敷地内に地上園庭が確保されたほうが良い。 地域住民が自発的に高齢者や子どもに目を向け、助け合う地域となっていくためには、コミュニティ施設とケア24が連携していくことが必要。同一施設内にあるほうが良い。
児童館がなくなって子どもたちの居場所が失われている。子どもたちの居場所を増やしてほしい。
ゆうゆう西荻北館が狭くなることは残念だが、距離が遠くなってしまおう方々が居ることを考えると、保育園と併設のままの案は良いと思う。遠くなってしまおうと利用が困難になる方々が居るので、ゆうゆう館を無くすことには抵抗がある。
ゆうゆう館の昼間の使用稼働率は高く、上荻窪館と西荻北館が一緒になりコミュニティふらっとのシステムになると、使用時間が大幅に減少する可能性があると思う。そこで、ゆうゆう西荻北館、ゆうゆう上荻窪館を、今までの場所で、そのままの高齢者施設として残すことを希望する。
今まで使っていた方々の生活に影響ない様をお願いしたい。子どもや年配の方は近くにあって馴染みがあることが大事なので、杉並区の区民事務所を駅にまず戻し、原則全ての施設を元に戻して頂きたい。それが一番住民にとって住みやすい街だと思う。
建物が環境にどのようなコンセプトを持つのかを明確にすべきだと思う。高齢者のためか、子どものためか等の問題はこの新しい公共施設が住民にとってどのような環境的意味を持つかでのおのずと決まってくる。
高齢者は自転車では移動できない方も多いので、集会施設は小さくても点在させてほしい。これから高齢者も増えるが、健康に過ごすためにも福祉施設は増やしてほしい。ケア24とゆうゆう館は利用者層が違うので、ゆうゆう館とは離して駅近など利便性を優先した方が良いと思う。

ゆうゆう西荻北館利用者との意見交換会等

- 西荻北保育園を現在の敷地で改築する場合、保育園の延床面積が増加するため、ゆうゆう西荻北館は現在と同規模の面積を確保することが難しくなります。
- これまで区では、ゆうゆう西荻北館利用者の活動場所を可能な限り現地で確保するために、改築後の西荻北保育園に集会施設を併設するなどの検討を進めてきました。
- この検討に当たって、ゆうゆう西荻北館の利用者の方と意見交換会等を開催し、以下のような意見をいただきました。

何とかして現在の場所に活動場所を確保してほしい。

ゆうゆう館がいいと思うが、コミュニティふらっとのような世代間の交流が生まれる施設もこれから先重要だと思う。

活動場所の距離が離れてしまうと高齢者は活動を維持できない。

場所がどちらになっても、可能な限り現在の活動を維持したい。

若い方(保育園)の送り迎えは自転車で移動もできるし、遠くても良いのではないかと。高齢者は増えているし、大切にしてほしい。

保育園はほぼ毎日1日中稼働しているため、現状の場所からの移動はできるだけ避けた方が良い。

2部屋設ける案が限界のようなので、その案を受け入れるしかないと思う。
ただ、活動の状況を踏まえて、音を出す団体と静かな活動をする団体が一緒に活動できるような工夫をしていただきたい。

併設する保育園とコミュニケーションをとれる機会があるなど、現在の配置が良い。

西荻地域区民センターもラウンジがあるが、若い人に占領されている。コミュニティふらっともそうなるのではないかと。ゆうゆう館が良い。

西荻北保育園とゆうゆう館併設が良い。ゆうゆう館が狭くてもいいので現在の場所が良い。

記載の意見以外にも様々な意見をいただきました。

ゆうゆう上荻窪館利用者との意見交換会等

- ワークショップにおいてゆうゆう上荻窪館は、旧上荻窪会議室等跡地に整備する集会施設(コミュニティふらっとorゆうゆう館)へ、機能継承・移転する方針で検討しています。
- その他、旧上荻窪会議室等跡地に整備する集会施設にケア24を併設するかどうかによって、利用できる部屋数が変わるなどの論点があります。
- この検討に当たって、ゆうゆう上荻窪館の利用者の方と意見交換会等を開催し、以下のような意見をいただきました。

コミュニティふらっととゆうゆう館で大きな違いは感じない。

ケア24とゆうゆう館はセットの方が相談しやすく良いが、ケア24は頻繁に行く場所ではないため、併設により部屋数が少なくなるくらいなら、旧上荻窪会議室跡地と杉並会館とで場所を分けてほしい。

更地期間が長いのは勿体ないから早く建物を建ててほしい。

新しくできる施設にはエレベーターはつくのか。スロープは上るのが大変である。

部屋がたくさんあるなら大丈夫だが、ゆうゆう西荻北館の人も利用することを考えると、煩雑になってしまうのではないかと。抽選はしたくない。

ゆうゆう館からコミュニティふらっとになった施設は明るくて便利になった。ゆうゆう館やコミュニティふらっとなどの名前にこだわりはない。

ゆうゆう館では、運営法人がいろいろ考えて地域をつなぐようなことをやっている。ケア24と連携して、すべての層の福祉を視野において、地域をつなぐ協働事業を期待したい。

元気な高齢者も時間の経過の中で、ケアが必要となってくる人もいる。ゆうゆう館とケア24が併設されていることで、高齢者をきめ細かくサポートしていくことを期待したい。

ケア24上荻の運営事業者からのヒアリング

○これまでのワークショップにおいてケア24については、①杉並会館内に存置、②西荻北保育園との併設、③旧上荻窪会議室跡地に整備する集会施設との併設の3つの可能性を検討してきましたが、ケア24上荻の運営事業者から、以下の意見をいただきました。

ワークショッププラン①について(ケア24は杉並会館内に存置)

杉並会館の天井の構造上、相談室を簡易パーテーションで区切らざるを得ない状況なので、現在、ゆうゆう上荻窪館が使用している部屋を相談室として使うことができるのであればありがたい。

建替えの場合、一時移転だとしても、民間物件への移転には課題がある。

⇒課題①…一時移転先(または恒常的な移転先)に適した物件が見つかるのか。民間賃貸物件を選ぶ際、2階以上の部屋の場合は(電動車椅子など大きめのものでも入れる)エレベーターの確保が必要と考えている。また、ケア24専用の自転車置場(職員用5~6台+来所者用)の確保の必要がある。

⇒課題②…区立施設と併設でなくなり、新しい建物と離れるので、ケア24認知度(存在感)が薄れる。

ワークショッププラン②について(ケア24は西荻北保育園との併設)

園児の親の親(祖父母)世代が保育園の送迎をしている場合もある。その親(曾祖父母世代)の介護をしているダブルケアケースもあるから良い面もある。

併設した方が、ケア24が寝たきりや要介護者の相談支援だけというイメージが払拭されるのではと思う。

(電動)車いすで来所される方もいるので、そこに配慮したルートが必要。また、エレベーターも適したサイズでないと利用者が困る場合がある。

ケア24専用の自転車置場(職員用5~6台+来所者用)が必要になる。保育園と共用でもよいが、トラブル・事故防止の観点で区画は分けた方がよい。

ワークショッププラン③について(ケア24は旧上荻窪会議室等跡地に整備する集会施設との併設)

これまでも、ゆうゆう館利用団体のメンバーが、「認知症になった」や「最近、様子が…で来なくなった…」等の相談を受けることがあった。そういったケースのケアプランには、介護保険サービス外サービスとして、ゆうゆうの活動を入れたりする等、継続して活動できるような支援を考えている。支援対象者だけでなく、利用団体ともコミュニケーションが取れて良い。

ケア24専用の職員用の自転車置場(職員用5~6台+来所者用)が必要。集会施設利用者用として駐輪場が広く設置されるのであれば、ケア24来所者用を区別しての設置は不要。

法人としての希望

ワークショッププラン③を希望している。併設によるメリットを感じるし、杉並会館に残った場合と比べ、将来的な移転先を考える必要がなくなる。ケア24を同じ場所で長く運営できて良い。

民間賃貸物件の場合、エレベーターが適切なサイズであるかや、ケア24専用の自転車置場(職員用・来所者用)の確保が懸念されるほか、他自治体で運営している地域包括支援センターでは、大家からの退去要請があり、退去することになった例もある。

西荻北保育園利用者(保護者)からの意見聴取

○これまでのワークショップにおいて西荻北保育園については、①集会施設との併設、②ケア24との併設について検討してきました。

また、併設施設の配置によっては園庭面積に影響が出るため、園庭を屋上に設けるか、地上に設けるかどうか検討のポイントとしていました。

○この検討に当たって、西荻北保育園の利用者から、以下のような意見をいただきました。

集会施設との併設について

高齢者施設の移動距離を考慮すると保育園の単独整備の実現は難しいと感じた。

高齢者との交流があると良い。

集会施設利用者の声が聞こえるのはお互いにとって良い面があると思う。

保育園を利用しているも、同一建物内に他施設(ゆうゆう館)があることを実感することはない。

ケア24との併設について

ケア24との併設について、ダブルケアラーにはメリットがあるが、該当するのはほんの一部であると思う。

園庭について

屋上園庭はあまりイメージがわからない

屋上園庭と地上園庭で分けられると多年齢での遊びが出来なくなる。地上園庭を確保してほしい。

園庭が広くて砂場があるところが良いと思って西荻北保育園を選んだので、(屋上園庭よりも)地上園庭の充実を希望する。

その他

仮移転先は遠くなるのが気になるが、施設が良くなるならやむを得ない。

取組案(プラン)の決定

プランの決定に当たって重視したポイント①

今回、ワークショップ等を通じて、施設利用者や地域住民等の皆さんと共に解決策の検討を行ってきました。ワークショップ等での意見を踏まえ、プランを決定するに当たり、以下の視点を重視しました。

■地域の実情に応じた解決策

ワークショップをはじめ、地域意見交換会や施設利用者・運営事業者等との意見交換などを通じて、地域によって施設に対する考え方やニーズは様々であることが改めて明らかになりました。

このため、地域における区民ニーズはもとより、施設の設置状況や利用人数、稼働率などの基礎的な情報、アクセス面など利用者の利便性、また、敷地条件や施設を建て替えた場合の課題など、施設を取り巻く様々な状況や、この間、聴取してきた区民意見等を踏まえながら、地域の実情に応じた解決策を検討しました。

■誰もが使いやすい施設づくり

公共施設は区民共有の財産であるため、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで誰もが使いやすい施設となるよう、施設利用者や地域住民の視点を踏まえつつ、特定の施設利用者に不便が生じることがないように、地域全体・区全体を俯瞰して、施設の配置やあり方を考えました。

また、現在の区民のニーズに応じていくことはもちろんのこと、施設は将来世代の区民も利用するものであることから、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮しました。

加えて、施設の複合化や併設についても、単に施設・用地の有効活用を図るといった観点だけでなく、組み合わせる施設の相性や期待される相乗効果、新たな利用者の掘り起こしにつながるかなど利用者目線に立って検討しました。

■必要な機能・環境の確保

保育園におけるバリアフリー対応や障害児保育のための諸室等の整備、学校における多目的室や少人数教室等の確保など、保育環境や学校教育環境をはじめ図書館やさざんかステップアップ教室、ケア24などそれぞれの施設に必要な機能・環境はしっかりと確保していきます。

プランの決定に当たって重視したポイント②

■更なる高齢化の進展を見据えた集会施設の整備①

ワークショップ等を通じて、多世代型施設のコミュニティふらっとについて理解が進みつつあることは認識できましたが、一方で、高齢者福祉の視点が弱いのではないかという意見や、ゆうゆう館への愛着を示す意見もありました。また、ゆうゆう館であっても、多世代が使いやすい施設としていくことが重要といった意見もありました。

こうした点を踏まえ、集会施設については、更なる高齢化の進展を見据え、多くの元気な高齢者のいきがい・健康増進活動や、一人暮らし高齢者等の孤立防止に資する高齢者の居場所(家庭や職場ではない第三の居場所)を適切に提供していくため、ゆうゆう館・コミュニティふらっとという施設の位置づけにかかわらず、どちらであってもこれまで以上に高齢者の活動機会や利便性をしっかりと確保するとともに、多世代交流を含む、多様な活動の機会や活躍の場を適切に提供していくこととします。

このため、コミュニティふらっとにおいては、ゆうゆう館の機能を適切に継承するとともに、より多くの高齢者にとって利用しやすい施設となるよう、高齢者団体の優先枠や使用料の見直し(次頁参照)のほか、高齢者の健康増進や生きがい活動の支援等に寄与する事業の充実を図るなど、必要な関連規程の見直しも含めて、検討を進めます。

同様に、ゆうゆう館においても、高齢者団体が利用しない時間帯の有効活用策とともに、協働事業等を通してより多くの高齢者等が利用しやすい施設となるよう、世代間交流の促進をはじめ多様なニーズに応じた取組のより一層の充実に向けた対応策や多世代利用にも資する施設として必要な関連規程の見直しも含めて、検討を進めます。

プランの決定に当たって重視したポイント③

■更なる高齢化の進展を見据えた集会施設の整備②

●コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の優先枠等の見直し案

項目	現状	見直し案
優先枠の申込み可能枠数(1団体当たり)	月8枠	月10枠
優先枠の申込み可能枠数を超えて利用する場合の使用料の取扱	有料	使用料免除 (枠数の上限なし)
団体登録していない他のコミュニティふらっとの空き枠(登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)
ゆうゆう館の空き枠(ゆうゆう館登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:優先枠の申込み可能枠数の見直しは、令和7年度(2025年度)下半期申込分から実施予定。その他の項目は、令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

【コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先枠とは】(現行制度)

- ゆうゆう館を利用していた団体の活動が継続できるよう、コミュニティふらっとの一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申込みができる仕組みで、1団体当たり月8枠まで使用料は免除。
- 申込みができるのは、1つの団体につき、コミュニティふらっとのうち1施設まで。なお、コミュニティふらっとの「高齢者団体優先枠」に申込みをした団体は、ゆうゆう館の抽選会に参加できない。

●ゆうゆう館に登録した高齢者団体に関する見直し案

項目	現状	見直し案
コミュニティふらっとの空き枠(コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

決定したプランの内容と決定する際のポイント

プランの内容【プラン①】



①旧上荻窪会議室等跡地には集会施設(コミュニティふらっと)を整備します(新たな施設は令和10年度に開設予定)。

②西荻北保育園は現地改築します。改築は現在の在園児の卒園後を予定しています(最短で令和11年度以降に解体予定)。

改築工事期間中の仮設園舎は西荻南区民集会所(旧西荻北児童館)の敷地を活用します。ゆうゆう西荻北館利用者の活動機会を確保するため、保育園にゆうゆう館を併設します。

③ケア24上荻は杉並会館で運営を継続します。

■プランを決定する上でのポイント

○ゆうゆう西荻北館利用者の活動機会を確保すること

○西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館の改築工事期間中における、ゆうゆう上荻窪館・西荻北館、旧上荻窪会議室利用者の活動機会を確保すること

○保育園の改築に当たり、園舎や園庭の必要面積を確保するとともに、園児・保護者への影響を考慮して移転時期を設定するなど、保育環境の維持・向上を図ること

○ケア24上荻を管轄地域内で利便性が低下しない場所に配置すること

プランを決定する際の考え方①

■ゆうゆう西荻北館及び西荻北保育園について

- ゆうゆう西荻北館は、駅から近いこともあり日中の利用率が高く、他のゆうゆう館と比較すると夜間の利用率も高い施設です。加えて、区の西側(善福寺・松庵方面)からの利用者が一定程度おり、区立施設再編整備計画で計画化していたプラン(ゆうゆう西荻北館を旧上荻窪会議室等跡地に整備するコミュニティふらっとに機能継承する計画)に対しては、当時、ゆうゆう西荻北館の利用者を中心に、「距離が遠いので活動を継続できない」、「狭くても良いので今の場所に残して欲しい」という声をいただいていた。また、今回、ワークショップ参加者にも両施設間を実際に歩いてもらいましたが、高齢者以外の方からも「距離が遠く、途中で坂道もあり、高齢者が通うのは大変ではないか」などの声をいただきました。
- 西荻北保育園は、改築に当たり、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備する必要があることから、延床面積は現在よりも増加することとなりますが、現在の敷地内に建てられる建物の大きさを再精査したところ、保育施設に求められる基準を満たした上で、現在の面積からは小さくなるものの200㎡程度の集会施設の面積であれば確保できることがわかりました。また、集会施設を地下に整備することで、保育園の園庭も現状と同等規模を確保できることも確認できました。
- 加えて、ワークショップ参加者やゆうゆう西荻北館利用者からは、周辺の区立施設を活用したゆうゆう館の移転先の確保が難しいことや旧上荻窪会議室等跡地に移転した場合の移動距離の問題を考慮すると、保育園に集会施設を併設した方が良いという意見もいただきました。また、民間施設の借上げやバスの導入などのアイデアもいただきましたが、現時点では、不確実性もあり、実効性の担保ができない状況です。
- これらを踏まえ、ゆうゆう西荻北館利用者の活動機会を確保する観点から、西荻北保育園に集会施設を併設することとします。
- この集会施設については、現在のゆうゆう館よりも規模が小さく、部屋数も減ること、ラウンジや多目的室などを整備することは困難であること、現在も高齢者の利用率が高く、整備後も高齢者中心の利用になると見込まれることから、ゆうゆう館として存置することとします。
- なお、西荻北保育園は改築工事期間中も運営を継続するため、西荻南区民集会所(旧西荻北児童館)の用地に仮設園舎を整備し、仮移転することを想定していますが、改築時期(解体含む)については、現在の在園児とその保護者への影響を考慮し、最短で令和11年度(2029年度)以降を予定しています。

プランを決定する際の考え方②

■旧上荻窪会議室等跡地に整備する施設について

- 旧上荻窪会議室等跡地には、集会施設を整備し、現在、杉並会館内で暫定運営をしているゆうゆう上荻窪館や旧上荻窪会議室の利用者の活動機会を確保することとなりますが、ゆうゆう西荻北館改築工事期間中は、その利用者の活動機会も確保する必要があることから、集会施設の部屋数や部屋の面積を充実させる必要があります。
- ワークショップ参加者からは、多世代が利用できるコミュニティふらっとの整備を求める多くの意見のほか、「ゆうゆう館は高齢者施設としての印象が強く、コミュニティふらっとと比較すると、子どもを含めた多世代が利用できる施設として浸透しづらいのではないか」との意見もいただきました。また、当該地域の現状を踏まえ、子どもが気軽に利用できる居場所の整備を望む声もいただきました。一方で、高齢者が今までどおり利用できるよう配慮して欲しい、慣れ親しんだゆうゆう館として残して欲しいという意見もいただきました。
- この集会施設については、延床面積約600㎡を想定しており、ラウンジや多目的室を整備できる見込みです。施設全体を「ゆうゆう館」とすることや、「ゆうゆう館と他の集会施設の併設施設」として整備することも可能ですが、旧上荻窪会議室は幅広い世代が利用できる集会施設であったこと、コミュニティふらっとは、多目的室等を活用したイベント(多世代交流イベント等)などの実施や、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、より多世代が気軽に利用できる施設であることから、施設の規模や施設に求められる機能、地域の現状などを踏まえ、「コミュニティふらっと」として整備することとします。
- なお、コミュニティふらっとでは、高齢者団体優先枠の設定を通じて、既存のゆうゆう館利用者の活動機会を適切に確保していくとともに、高齢者が参加しやすいよう自主事業や多世代交流イベントの充実を図るなど、より多くの高齢者が利用しやすい施設にしていきます。

プランを決定する際の考え方③

■ケア24上荻について

- ケア24は、高齢者やその家族を支える総合相談窓口であり、ワークショップ参加者等からは、「区立施設内に設置することで認知度が上がる」、「集会施設と併設することで、集会施設の使用後に気軽に立ち寄ることができ、相談がしやすくなる」、「暫定移転先の杉並会館に残すと、その後の移転先が不透明になるため、旧上荻窪会議室等跡地に整備する集会施設に移転させるべき」などの意見をいただきました。一方で、「集会施設と併設する場合、集会施設の面積が減少するだけでなく、ケア24と集会施設は関連がないため、メリットがない」、「杉並会館に残った方がアクセスが良い」といった意見もいただきました。
- 高齢者人口が増加する中で、ケア24の充実を図っていくことは、ますます重要となりますが、旧上荻窪会議室等跡地に集会施設とケア24を併設すると、集会施設の面積が減少し、ゆうゆう西荻北館の改築工事期間中における集会施設の部屋数や部屋の面積を十分に確保することが困難になることや、現在、ゆうゆう上荻窪館が杉並会館内で使用しているスペースを活用することで相談スペース等を確保できるなど、ケア24の運営にとってもメリットがあるものと考えられることから、ケア24上荻は杉並会館内に当面存置することとします。
- なお、西荻北保育園・ゆうゆう西荻北館の改築後については、(仮称)コミュニティふらっと上荻窪やゆうゆう西荻北館の利用状況及びケア24上荻の執務環境や移転先の確保状況等を踏まえた上で、今後の取扱いを別途検討します。

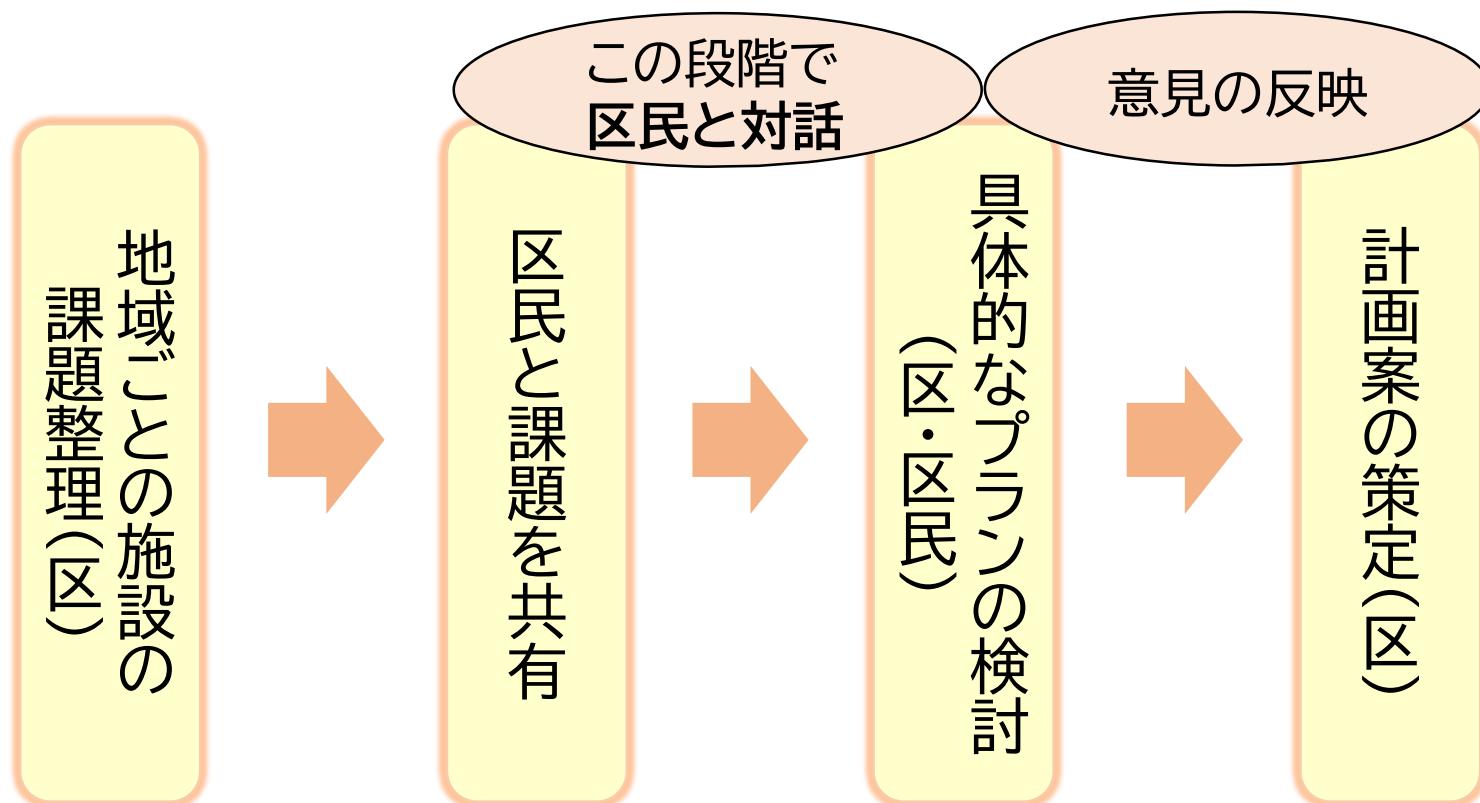
浜田山駅周辺の老朽化した 区立施設への対応等に関する検討

検討まとめ

令和6年(2024年)11月

この取組に至った経緯

- 区では、区立施設の老朽化等の課題に対応するため、平成26年(2014年)に「杉並区区立施設再編整備計画」を策定し、取組を進めてきました。
- 一方で、これまでの取組の進め方においては、施設利用者や地域の皆さんなどの意見を十分に反映できていなかったことが大きな課題でした。
- そこで、今後は計画の検討段階から施設利用者や地域の実情を一番理解している地域の皆さんの意見を聴きながら、共に計画案をつくり上げていくこととしました。



■スケジュール

ワークショップのほか、地域意見交換会(オープンハウス形式)の実施や対象施設の近隣住民等を対象とした意見聴取(ポスティング)、施設利用者等に対する意見聴取を通じて、地域の皆さんとの対話を行い、皆さんの意見を踏まえた上で最終的に区が計画案を決定します。その後、12月にパブリックコメントを実施し、令和7年(2025年)1月に計画を策定する予定です。

●区民の皆さんとの取組

- ・ワークショップ
- ・施設利用者や近隣住民等からの意見聴取
- ・地域意見交換会(オープンハウス形式)

6年4月以降

6年11月

6年12月

7年1月

7年4月以降

施設整備
プランの検討

計画案
決定

パブリック
コメント

計画策定

取組実施

ワークショップ全体のスケジュール・テーマ等

	回	日程	テーマ
情報共有 土台作り	第1回	令和6年 (2024年) 4月26日(金)	ワークショップの目的、公共施設マネジメントの内容、対象施設について知ろう！
	第2回	令和6年 (2024年) 5月24日(金)	対象施設を取り巻く状況や建替時に生じる課題について考えよう！
具体的な 取組案 (プラン) の検討	第3回	令和6年 (2024年) 6月24日(月)	第1回～第2回で出た意見を踏まえて区が作成した複数プラン(たたき台)をもとに、各プランの良いと思う点、改善が必要な点、解決策等を意見交換しよう！
	第4回	令和6年 (2024年) 7月16日(火)	第3回で出た意見や追加情報等を踏まえて、各プランについて意見交換しよう！参加者全員で意見・考えを共有しよう！
	第5回	令和6年 (2024年) 9月6日(金)	・第4回までの意見や地域意見交換会、施設利用者の意見等を踏まえて、ワークショッププランをまとめよう！ ・全5回のワークショップを振り返って、感想等を共有しよう！

情報共有 土台づくり

情報共有・土台づくりの手法

ワークショップの前半(第2回まで)は、具体的なプランの検討に向けて必要な情報の共有(土台づくり)を、以下の手法を用いて行いました。

■区からの説明

施設マネジメントの必要性や各対象施設が目指す姿、課題等を説明しました。



■グループワーク

区からの説明を受けて、良いと思った点・疑問点などについてグループで共有するワークを行いました。また、他の班で出た意見を全体で共有するために、各班で作成した模造紙を見て回る時間を確保しました。グループワーク全体を通して、「グループワークで他の方の意見や質問を聞くうちに理解が進む部分があった」「限られた土地の中での建替えなので、この地域の特色をみんなで考えていきたい」等の意見がありました。



■施設見学

対象施設について、ワークショップの中で資料を用いて施設の概要・目的等を区からお伝えしましたが、ワークショップ参加者の内、希望する方については各施設やコミュニティふらっとを実際に見学しました。施設見学を通して「身近な地域にこのような施設があることを初めて知った」等の意見がありました。



このワークショップの目的

浜田山駅周辺の区立施設において、**高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の老朽化にどのように対応していくか**を、浜田山会館・ケア24浜田山や旧保育室浜田山東等の周辺施設の活用も視野に入れながら、様々な立場の皆さんと共に考えるため、ワークショップを開催しました。

■主な対象施設

施設名	築年数	延床面積	備考
高井戸東保育園 ゆうゆう高井戸東館	築51年	保育園:650.46㎡ ゆうゆう館:212.04㎡	併設施設
浜田山会館 ケア24浜田山	築31年	浜田山会館:894.53㎡ ケア24:95.25㎡	併設施設
旧保育室浜田山東	築62年	341.26㎡	令和5年9月から 未活用



▲高井戸東保育園
ゆうゆう高井戸東館



▲浜田山会館
ケア24浜田山



▲旧保育室浜田山東

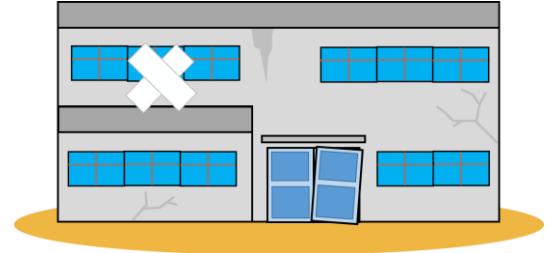
区立施設が抱える課題と検討に当たっての視点

■区立施設が抱える課題

①施設の老朽化

築50年以上の建物が区立施設全体で約3割を超えており、施設の老朽化が進んでいます。区立施設は今後まさに改築時期のピークを迎えます。

▷区立施設は区民共有の財産であるため、地域全体・区全体を俯瞰して今後のあり方を考える必要があります。



②区民ニーズの変化への対応

区立施設の多くが整備された高度経済成長期と現在では、大きく時代も変化しており、求められる施設や機能も変化しています。

▷現世代はもちろんのこと、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮する必要があります。

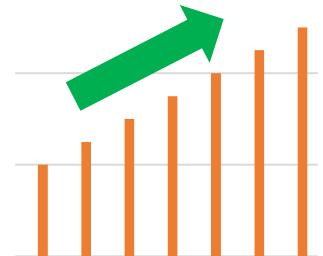


③限られた財源の中での施設整備

杉並区においても人口減少・少子化が見込まれます。それにより、働き世代が減少することで税収が減り、福祉や医療にかかるお金である社会保障関連経費が増加することが見込まれ、相対的に施設に使えるお金はこれまで以上に限られてきます。

▷将来的な財政状況を踏まえて、限られた資源・財源を最大限に有効活用していく必要があります。

社会保障関連経費



■全体最適・長期最適の視点

○公共施設は区民共有の財産であることから、地域全体・区全体を俯瞰して今後のあり方を考える必要があります。

○新たに施設を整備する場合は、現在の区民だけでなく、将来世代の区民も利用するものであることから、現世代はもちろんのこと、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮する必要があります。

○将来的な財政状況を踏まえると、不安定な部分も多く、厳しい状況が続くことも想定されることから、限られた資源・財源を最大限に有効活用していく視点が欠かせません。



“全体最適・長期最適”

の視点を持ちながら検討していく必要性を共有しました。

高井戸東保育園の概要

■今後の区の保育園の方向性について

- 杉並区では、平成30年度(2018年度)に、待機児童ゼロを実現しました。ただし、「待機児童」は、認可保育所・認可外保育所のいずれにも在籍していない児童を指すもので、平成30年(2018年)時点では希望する全員を認可保育所で受け入れることはできませんでした。
- そこで、認可外保育所の認可化移行による保育施設の整備等を行った結果、令和5年度(2023年度)には保育需要に応える必要な保育定員を確保できました。そのため、区立園においては当面の間、新規整備を行いません。また、私立園においても当面、数値目標を定めての新規整備は行いません。
- 保育施設が充実した一方で、急増した私立園の保育の質の維持・向上のため、区立園が中心となって私立園との連携・研修等の支援に取り組んでいます。そのため、区立園の重要性が増していることから、当面の間、民営化や廃止を行わず27園を維持していく方針です。

■高井戸東保育園が属する地域の保育需要

年度	定員	児童数	割合
令和3年度 (2021年度)	1,085人	931人	85.8%
令和4年度 (2022年度)	1,094人	962人	87.9%
令和5年度 (2023年度)	1,102人	951人	86.3%

■築年数

51年

■敷地面積

1,215.52㎡

■延床面積

650.46㎡

■園庭面積

370.70㎡

■定員数・在籍児童数

・定員数 : 95人

・在籍児童数: 90人

※令和6年(2024年)4月時点

在籍児童数は3・4月が少なく、12・1月に多くなる傾向にあります。

■高井戸東保育園の特色

○閑静な住宅街の中にあり、近隣には畑や公園など季節を実感できる環境にあります。

○障害児指定園として障害児保育に必要な設備の整備や人員配置を行っています。

ゆうゆう館とは

■利用対象者

杉並区にお住まいの60歳以上の方々

■施設数

26施設(令和6年(2024年)10月時点)
※昭和38年(1963年)に上荻窪敬老会館を開設して以降、各地域に3~6か所(合計32館)の敬老会館(現ゆうゆう館)を設置してきました。現在は、32館のうち、6館をコミュニティふらっとに機能継承しています。

■開館時間

午前9時~午後9時
(日曜日・祝日)午前9時~午後5時
(第3木曜日)午後1時~午後9時

■利用方法

- ①個人利用:一般和室または談話室・談話コーナーで、テレビ、囲碁、将棋などを自由に利用可能です。お一人でもご利用になれます。
- ②団体利用:趣味やいきがいづくりなどの活動(※)に、洋室、和室、茶室、講座室、多目的室、ホールなどを利用できます。
※コーラス、カラオケ、体操、書道、囲碁、輪投げなど
- ③目的外使用:空いている部屋がある場合は、一般の方も使用できます(要事前予約/有料)。

■施設の特徴

- ・築40年以上の施設が16館あり、施設の老朽化が進んでいます。
- ・他施設(特に保育園)との併設が多くみられます(保育園との併設:12館)。

■利用人数の推移等(ゆうゆう館全体) ※協働事業参加者等を含む

(利用人数)

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
394,142人	184,956人	242,131人	263,188人	276,156人

(年齢別利用者割合(令和5年(2023年)度 ※ゆうゆう今川館を除く、協働事業参加者等を含む)

60歳未満	60代	70代	80代	90歳以上
3.9%	7.8%	40.8%	41.9%	5.6%

■高齢者の区立施設の利用に関するアンケート(令和5年(2023年)6月実施)

(対象)無作為抽出した60歳以上の区民1,400人

(回答)462人/1,400人(回答率:33%)

(設問)趣味や学習、運動等の活動をどこの区立施設で行っているか。

ゆうゆう館	区民集会所、区民会館	コミュニティふらっと	その他区立施設	区立施設を利用していない
16.5%	10.0%	3.1%	20.2%	50.1%

ゆうゆう高井戸東館の概要

■築年数・延床面積・部屋数等

築年数	延床面積	洋室1	洋室2	洋室3	構造
51年	212.04㎡	57.4㎡	31.1㎡	18.9㎡	鉄筋コンクリート造 エレベーター未設置



▲洋室1



▲洋室2



▲洋室3

■活動団体数

46団体(令和6年度(2024年度)上半期)

■団体人数

483人(令和6年度(2024年度)上半期)

■利用者の傾向

- ・70代、80代の利用者が多い
(令和5年度(2023年度))
- ・団体利用の登録は周辺住民(※)が約44%となっている。
※施設から半径500m圏内の丁目にお住まいの方

60代	70代	80代	90歳以上
8.2%	45.7%	41.3%	4.0%

■稼働率(茶室等を除く) (令和元年度(2019年度))

※小数点第2位四捨五入

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室1	48%	87%	89%	26%
洋室2		53%	70%	5%
洋室3		21%	54%	7%

(参考)
ゆうゆう館全体稼働率
⇒約58%
(高齢者活動支援センターは含まず)

(令和4年度(2022年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室1	50%	92%	91%	16%
洋室2		56%	73%	8%
洋室3		18%	77%	0%

(参考)
ゆうゆう館全体稼働率
⇒約50%
(高齢者活動支援センターは含まず)

■利用人数の推移(ゆうゆう高井戸東館) ※協働事業参加者等を含む

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
10,579人	6,416人	8,502人	10,927人	10,967人

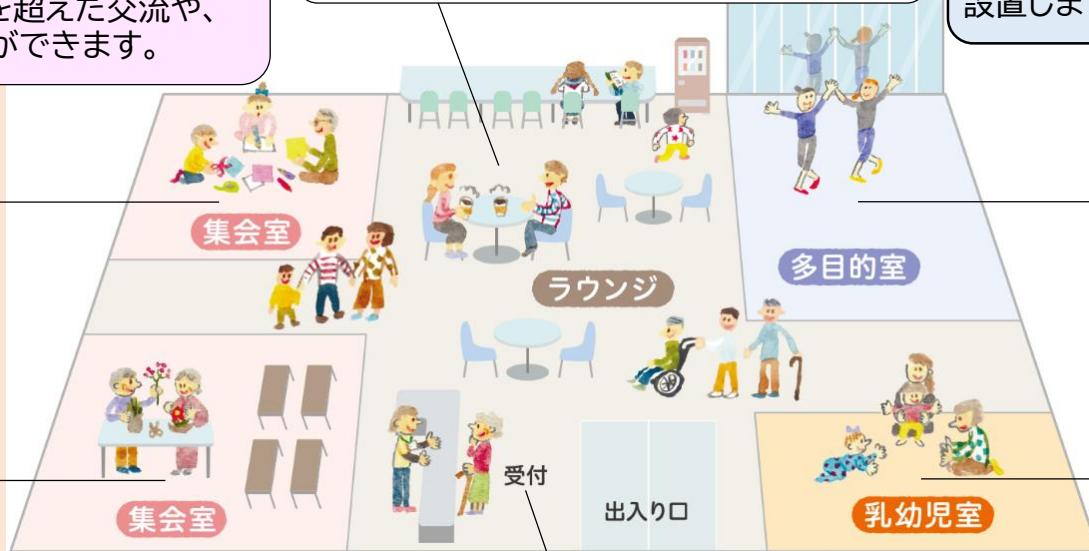
「乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設」

■コミュニティふらっと(標準規模)のイメージ

集会室などの貸室は、町会・自治会の活動や、文化や趣味等のグループ活動に利用できるほか、講座や多世代交流イベントへの参加を通じて、身近な地域における世代を超えた交流や、コミュニティづくりができます。

ラウンジは、予約なしに誰でも利用することができるスペースです。地域の方々のちょっとした打合せはもちろん、読書や勉強、飲食しながらおしゃべりなど、様々な利用ができます。

施設の規模に応じて、地域の発表会や多世代交流イベントなどに活用できるよう、集会室よりも広さのある多目的室を設置します。



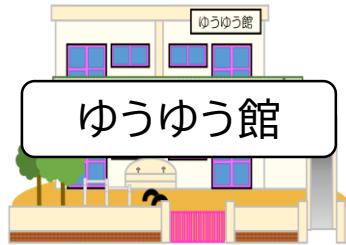
ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に高齢者団体優先枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアをしていきます。

受付窓口では、高齢者への声掛けや日常の相談なども行い、地域の皆さんとゆるやかにつながる施設とします。

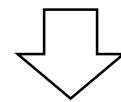
近隣に子ども・子育てプラザ等がない地域では、乳幼児親子が予約なしに気軽に利用できるスペースである乳幼児室を設置します。

■コミュニティふらっとの設置に至った経緯

○区立施設再編整備計画に基づく区民集会所やゆうゆう館等のコミュニティふらっとへの再編

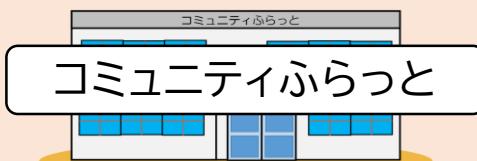


・地域社会との関係の希薄化
・「社会的孤立」が問題に



世代を超えた地域住民同士のつながりや支えあいが求められている。

施設や部屋、時間帯によって、稼働率にばらつきがあり、施設全体で見ると、平均稼働率は50%程度にとどまっている。



施設の有効活用や世代を超えた地域住民同士のつながりを促進する観点から、新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」へと再編整備する取組を進めてきました。

※現在までに、阿佐谷、東原、馬橋、永福、成田、方南、本天沼の7施設を開設。

今後、新たに1施設が開設する予定(高円寺南)。

■コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先枠とは

- ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申し込みができる仕組みとしています。
- 1団体当たり月に8枠(2部屋を一体使用する場合は2枠という扱い)までは使用料を免除します。
- 「高齢者団体優先枠」を振らない部屋・時間帯も設けることにより、一般利用者とのタイムシェアを図っています。

■高齢者団体優先枠のイメージ

	午前 (9時～12時)	延長	午後1 (13時～15時)	延長	午後2 (16時～18時)	延長	夜間 (19時～21時)
部屋A	優先枠		優先枠		優先枠		優先枠
部屋B	優先枠		優先枠		優先枠		
部屋C							
部屋D							

埋まらなかった枠は、一般利用者の枠になります。

このほか、「高齢者団体優先枠」の申込等は施設の窓口で受け付けることや、半期ごとに抽選申込を行うことなど、ゆうゆう館の運用方法を一部引き継いでいます。

■ゆうゆう館からコミュニティふらっとへ移行した団体数

施設名	団体数	移行した団体数	割合
ゆうゆう阿佐谷館 →コミュニティふらっと阿佐谷	105	92	87.6%
ゆうゆう阿佐谷北館 →コミュニティふらっと東原	30	27	90.0%
ゆうゆう馬橋館 →コミュニティふらっと馬橋	25	25	100%
ゆうゆう浜田山館 →コミュニティふらっと成田	29	18	62.1%
ゆうゆう方南館 →コミュニティふらっと方南	27	26	96.3%
ゆうゆう天沼館 →コミュニティふらっと本天沼	43	38	88.4%
合計	259	226	87.3%

移行しなかった理由として、「コミュニティふらっとが利用していたゆうゆう館より遠くなった」、「団体のメンバーの高齢化等により、このまま活動することが難しくなっていたので、これを機会に活動をやめた」、「コミュニティふらっとの部屋がゆうゆう館より狭くなり、活動できなくなった」などの声をいただいています。

浜田山会館の概要

■築年数・敷地面積・延床面積等

築年数	敷地面積	延床面積	施設の構成
31年	1,238.32㎡	989.78㎡	浜田山会館:894.53㎡ ケア24浜田山:95.25㎡



▲施設外観



▲ホール



▲第2集会室



▲和室



▲平面図(1階)



▲平面図(2階)

■施設について

- ・区内に3か所ある区民会館のうちの一つです。ホール、集会室、水屋併設の和室を備えています。
- ・会議等の集会使用のほか、書道、健康体操等の趣味活動、ホールにおけるコンサートなどの活動がなされています。

■稼働率

(令和元年度(2019年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~15時	16~18時	19~21時
集会室等	52.8%	59.5%	60.6%	57.4%	40.5%
ホール		38.3%	48.3% (13~17時)		45.8% (18~21時)

(参考)
区民会館全体:
54.2%

(令和4年度(2022年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~15時	16~18時	19~21時
集会室等	55.6%	61.3%	56.8%	57.5%	45.6%
ホール		51.7%	56.9% (13~17時)		62.5% (18~21時)

(参考)
区民会館全体:
54.8%

地域包括支援センター(ケア24)浜田山の概要

■地域包括支援センター(ケア24)とは

地域包括支援センター(ケア24) = 高齢者等の総合相談窓口

※保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の保健・福祉の専門職が、相談対応しています。

○主な業務

総合相談・権利擁護

- 高齢者又はご家族からの相談対応(介護や認知症のこと等)
- 高齢者虐待への対応
成年後見制度の活用促進等
- プライバシーに配慮した相談支援

ケアプラン作成

介護保険の認定(要支援1・2)を受けた方のサービス計画を作成

地域づくり

高齢者が安心して暮らし続けられる地域となるよう、様々な機関と連携・協働による取組を推進

地域のケアマネジャーの支援

地域のケアマネジャーからの相談対応・支援

○区内の設置状況

- 区内20か所に設置
※おおよそ高齢者人口5,000人から7,500人の区域を担当
- 職員数:各所7人程度
- 受付時間:平日9時~19時
土 9時~13時
※いずれも祝日は除く
※電話相談は24時間受付

○主な利用者層

- 高齢者及び家族
- 地域の高齢者の様子が気になった方
- ケアマネジャー
- 地域づくり関係者・団体

■地域包括支援センター(ケア24)浜田山の概要

○担当区域の状況

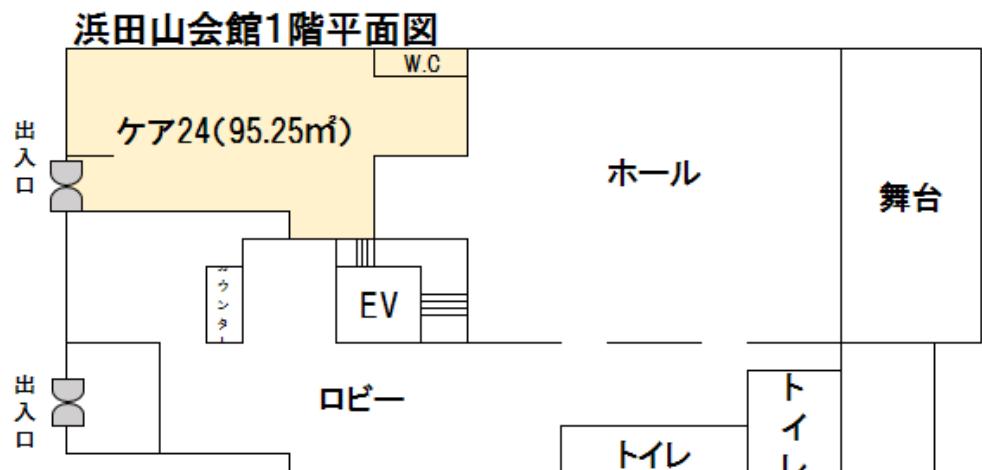
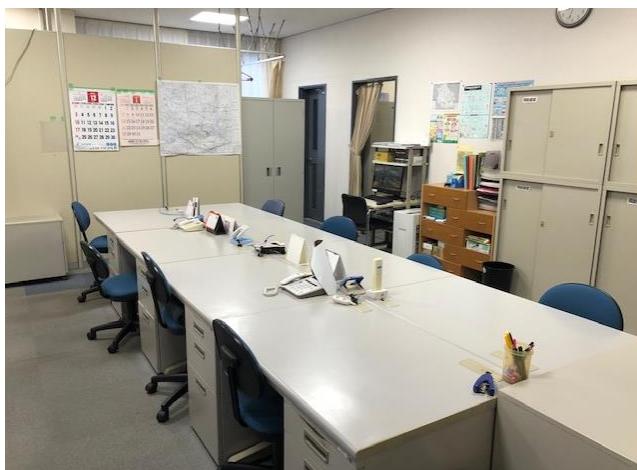
- 浜田山1丁目・2丁目・3丁目
- 下高井戸4丁目・5丁目
- 高井戸東1丁目・3丁目
- 上高井戸3丁目

※区域内人口(令和6年(2024年)4月1日時点)
→32,813人(内、高齢者人口7,527人)

○ケア24浜田山施設情報

現況

浜田山会館(築31年)の1階に設置(使用面積…95.25㎡)



旧保育室浜田山東の概要

■築年数・敷地面積・延床面積等

築年数	敷地面積	延床面積	備考
62年	1,043.51㎡	341.26㎡	令和5年9月から未活用



▲敷地図



▲施設外観

■施設について

- ・昭和37年(1962年)に高井戸青年館として開設。その後は、地域の方等にご利用いただける集会スペースとして貸出を行っていました。
- ・平成26年(2014年)4月からは、待機児童の解消に向けた緊急対策のため、「保育室浜田山東」として運営していましたが、地域の待機児童解消に一定の目途が立ったことから、令和2年(2020年)3月に廃止となりました。
- ・令和2年(2020年)12月から令和5年(2023年)9月までは、新型コロナウイルスに関する事業のために活用していましたが、現在は未活用の施設となっています。

現在の施設配置と施設ごとの建替時に生じる主な課題



C 旧保育室浜田山東

- 当該敷地は路地状敷地に該当するため、保育園や集会施設等などの特殊建築物を新たに建設する場合は、延床面積を1,000㎡未満に設定する必要があります。
- 当該敷地は保育園の仮設園舎で活用することを想定しており、その後の跡地活用は令和13年(2031年)以降になります。
- 高井戸東保育園を移転するには、現在の用地から敷地面積が300㎡程度縮小すること等から、園庭面積の基準を満たすことができないため、整備することはできません(仮設なら可)。

A 高井戸東保育園 ゆうゆう高井戸東館

- 老朽化が進んでおり、保育園の仮設用地や高齢者の活動場所を適切に確保しつつ、速やかに建て替えていく必要があります。
- 高井戸東保育園を改築する場合、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備する必要があり、現在よりも延床面積が増加します。
(現在)650㎡程度→(更新後)1,050㎡程度
- ゆうゆう高井戸東館は、現在と同規模の面積を確保することが難しくなるため、高齢者の活動機会を確保する観点から、浜田山会館等の周辺施設の活用も含めた検討が必要です。

B 浜田山会館・ケア24浜田山

- 現状の浜田山会館(ケア24併設)にゆうゆう高井戸東館が仮移転もしくは本移転する場合、活動する諸室が足りず、ゆうゆう高井戸東館から移ってきた利用者及び従来の浜田山会館利用者の双方に影響が出る可能性があります。
- ケア24浜田山の移転先として運営に適した賃貸物件や区立施設が、浜田山駅周辺に現時点ではありません。

情報共有・土台づくりにおいて参加者からいただいた主な意見

各対象施設が目指す姿や、建替え時に生じる課題についての区からの説明を受けて、気になった点などについてグループで共有するワークを行いました。各施設毎の主な意見は以下のとおりでした。

施設名	主な意見
保育園	少子化が進む中で、現在と同じ定員の保育園が必要になるのか。将来的に他の用途にも転用できるような施設づくりをするべきではないか。
	仮設園舎に移転する際に、現在と同じように障害児を受け入れることができるのか。
ゆうゆう館	ゆうゆう館の夜間利用の低さは課題である。飲食利用や映画鑑賞をすることができれば、若い世代の利用率が上がるのではないか。
	ゆうゆう館からコミュニティふらっとになることで、予約方法の変更や有料化で活動を続けることができない場合がある。
浜田山会館 コミュニティふらっと	多世代が集え、交流することができることは大切だが、高齢者と子どもの交流は難しいと感じる。
	コミュニティふらっとは箱(ハード)だけでなく、内容(ソフト)のアイデアがあると利用率が上がるのではないか。
ケア24	ケア24の事業内容を周知するため、わかりやすい場所にあることが重要である。
	ケア24の重要性はわかるが、区立施設に配置する必要性はあるのか。オンラインで相談できれば、場所の自由度は増すのではないか。
旧保育室浜田山東	なぜ現在活用されていないのか。活用しないのであれば、売却して改築費用に充ててはどうか。
	保育園の仮設園舎として活用した後の活用方法が重要である。

各対象施設が目指す姿や、建替え時に生じる課題に関するグループワークを踏まえて、施設整備において大事にしたいこと・大切にしたい視点についてグループで話し合いました。主な意見は以下のとおりでした。

主な意見
次世代利用も視野に入れ、ライフステージの変化や社会の変化にも対応できる持続可能性がある施設にしたい。そのためには、施設を利用したことがある人、ない人の声を取り入れてみてはどうか。
ここに行けば自分はコミュニティに属していると実感することができるような、また来たいと思えるアットホームな施設にしてほしい。そういった施設があることで、社会の安心安全に繋がっていくのではないか。
設備を充実させるためにかかる費用が将来世代の負担にならないように配慮する必要がある。場合によっては、サービスの質を落とすことも必要ではないか。
地域の人たちの声を聞くことで、世代間でぶつかるのではなく、それぞれの立場を分かり合う過程があれば、より良い形で建て替えをすることができるのではないか。

具体的な取組案の検討

参加者の意見に基づいたプラン作成

〔プラン作成の視点〕

区から説明した各対象施設が目指す姿や建替時に生じる課題に対する意見、参加者が考える施設整備において大事にしたいこと・大切にしたい視点を踏まえて、区で以下のとおりプラン作成の視点を整理しました。

多様な人々との交流

- 区民同士でコミュニティを形成する場が少ない
- 多世代が集える、交流できることが大切

保育機能の充実

- 保育園は将来的に若い世代が杉並区に住みたくくなるような視点で検討してほしい

高齢者の居場所の確保

- 超高齢社会になり、これからも高齢者が増加することが想定される
- 歩いて行ける場所にゆうゆう館がなくなると行かなくなる

地域包括ケアの利便性

- 単身独居高齢者世帯の増加が予想されるため、ケア24の役割はますます重要
- 高齢者にとって、ケア24浜田山の移転先は死活問題

〔ワークショッププラン〕

上記のプラン作成の視点を基に、以下のとおり3つのワークショッププランを作成しました。

集会施設を集約するプラン

PLAN

①

- A地点:高井戸東保育園・ケア24浜田山
- B地点:集会施設(コミュニティふらっとor浜田山会館+ゆうゆう館)
- C地点:保育園仮設園舎→跡地活用検討

保育環境の充実を図るプラン

PLAN

②

- A地点:高井戸東保育園
- B地点:集会施設(浜田山会館orコミュニティふらっと)・ケア24浜田山
- C地点:保育園仮設園舎→集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)

現在の施設配置を維持するプラン

PLAN

③

- A地点:高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館
- B地点:集会施設(浜田山会館orコミュニティふらっと)・ケア24浜田山
- C地点:保育園仮設園舎→跡地活用検討

ワークショッププラン作成に当たっての基本的な考え方

施設	考え方
高井戸東 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設園舎は、旧保育室浜田山東の建物を解体した上で整備します。 ○改築する場合、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備する必要があり、現在よりも延床面積が増加します。(現在)650㎡程度→(更新後)1,050㎡程度
ゆうゆう 高井戸東館	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の活動場所が移転する場合、集会施設(コミュニティふらっと又はゆうゆう館を想定)を対象地域内に確保し、活動が継続できるようにしています。 ○整備できる集会施設が小規模(300㎡未満)の場合は、現行のゆうゆう館と規模が同等のため、ゆうゆう館とすることを想定しています。(⇒プラン③)
浜田山会館	<ul style="list-style-type: none"> ○併設するケア24が移転する場合は移転後の跡地を改修して、現在よりも大きな集会施設(コミュニティふらっと又は浜田山会館+ゆうゆう館を想定)を整備します。 ○施設の位置づけにかかわらず、ホールを維持した集会施設とします。
ケア24 浜田山	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の場所から移転する場合、現在と同程度の面積(約95㎡)を確保することとしています。
旧保育室 浜田山東	<ul style="list-style-type: none"> ○高井戸東保育園の仮設園舎用地として活用します。 ○仮設園舎としての活用後の跡地活用は令和13年(2031年)以降になります。

具体的なプランの検討の手法

第2回までにいただいた意見をもとに、区が作成した複数のプランに対して、第3回・第4回・第5回では、以下のとおり具体的なプランの検討を行いました。

■第3回

各プランの概要・メリット・留意点を区からお伝えした上で、浜田山会館や各プランで設置する集会施設についてグループで意見交換を行いました。また、説明を受けて各プランの良いと思った点・改善点・課題の解決策についても意見交換を行いました。

■第4回

第3回でいただいた意見を踏まえて、各地点に整備する施設について論点を整理しました。また、スケジュールやコスト等の追加情報を区からお伝えした上で、各プランについてグループで意見交換を行いました。また、車座になって各プランの良いと思った点・改善点・課題の解決策等、一人ひとりの考えを全体で共有しました。

■第5回

全5回のワークショップの締めくくりとして、第4回までにいただいた意見及び第5回までに実施した地域意見交換会等の結果を踏まえて、ワークショッププランに関する疑問や、修正、追加が必要な点はないか、グループで意見交換を行いました。

また、プランの決定等にあたり、区に大事にしてほしいことや留意してほしいことを話し合いました。

最後には、全5回のワークショップを通じた感想等を一人ずつ発表しました。

※各グループワークでいただいた意見は以下のページで紹介します。

・各プランに対する意見…………… P23.25.27

・その他の各論点に関する意見…………… P28

ワークシヨッププラン①

集会施設を集約するプラン

配置	施設配置	
 <p>保育園仮設園舎 →跡地活用検討</p> <p>高井戸東保育園 ケア24浜田山</p> <p>浜田山駅</p> <p>集会施設(コミュニティふらっとor 浜田山会館+ゆうゆう館)</p>	A地点	高井戸東保育園+ケア24浜田山 高井戸東保育園を現地改築し、ケア24浜田山を併設します。
	B地点	集会施設 (コミュニティふらっとor浜田山会館+ゆうゆう館) ケア24浜田山移転後の跡地を改修し、ホールを維持した集会施設を整備します。
	C地点	保育園仮設園舎→跡地活用検討 高井戸東保育園の仮設園舎として活用した後、今後の行政需要を踏まえて有効活用策を検討します。
特長	<ul style="list-style-type: none"> ○ケア24浜田山が移転するため、現在よりも大きな集会施設を整備でき、「コミュニティふらっと」へ転用する、または高齢者専用の居場所の確保の観点から「浜田山会館+ゆうゆう館」としても活用できる可能性があります。 ○C地点の跡地活用について、幅広い検討が可能です。 ○ゆうゆう館の移転等に伴う代替活動場所が必要ありません。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●ケア24浜田山の仮移転先の確保が必要です(3~4年程度)。 ●浜田山会館の改修工事に当たり、短期間の休館や工事音等の影響がでる可能性があります。 ●認可基準は満たしますが、保育園の園庭が現在の規模より若干小さくなります。(【有効面積】現在:約320㎡→整備後:約300㎡) ●浜田山会館(ケア24浜田山移転後跡地)を改修して整備することができるのは集会室2部屋程度であり、現在のゆうゆう高井戸東館の部屋数(3部屋)を整備することができません。 	
補足情報	<p>【浜田山会館を改修して新たに整備される集会室の面積(2部屋)】 計80㎡程度の集会室を整備可能 (例)約40㎡×2部屋 ※高齢者の活動場所として、浜田山会館の従来からある集会室も活用することを検討します。</p> <p><参考>現在のゆうゆう高井戸東館諸室の面積: (洋室1)57.4㎡ (洋室2)31.1㎡ (洋室3)18.9㎡ 計107.4㎡</p> <p>【ケア24浜田山の仮移転先】 ケア24浜田山管轄地域の区立施設 例:高齢者活動支援センター(高井戸地域区民センター併設)等</p>	

プラン①に対する主な意見

C 地点に関する意見

- 将来的な活用方法として、貸室ではなく、区民が自由に集えるようなフリースペースや子ども向け施設などを検討することを望む意見がありました。
- 現時点で活用方法を決めるのではなく、将来のニーズに応じて判断すべきとの意見がありました。



A 地点に関する意見

- ケア24浜田山が浜田山会館にある必要はなく、高井戸東保育園との併設によって減る園庭面積が20㎡程度であることから、併設に肯定的な意見がありました。
- ケア24と保育園の親和性がないことや下高井戸に住んでいる人がさらに遠くなること、保育園の園庭が狭くなることに対して否定的な意見がありました。

B 地点に関する意見

- コミュニティふらっととして整備した場合は多世代が使える集会施設として有効活用できることをメリットと感じる意見がありました。
- ケア24浜田山移転後のスペースをゆうゆう館として整備した場合は、高齢者専用施設を整備する必要性やゆうゆう館と浜田山会館を区別して運営することを疑問視する意見がありました。

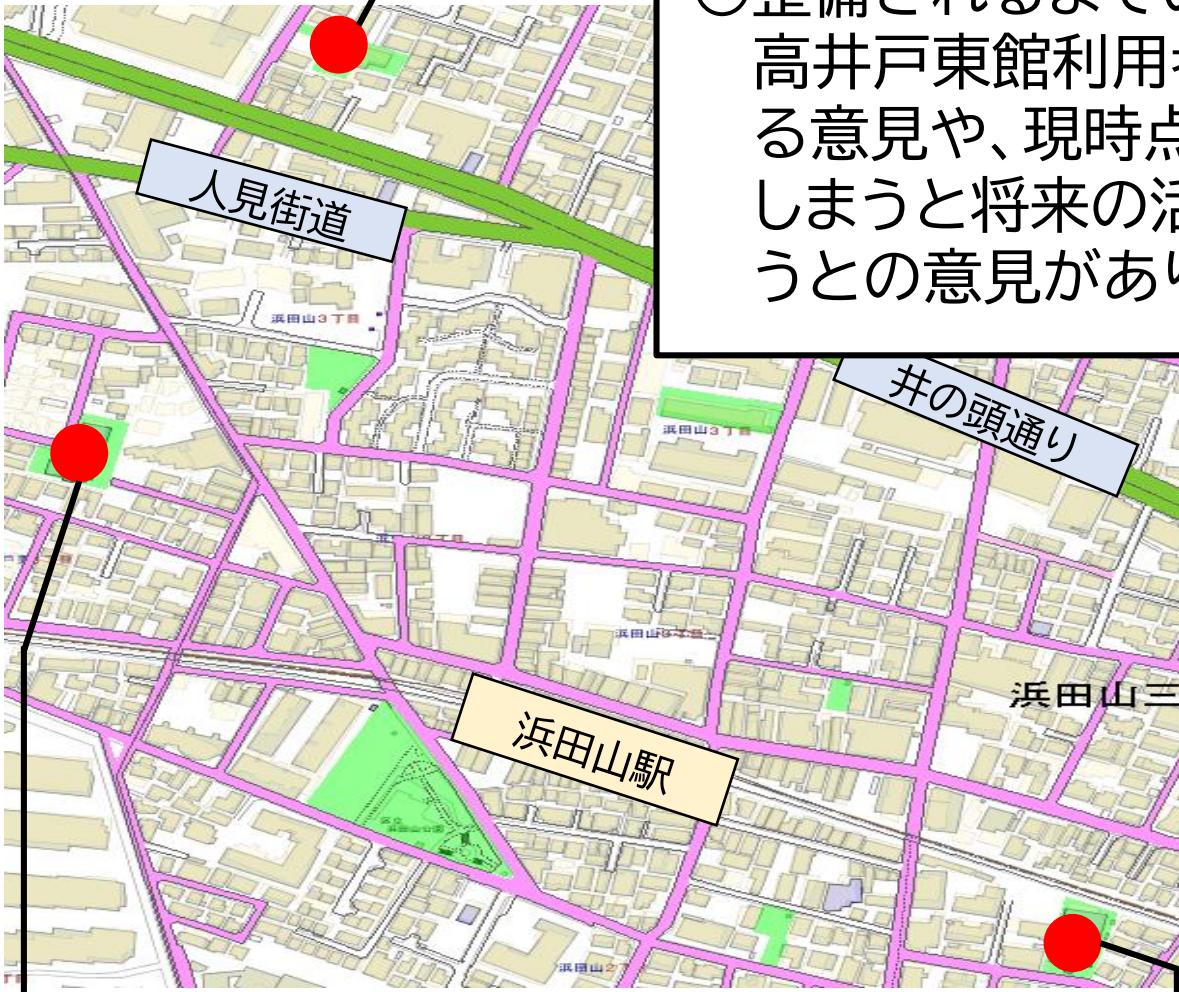
保育環境の充実を図るプラン

配置	施設配置	
<p>保育園仮設園舎 →集会施設(ゆうゆう館or コミュニティふらっと)</p> <p>高井戸東保育園</p> <p>浜田山駅</p> <p>集会施設(浜田山会館or コミュニティふらっと) +ケア24浜田山</p>	A地点	高井戸東保育園 高井戸東保育園を単独で現地改築します。
	B地点	集会施設 (浜田山会館orコミュニティふらっと) + ケア24浜田山 集会施設にはホールを維持し、ケア24浜田山は現在地で運営します。
	C地点	保育園仮設園舎 → 集会施設 (ゆうゆう館orコミュニティふらっと) 高井戸東保育園の仮設園舎として活用した後には、集会施設を整備します。
特長	<ul style="list-style-type: none"> ○高井戸東保育園は単独での改築となるため、現在と同等以上の園庭を確保することができます。 ○高齢者の居場所の確保の観点から、C地点に集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を整備します。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●B地点の集会施設(浜田山会館orコミュニティふらっと)だけでは、現在の浜田山会館及びゆうゆう高井戸東館の利用者を受け止めきれない可能性があるため、C地点にも集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を整備することとしますが、整備されるまでに4～5年程度要します。また、その期間、ゆうゆう高井戸東館利用者が浜田山会館等の近隣施設で活動を継続する場合、活動する諸室や利用時間等の調整を図る必要があるため、従来の施設利用者に影響が出る可能性があります。 ●C地点の跡地活用について、検討の幅が狭まります。 	
補足情報	<p>【C地点に集会施設が整備されるまでの高齢者の活動場所】 浜田山会館、高齢者活動支援センター(高井戸地域区民センター併設)、コミュニティふらっと成田、コミュニティふらっと永福 等</p> <p>【C地点の跡地活用について(建築可能な延床面積:1,000㎡)】 ゆうゆう館(300㎡)を整備:残り700㎡の跡地活用を検討 コミュニティふらっと(600㎡)を整備:残り400㎡の跡地活用を検討</p>	

プラン②に対する主な意見

C 地点に関する意見

- 集会施設を整備することにメリットを感じる意見がありました。
- 整備されるまでの4～5年間のゆうゆう高井戸東館利用者の活動場所を懸念する意見や、現時点で活用方法を決定してしまうと将来の活用方法が狭まってしまうとの意見がありました。



A 地点に関する意見

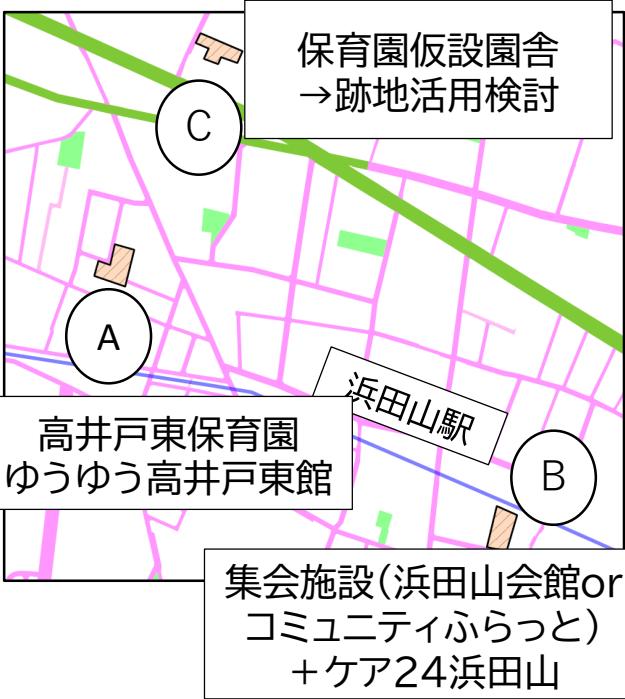
- 保育園は単独改築とすることで、園庭を十分確保できることをメリットと感ずるという意見が多くありました。
- 今後、少子化が進むことが想定される中で、保育園を単独で整備した場合、敷地を有効に活用できていないのではないかという意見がありました。

B 地点に関する意見

- ケア24浜田山が現在と同じ施設配置となることをメリットと感ずる意見がありました。
- 集会施設とケア24は目的が異なるため、併設となることにメリットを感じないという意見がありました。

ワークシヨッププラン③

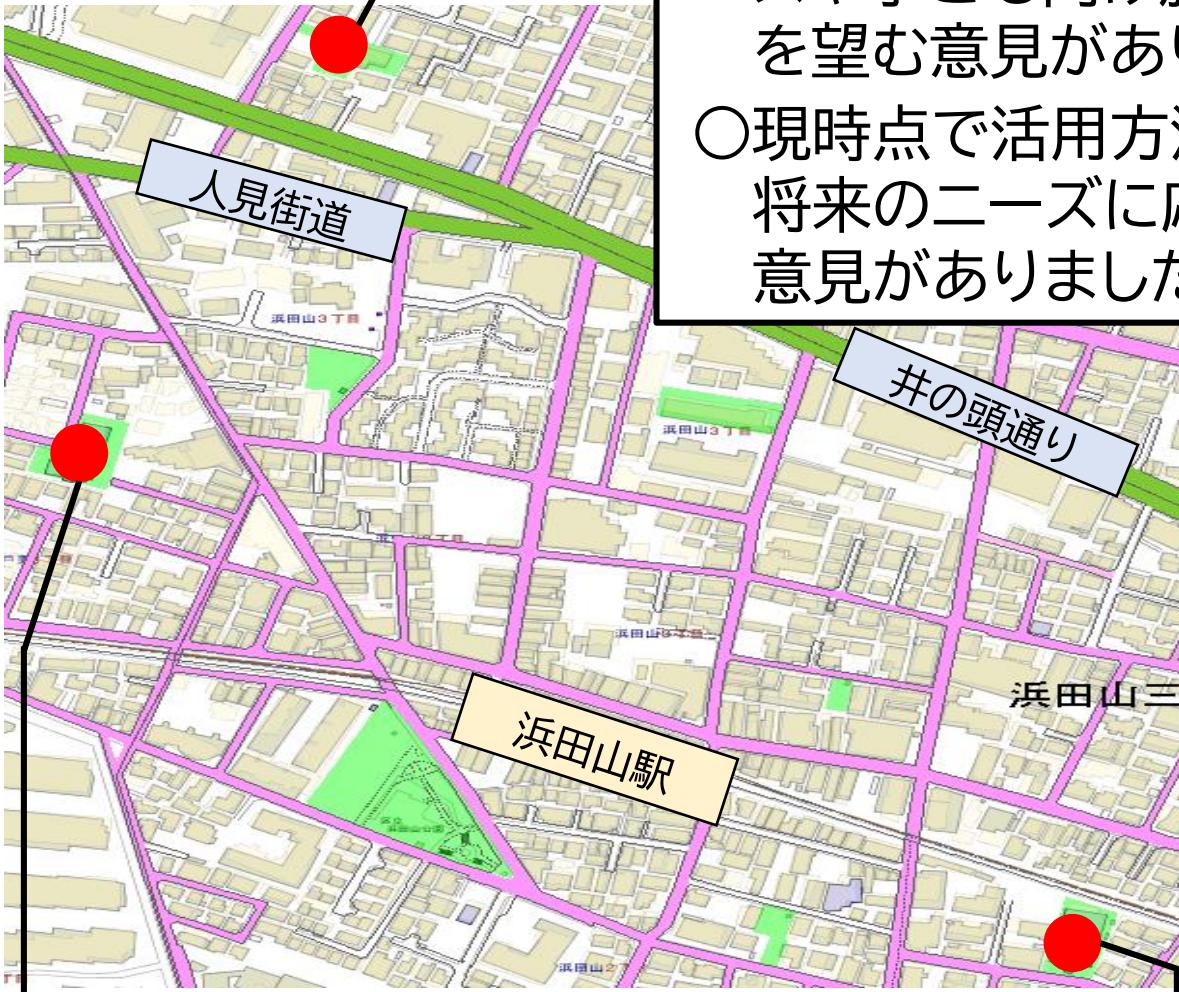
現在の施設配置を維持するプラン

配置	施設配置	
 <p>保育園仮設園舎 →跡地活用検討</p> <p>高井戸東保育園 ゆうゆう高井戸東館</p> <p>集会施設(浜田山会館or コミュニティふらっと) +ケア24浜田山</p>	A地点	高井戸東保育園 + 集会施設 (ゆうゆう館を想定) 高井戸東保育園を現地改築し、集会施設を併設します。
	B地点	集会施設 (浜田山会館orコミュニティふらっと) +ケア24浜田山 集会施設にはホールを維持し、ケア24浜田山は現在地で運営します。
	C地点	保育園仮設園舎 → 跡地活用検討 高井戸東保育園の仮設園舎として活用した後は、今後の行政需要を踏まえて有効活用策を検討します。
特長	○A地点に整備する集会施設(ゆうゆう館を想定)の延床面積が減少するものの、最終的には全ての施設が現在と同じ場所に戻ることから、各施設の利用者への影響が少ないと考えています。 ○C地点の跡地活用について、幅広い検討が可能です。	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●A地点に整備する集会施設(ゆうゆう館を想定)の工事期間中(2~3年程度)、浜田山会館等の近隣施設でゆうゆう高井戸東館利用者が活動を継続する場合、活動する諸室や利用時間等の調整を図る必要があるため、従来の施設利用者に影響が出る可能性があります。 ●保育園に必要な諸室配置により、A地点に整備する集会施設(ゆうゆう館を想定)は2階となり、保育園と集会施設のそれぞれにエレベーター等の設置が必要となります。 ●認可基準は満たしますが、保育園の園庭が現在の規模より小さくなります。(【有効面積】現在:約320㎡→整備後:約260~300㎡) 	
補足情報	<p>【A地点に整備する集会施設の諸室面積】 計90㎡程度の諸室を整備可能 (例)約30㎡×3部屋 <参考>現在のゆうゆう高井戸東館諸室の面積: (洋室1)57.4㎡ (洋室2)31.1㎡ (洋室3)18.9㎡ 計107.4㎡</p> <p>【A地点に集会施設が整備されるまでの高齢者の活動場所】 浜田山会館、高齢者活動支援センター(高井戸地域区民センター併設)、コミュニティふらっと成田、コミュニティふらっと永福 等</p>	

プラン③に対する主な意見

C 地点に関する意見

- 将来的な活用方法として、貸室ではなく、区民が自由に集えるようなフリースペースや子ども向け施設などを検討することを望む意見がありました。
- 現時点で活用方法を決めるのではなく、将来のニーズに応じて判断すべきとの意見がありました。



A 地点に関する意見

- 現在と同じ施設配置となることで利用者側の安心感をメリットと考える意見が多くありました。
- エレベーターを2つ設置することでコストがかかることや保育園の園庭が狭くなることを懸念する意見がありました。

B 地点に関する意見

- ケア24浜田山が現在と同じ施設配置となることをメリットと感じる意見がありました。
- 集会施設とケア24は目的が異なるため、併設となることにメリットを感じないという意見がありました。

その他の論点に関する主な意見

浜田山会館や各プランで設置する集会施設に関する主な意見

【主な意見】

- ・時代やタイミングに合わせて、様々な使用方法ができる施設を整備してほしい。
- ・これまで利用していた高齢者の利便性が悪化しないように配慮してほしい。
- ・多世代が利用できる施設を整備してほしい。
- ・料金や予約方法等、誰でも利用しやすいことが重要である。

【総括】

多世代が使いやすい集会施設を求める意見が多くありました。その上で、高齢者を含めたこれまでの施設利用者の利便性が悪化しないような仕組みづくりを求める意見もありました。また、今後、時代の変化によりライフスタイルが変わり施設に対するニーズも変化することが想定されるため、様々な使用方法ができる施設を整備を求める意見もありました。

ワークショッププランや施設利用者等からの意見の内容についての主な意見

【主な意見】

- ・どのプランも一長一短あるため、どの事業を重視するのか、コストがどの程度かかるのかが重要である。
- ・園庭や集会施設の部屋が狭くなることは、互いに寄り添うことが重要である。
- ・多世代が同一施設を使うだけでは、多世代交流には繋がらない。中身の工夫が必要である。
- ・施設利用者からは現在と同じ場所に配置してほしいという意見が多い。

【総括】

プランそのものの修正を求める意見はありませんでした。また、各施設利用者等からの意見を踏まえて、床面積の効率化やコストなどの経営的視点に加えて、現在・将来世代の施設利用者にとって使いやすい施設づくりが必要との意見が多くありました。

プランの決定等にあたり、区に大事にしてほしいことや留意してほしいことに関する意見

【主な意見】

- ・少子化対策、高齢者施策、若い人とのコンタクト、ケア24の位置づけをどのようにするのか、区のビジョンを示してほしい。
- ・子どもたち、その親世代、高齢者等、それぞれの用途がある人々にとって居心地の良い環境、空間を創ってほしい。
- ・高齢者が元気でいることができるように、集まることができる場所を残してほしい。
- ・将来の日本を担う子どもたちのために、保育環境の充実を図ってほしい。
- ・ケア24は介護保険制度の要の施設として重要であるため、認知度の高い浜田山会館に残すことが大切。
- ・私立園は経営難になる可能性があるため、区立保育園は重要であり、維持してほしい。

【総括】

プラン決定にあたり大事にしてほしい視点としては、区のビジョンを示す必要性を求める意見や、全ての世代にとって居心地の良い、また利用したいと思えるような施設づくりを望む意見が出ました。また、高齢者が集まりやすい場所を残してほしいという意見や、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるようにしてほしいという意見もありました。

プラン決定の時に具体的に留意してほしいこととしては、ケア24は認知度の高い浜田山会館に残してほしいという意見や、区立保育園を維持してほしいとの意見がありました。

地域意見交換会等の開催

地域意見交換会等のスケジュール

ワークショップ参加者以外の方の意見を聞いていくため、第4回と第5回の間、対象施設の近隣住民等を対象とした意見聴取(ポスティング)を実施するとともに、地域意見交換会(オープンハウス形式)を開催しました。また、検討対象施設の利用者等に対しても、意見聴取を実施しました。

令和6年(2024年) 7月16日(火)	ゆうゆう高井戸東館利用者との意見交換会 対象:ゆうゆう高井戸東館利用者
令和6年(2024年) 7月31日(水)	下高永福地区民生委員からの意見聴取 対象:下高永福地区民生委員(ケア24浜田山関係者)
令和6年(2024年) 8月 2日(金)	地域意見交換会(オープンハウス形式) 対 象:検討対象施設の近隣にお住まいの方を中心とした区民等 周知方法:検討対象施設近隣へのポスティング、区ホームページ、広報 すぎなみ、区公式SNS
令和6年(2024年) 8月 5日(月) ～ 9日(金)	浜田山会館におけるパネル展示 対象:浜田山会館利用者
令和6年(2024年) 8月13日(水)	ケア24浜田山事業者からのヒアリング 対象:ケア24浜田山の運営事業者
令和6年(2024年) 8月19日(月) ～21日(水)	ゆうゆう高井戸東館におけるパネル展示 対象:ゆうゆう高井戸東館利用者
令和6年(2024年) 9月 4日(水)	高井戸東保育園利用者との意見交換会 対象:高井戸東保育園の在園児保護者
随時	区公式ホームページにおける意見受付

地域意見交換会(オープンハウス形式)でいただいた主な意見

- 8月2日に地域意見交換会(オープンハウス形式)を開催し、ワークショップに参加していない方からも、この取組に関してご意見をいただきました。
- また、地域意見交換会で展示・配布した資料を区の公式ホームページに掲載しウェブアンケートを実施したほか浜田山会館におけるパネル展示により、ご意見を募集しました。
- 以上の意見募集の結果、以下のようなご意見をいただきました。

分類	意見
施設整備において、大事にしたいことや大切にすべき視点	地域の中にある課題を解決できること。
	地域のすべての世代の福祉と活動をより良くすることに資する整備をめざすこと。
	現在の場所を変えないようにしてほしい。
	気軽に出かけられる施設にしてほしい。
	集約されることで利用者が住んでいるところから遠くなり、不便とならないようにしてほしい。また、場所が減ることで利用できる機会が減ると思うので考慮してほしい。
	保育や高齢者向けの視点も大事だが、それ以外の世代も大切。
	若いファミリー層が増えているので、保育園の充実が必要。元気な高齢者も多いので、ゆうゆう館と浜田山会館の合併がいいのでは。
	プラン①～③いずれでも良いが、早期着工を願う。
プラン①について	ゆうゆう高井戸東館の代わりに浜田山会館を利用できたら一番良い。 浜田山会館を気軽に使えると一番良い。
	C地点(旧保育室浜田山東敷地)の使い道をこれから議論できるのが良い。 高齢者福祉はどうなるのか、おいてけぼり感。活動拠点というより、居場所として無料で居られることが大事ではないか。
	ゆうゆう館もケア24も移動することになり、利用している高齢者にとっては負担感が強い。
プラン②について	集会施設が広くなるのは良いが、工事期間が長引くのは良くない。
	ホールの維持は貴重であり、ケア24の継続は良い。 A地点(高井戸東保育園敷地)が保育園単独となり、3地点の真ん中の集会施設がなくなることは、高齢者はもとより、各世代にとっても後退となる。 保育園はかなり充実していると思うので必要ない。
プラン③について	配置の変更が軽微なうえ、C地点(旧保育室浜田山東敷地)の活用について、状況の推移等を踏まえた十分な検討が可能。
	園庭が小さくなることは望ましくない。
	現在の施設配置をそのまま運営してほしい。
	現在の場所を維持してほしい。

ゆうゆう高井戸東館利用者との意見交換会等

- 高井戸東保育園を現在の敷地で改築する場合、保育園の延床面積が増加するため、ゆうゆう高井戸東館は現在と同規模の面積を確保することが難しくなります。
- ゆうゆう高井戸東館利用者の活動場所を適切に確保する観点から、浜田山会館等の周辺施設の活用も含めた検討が必要です。
- この検討にあたって、ゆうゆう高井戸東館の利用者の方と意見交換会やパネル展示により、以下のような意見をいただきました。

今のゆうゆう館の場所に戻るなら、それが良い。

プラン①で活動場所が浜田山会館に移る場合は、ゆうゆう館という名を残してほしい。他の世代と一緒に望ましくない。

活動場所が複数あるとうれしい。

小さくなくても良いので、同じ場所にゆうゆう館を建ててほしい。

プラン②で活動場所が旧保育室浜田山東に移ることは、駅から遠すぎるため苦情が出るだろう。

単身高齢者が他者とコミュニケーションを取れる場を確保してほしい。

特に現在の場所にこだわってはいない。同じように使用できれば、名称も場所もこだわりはない。

プラン②で、C地点に施設が完成するまでに4～5年かかるのは反対。

記載の意見以外にも様々な意見をいただきました。

ケア24浜田山の関係者からいただいた主な意見

- これまでのワークショップにおいて、ケア24浜田山については、プラン①では高井戸東保育園との併設施設として整備、プラン②、③では現在の場所に存置といった内容で検討してきました。
- この検討の内容について、地域の民生委員の方やケア24浜田山の運営事業者の方から、以下のような意見をいただきました。

<下高永福地区民生委員からの意見>

○ケア24が浜田山会館から移転することには反対

【理由】

- ・「浜田山会館にケア24がある」ということが地域で認知されており、今になって場所を変えてほしくない。
- ・浜田山会館併設の現在の場所は、駅から近く、通行しやすく、道案内もしやすい。駐車・駐輪スペースがあり、足の不自由な利用者も来所しやすい。
- ・ケア24が保育園に併設された場合、来所するには、道幅が狭く、交通量も多く安全に行きにくい。また、駐車・駐輪スペースが十分に取れないと来所しづらくなる利用者も出てくる。

<ケア24浜田山の運営事業者からの意見>

ワークショッププラン①について(ケア24は高井戸東保育園の併設施設として整備)

良い点	<ul style="list-style-type: none">・ワークショッププラン②・③同様、区立施設に入れることは運営上ありがたい。・3～4年の仮移転先が圏域内の区立施設(高齢者活動支援センター(高井戸地域区民センター併設)等)となることは、法人として受託する上では問題ない。
懸念点 及び要望	<ul style="list-style-type: none">・家族の相談に来る方や車いすを借りに来る方が、車で来所することもあるので、駐車スペースは必要。・駐輪場は、安全面から保育園利用者と分ける必要がある。・ケア24は1階への設置を希望する。分かりやすい導線かつ安全面の配慮が必要。・慎重な対応が必要な来所(相談)者の場合もあるので、併設の保育園に対して防音・安全性への配慮を行う必要がある。

ワークショッププラン②、③について(ケア24は現在の場所に存置)

良い点	<ul style="list-style-type: none">・現状と変わらず運営できることが良い。・集会施設とケア24が併設されている方がメリットがある。相談の案件によっては、集会施設の団体につなぐきっかけにもなる。
懸念点 及び要望	特になし

法人としての希望

- ・現在の場所に存置されることを希望している。保育園との併設となった場合、ソフト面(安全性)の課題がクリアできるかに懸念があり、同じ福祉系の施設とはいえ、ニーズが違うのでトラブルが不安。
- ・民間賃貸物件の利用は厳しい。初期費用が高額な点や、賃貸物件のオーナーが変更となった場合に退去リスクがある。(法人の他事業では、オーナー変更に伴い、大幅な家賃の値上げや事業撤退となったこともある。)

高井戸東保育園利用者(保護者)との意見交換会

- ワークショッププランにおいて、高井戸東保育園は、旧保育室浜田山東跡地に仮設園舎を整備し、現在の用地で改築を行うこととしています。
- ワークショッププラン①～③において、現在在園中の0歳児、1歳児が4歳児、5歳児となる令和10年度(2028年度)に仮設園舎に移転する可能性があります。
- この検討の内容について、高井戸東保育園の利用者の方々と懇談会を行い、以下の意見をいただきました。

<ワークショッププランに関する意見>

- 今の在園児は新園舎に戻ってくることができない。
- ケア24との併設はメリットを感じない。
- ゆうゆう館との交流があるのであれば、ゆうゆう館との併設がよいのではないか。
- 他施設との併設になるのであれば、併設するメリットが感じられるようにしてほしい。
- C地点は仮設ではなく本設で仮園舎を建てれば、保育園の利用後も活用でき、無駄がないのではないか。
- 早く建替えてほしい。

<仮設園舎に関する意見>

- 仮設園舎への移転によって通園距離が遠くなる世帯への措置を検討してほしい。
- 仮設園舎の仕様や園庭の有無、安全性等の情報が知りたい。
- 送迎時の安全に配慮した設計にしてほしい。
- 現在の0,1歳児は仮設園舎で卒園を迎えることになるため、移転して環境が変化しても、子どもたちが楽しく過ごせるようにしてほしい。

取組案(プラン)の決定

プランの決定に当たって重視したポイント①

今回、ワークショップ等を通じて、施設利用者や地域住民等の皆さんと共に解決策の検討を行ってきました。ワークショップ等での意見を踏まえ、プランを決定するに当たり、以下の視点を重視しました。

■地域の実情に応じた解決策

ワークショップをはじめ、地域意見交換会や施設利用者・運営事業者等との意見交換などを通じて、地域によって施設に対する考え方やニーズは様々であることが改めて明らかになりました。

このため、地域における区民ニーズはもとより、施設の設置状況や利用人数、稼働率などの基礎的な情報、アクセス面など利用者の利便性、また、敷地条件や施設を建て替えた場合の課題など、施設を取り巻く様々な状況や、この間、聴取してきた区民意見等を踏まえながら、地域の実情に応じた解決策を検討しました。

■誰もが使いやすい施設づくり

公共施設は区民共有の財産であるため、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで誰もが使いやすい施設となるよう、施設利用者や地域住民の視点を踏まえつつ、特定の施設利用者に不便が生じることがないように、地域全体・区全体を俯瞰して、施設の配置やあり方を考えました。

また、現在の区民のニーズに応じていくことはもちろんのこと、施設は将来世代の区民も利用するものであることから、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮しました。

加えて、施設の複合化や併設についても、単に施設・用地の有効活用を図るといった観点だけでなく、組み合わせる施設の相性や期待される相乗効果、新たな利用者の掘り起こしにつながるかなど利用者目線に立って検討しました。

■必要な機能・環境の確保

保育園におけるバリアフリー対応や障害児保育のための諸室等の整備、学校における多目的室や少人数教室等の確保など、保育環境や学校教育環境をはじめ図書館やさざんかステップアップ教室、ケア24などそれぞれの施設に必要な機能・環境はしっかりと確保していきます。

プランの決定に当たって重視したポイント②

■更なる高齢化の進展を見据えた集会施設の整備①

ワークショップ等を通じて、多世代型施設のコミュニティふらっとについて理解が進みつつあることは認識できましたが、一方で、高齢者福祉の視点が弱いのではないかという意見や、ゆうゆう館への愛着を示す意見もありました。また、ゆうゆう館であっても、多世代が使いやすい施設としていくことが重要といった意見もありました。

こうした点を踏まえ、集会施設については、更なる高齢化の進展を見据え、多くの元気な高齢者のいきがい・健康増進活動や、一人暮らし高齢者等の孤立防止に資する高齢者の居場所(家庭や職場ではない第三の居場所)を適切に提供していくため、ゆうゆう館・コミュニティふらっとという施設の位置づけにかかわらず、どちらであってもこれまで以上に高齢者の活動機会や利便性をしっかりと確保するとともに、多世代交流を含む、多様な活動の機会や活躍の場を適切に提供していくこととします。

このため、コミュニティふらっとにおいては、ゆうゆう館の機能を適切に継承するとともに、より多くの高齢者にとって利用しやすい施設となるよう、高齢者団体の優先枠や使用料の見直し(次頁参照)のほか、高齢者の健康増進や生きがい活動の支援等に寄与する事業の充実を図るなど、必要な関連規程の見直しも含めて、検討を進めます。

同様に、ゆうゆう館においても、高齢者団体が利用しない時間帯の有効活用策とともに、協働事業等を通してより多くの高齢者等が利用しやすい施設となるよう、世代間交流の促進をはじめ多様なニーズに応じた取組のより一層の充実に向けた対応策や多世代利用にも資する施設として必要な関連規程の見直しも含めて、検討を進めます。

プランの決定に当たって重視したポイント③

■更なる高齢化の進展を見据えた集会施設の整備②

●コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の優先枠等の見直し案

項目	現状	見直し案
優先枠の申込み可能枠数(1団体当たり)	月8枠	月10枠
優先枠の申込み可能枠数を超えて利用する場合の使用料の取扱	有料	使用料免除 (枠数の上限なし)
団体登録していない他のコミュニティふらっとの空き枠(登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)
ゆうゆう館の空き枠(ゆうゆう館登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:優先枠の申込み可能枠数の見直しは、令和7年度(2025年度)下半期申込分から実施予定。その他の項目は、令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

【コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先枠とは】(現行制度)

- ゆうゆう館を利用していた団体の活動が継続できるよう、コミュニティふらっとの一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申込みができる仕組みで、1団体当たり月8枠まで使用料は免除。
- 申込みができるのは、1つの団体につき、コミュニティふらっとのうち1施設まで。なお、コミュニティふらっとの「高齢者団体優先枠」に申込みをした団体は、ゆうゆう館の抽選会に参加できない。

●ゆうゆう館に登録した高齢者団体に関する見直し案

項目	現状	見直し案
コミュニティふらっとの空き枠(コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

決定したプランの内容と決定する際のポイント

プランの内容【プラン③】



- ① 高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館を現地改築します(新たな施設は令和12年度に開設予定)。
- ② 浜田山会館・ケア24浜田山は存置します。
浜田山会館については、現行のホールを維持しつつ、多世代の利用を促進するとともに、長寿命化改修や中規模修繕等を実施する場合には、より充実した設えとすることを検討します。
- ③ 高井戸東保育園の仮設園舎として活用した後は、今後の行政需要を踏まえて有効活用策を検討します(跡地活用として建物を整備する場合、令和14年度以降の開設見込)。

■プランを決定する上でのポイント

- 改築中及び改築後のゆうゆう高井戸東館利用者の活動機会を確保すること
- 保育園の改築に当たり、園舎や園庭の必要面積を確保し、保育環境の維持・向上を図ること
- ケア24浜田山を管轄地域内で利便性が低下しない場所に配置すること

プランを決定する際の考え方①

■ゆうゆう高井戸東館及び高井戸東保育園について

- 区立施設再編整備計画で計画化していたプラン(ゆうゆう高井戸東館を、浜田山会館等を転用して整備するコミュニティふらっとに機能継承する計画)に対しては、当時、ゆうゆう高井戸東館の利用者を中心に、「距離が遠いので活動を継続できない」、「狭くても良いので今の場所に残して欲しい」という声をいただいていた。
- また、浜田山会館のコミュニティふらっとへの転用に当たっては、ケア24浜田山を移転させた上で、当該スペースを高齢者が活動する集会室に転用することとしていたため、ケア24浜田山関係者からも強い反対の声があがっていました。
- 高井戸東保育園は、改築に当たり、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備する必要があることから、延床面積は現在よりも増加することとなりますが、現在の敷地内に建てられる建物の大きさを再精査したところ、保育園の園庭は現在の規模よりも若干小さくなりますが、保育施設に求められる基準を満たした上で、集会施設の延床面積は現在よりも若干減少するものの確保できることがわかりました。
- この集会施設については、現在のゆうゆう高井戸東館に比べ部屋数は同じですが規模は小さくなり、ラウンジや多目的室などを整備することは困難であることや、令和3年度(2021年度)に、コミュニティふらっと成田を機能継承先として閉館したゆうゆう浜田山館を利用していた高齢者団体のうち、一定数がゆうゆう高井戸東館で活動しており、今後も井の頭通り北側からの利用者も見込まれることから、その利便性も考慮し、ゆうゆう高井戸東館として改築することとします。
- 高井戸東保育園とケア24浜田山を併設することも可能ですが、園児と高齢者との交流が生まれるなどの観点や、ケア24浜田山利用者の利便性確保の観点から、ゆうゆう高井戸東館との併設の方がメリットがあると考えます。
- なお、ゆうゆう高井戸東館の改築工事期間中は、代替活動場所として、高齢者活動支援センター、コミュニティふらっと成田、コミュニティふらっと永福等を想定しているほか、浜田山会館の活用も検討します。

プランを決定する際の考え方②

■浜田山会館及びケア24浜田山について

- 過去の計画時点において、ケア24浜田山の移転については、前述のとおり、「現在の場所は分かりやすく、道路付けが良い。駐車場も多い」、「管轄地域である下高井戸方面からのアクセスの考慮も必要」等の反対の声が多くあり、今回のワークショップや関係者への意見聴取の中でも同様の意見をいただきました。
- 今回、浜田山エリアで民間賃貸物件や区立公園内への移転等も検討しましたが、賃料が高いことや、公園利用者等への影響などから移転は困難であり、現在の位置にケア24浜田山を存置することが、利便性を保つ上で最も適当であると考えました。
- 浜田山会館について、ワークショップでは、現行のホールを維持しつつ、「地域の人や様々な世代の人にとって必要とされ、使い勝手の良い施設にする必要がある」等の声もあるなど、コミュニティふらっとの整備を期待する意見が出されていました。
- 一方で、ケア24浜田山を存置した上で浜田山会館をコミュニティふらっとに転用しても、現行の浜田山会館以上の面積を確保することはできないことから、新たにラウンジを設置する等、他のコミュニティふらっとと同様の設えとすることは困難です。また、コミュニティふらっとには、一部の集会室に高齢者団体優先枠を設定することとなりますが、この場合、浜田山会館の既存利用者への影響も懸念されます。
- こうしたことから、現時点においてコミュニティふらっとへの転用によるメリットは見出せないことから、現行のホールを維持したまま浜田山会館として存置します。
- ただし、誰もが使いやすい施設づくりの観点から、長期の休館を伴わない範囲で、誰もが自由に利用できるスペース等の整備や、ホールを生かした施設運営、利用周知等により多世代の利用を促進していくこととします。また、今後、長期の休館を要する長寿命化改修や中規模修繕等を実施する場合には、その機会を捉え、より充実した施設への改修工事を行うことを検討します。

プランを決定する際の考え方③

■高井戸東保育園改築中の対応について

- 高井戸東保育園の改築中は、旧保育室浜田山東の跡地に仮設園舎を整備し、仮移転する予定です。改築時期(解体含む)については、最短で、現在在園中の0歳児、1歳児が、それぞれ4歳児、5歳児となる令和10年度(2028年度)を予定しています。
- なお、ワークショップでは、旧保育室浜田山東の既存建物を活用して仮設園舎を整備するというアイデアも出されましたが、既存建物の築年数や仮設園舎として必要な延床面積等を踏まえると、実施することは困難です。
- また、仮設園舎として活用後、その敷地に集会施設を整備するというプランも検討しましたが、浜田山会館が現在の規模で存置されることや、ゆうゆう高井戸東館が高井戸東保育園との併設施設として存置されることから、この地域における更なる集会施設の整備は必要ないものと考えます。
- したがって、仮設園舎の活用後については、将来的に幅広い活用方法の検討ができるよう、現時点では用途を定めず、その時点での区民ニーズ等に応じた活用方法を別途検討することとしますが、ワークショップの中でいただいた跡地活用に関する意見・アイデア等につきましては、その際の参考にさせていただきます。

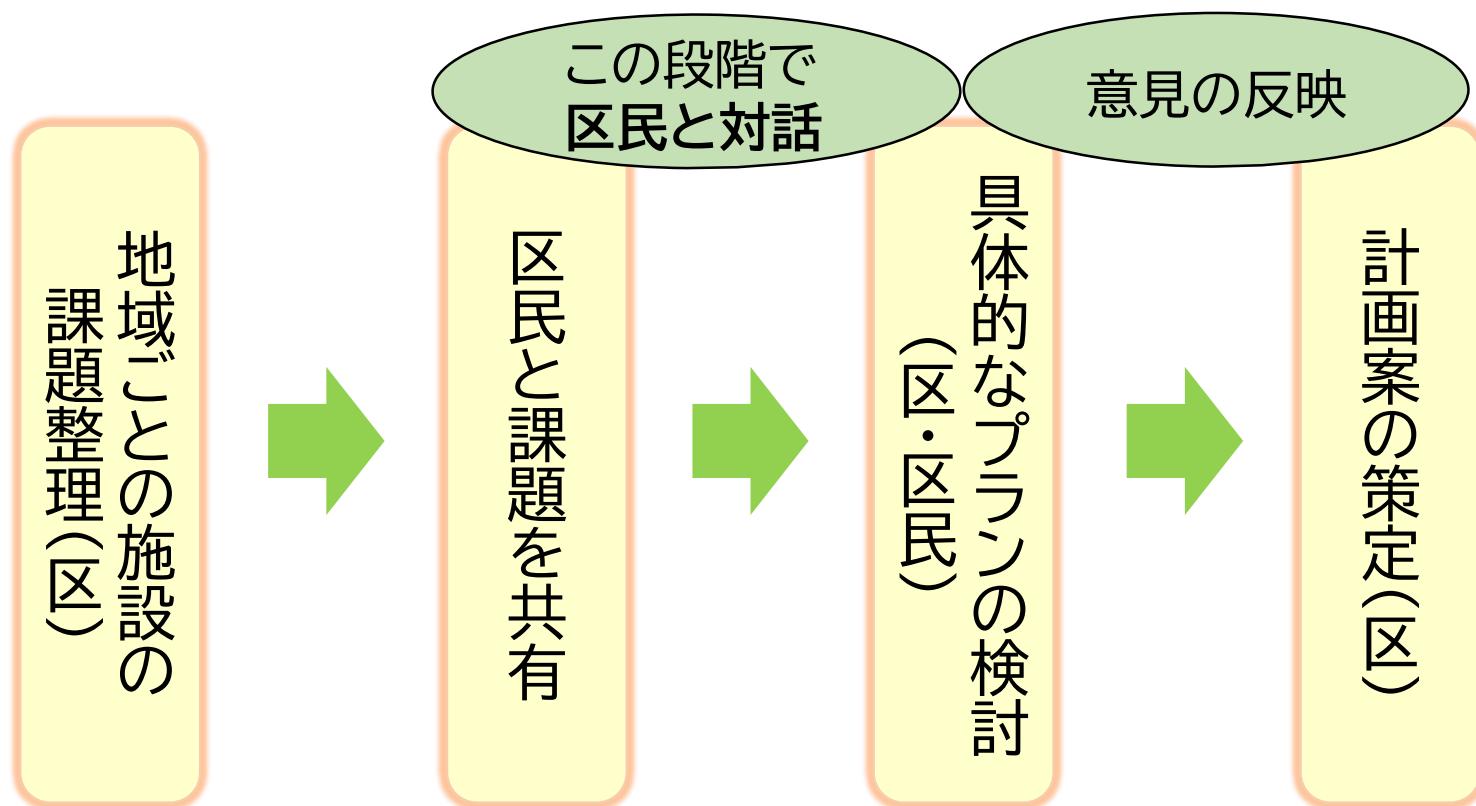
西宮中学校の改築と老朽化した 周辺施設の更新等に関する検討

検討まとめ

令和6年(2024年)11月

この取組に至った経緯

- 区では、区立施設の老朽化等の課題に対応するため、平成26年(2014年)に「杉並区区立施設再編整備計画」を策定し、取組を進めてきました。
- 一方で、これまでの取組の進め方においては、施設利用者や地域の皆さんなどの意見を十分に反映できていなかったことが大きな課題でした。
- そこで、今後は計画の検討段階から施設利用者や地域の実情を一番理解している地域の皆さんの意見を聴きながら、共に計画案をつくり上げていくこととしました。



■スケジュール

ワークショップのほか、地域意見交換会(オープンハウス形式)の実施や対象施設の近隣住民等を対象とした意見聴取(ポスティング)、施設利用者等に対する意見聴取を通じて、地域の皆さんとの対話を行い、皆さんの意見を踏まえた上で最終的に区が計画案を決定します。その後、12月にパブリックコメントを実施し、令和7年(2025年)1月に計画を策定する予定です。

●区民の皆さんとの取組

- ・ワークショップ
- ・施設利用者や近隣住民等からの意見聴取
- ・地域意見交換会(オープンハウス形式)

6年4月以降

6年11月

6年12月

7年1月

7年4月以降

施設整備
プランの検討

計画案
決定

パブリック
コメント

計画策定

取組実施

ワークショップ全体のスケジュール・テーマ等

	回	日程	テーマ
情報共有 土台作り	第1回	令和6年 (2024年) 4月20日(土)	ワークショップの目的、公共施設マネジメントの内容、対象施設について知ろう！
	第2回	令和6年 (2024年) 5月25日(土)	対象施設を取り巻く状況や建替え時に生じる課題について考えよう！
	第3回	令和6年 (2024年) 6月22日(土)	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設を取り巻く状況や建替え時の課題について考えよう！ 施設の配置において大切にしたいことを考えよう！
具体的な 取組案 (プラン) の検討	第4回	令和6年 (2024年) 7月13日(土)	各プランのコンセプトや内容を理解し、良いと思う点や改善が必要な点、解決策等について意見交換しよう！
	第5回	令和6年 (2024年) 9月7日(土)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回までの意見や地域意見交換会、施設利用者の意見等を踏まえて、ワークショッププランを整理しよう！ 全5回のワークショップを振り返って、感想等を共有しよう！

情報共有 土台づくり

情報共有・土台づくりの手法

ワークショップの前半(第3回まで)は、具体的なプランの検討に向けて必要な情報の共有(土台づくり)を、以下の手法を用いて行いました。

■区からの説明

施設マネジメントの必要性や各対象施設が目指す姿、課題等を説明しました。



■グループワーク

区からの説明を受けて、良いと思った点・疑問点などについてグループで共有するワークを行いました。他の班で出た意見は、各班で作成した模造紙を見て回ったり、各班の要旨を発表する等、全体での共有も行いました。グループワーク全体を通して、「グループワークで他の方の意見や質問を聞くうちに理解が進む部分があった」「限られた土地の中での建替えなので、この地域の特色をみんなで考えていきたい」等の意見がありました。



■施設見学

対象となっている施設を実際に見学に行き、区職員から施設の概要・目的などをお伝えしました。施設見学を通して「身近な地域にこのような施設があることを初めて知った」等の意見がありました。また、施設見学に行けなかった方へは、資料を用いて施設の概要・目的等を区からお伝えしました。



このワークショップの経緯と目的

■令和4～5年度(2022～2023年度)

○西宮中学校については、令和4年度(2022年度)に「**西宮中学校・宮前図書館改築検討懇談会**」を立ち上げ、宮前図書館との複合化などについて検討してきました。

○改築検討懇談会では、「中学校の敷地面積を考えると図書館との複合化は難しいのではないか」といったご意見を多く頂き、さまざまな視点から検討した結果、中学校及び図書館に限らず、周辺の区立施設を含む地域全体の施設整備等について検討を進めていく観点から、改めて検討することとしました。



■令和6年度(2024年度)

○ワークショップでは、

老朽化している西宮中学校とその周辺施設についてどのように建て替えなどを行っていくのか(建物配置)を中心に、

様々な立場の皆さんと共に考えるため、ワークショップを開催しました。

■主な対象施設

- 西宮中学校
- 宮前図書館・さざんかステップアップ教室「宮前教室」
- 大宮前保育園・ゆうゆう大宮前館



▲西宮中学校



▲宮前図書館



▲さざんかステップアップ教室「宮前教室」



▲ゆうゆう大宮前館



▲大宮前保育園

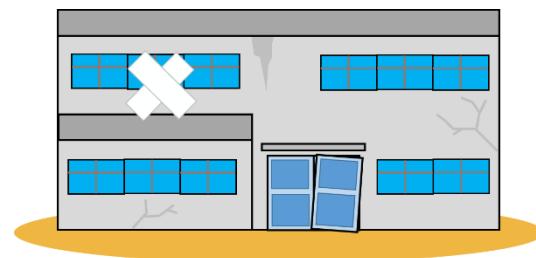
区立施設が抱える課題と検討に当たっての視点

■区立施設が抱える課題

①施設の老朽化

築50年以上の建物が区立施設全体で約3割を超えており、施設の老朽化が進んでいます。区立施設は今後まさに改築時期のピークを迎えます。

▶区立施設は区民共有の財産であるため、地域全体・区全体を俯瞰して今後のあり方を考える必要があります。



②区民ニーズの変化への対応

区立施設の多くが整備された高度経済成長期と現在では、大きく時代も変化しており、求められる施設や機能も変化しています。

▶現世代はもちろんのこと、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮する必要があります。

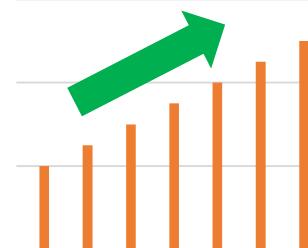


③限られた財源の中での施設整備

杉並区においても人口減少・少子化が見込まれます。それにより、働き世代が減少することで税収が減り、福祉や医療にかかるお金である社会保障関連経費が増加することが見込まれ、相対的に施設に使えるお金はこれまで以上に限られてきます。

▶将来的な財政状況を踏まえて、限られた資源・財源を最大限に有効活用していく必要があります。

社会保障関連経費



■全体最適・長期最適の視点

○公共施設は区民共有の財産であることから、地域全体・区全体を俯瞰して今後のあり方を考える必要があります。

○新たに施設を整備する場合は、現在の区民だけでなく、将来世代の区民も利用するものであることから、現世代はもちろんのこと、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮する必要があります。

○将来的な財政状況を踏まえると、不安定な部分も多く、厳しい状況が続くことも想定されることから、限られた資源・財源を最大限に有効活用していく視点が欠かせません。



“全体最適・長期最適”

の視点を持ちながら検討していく必要性を共有しました。

学校施設の目指すべき姿

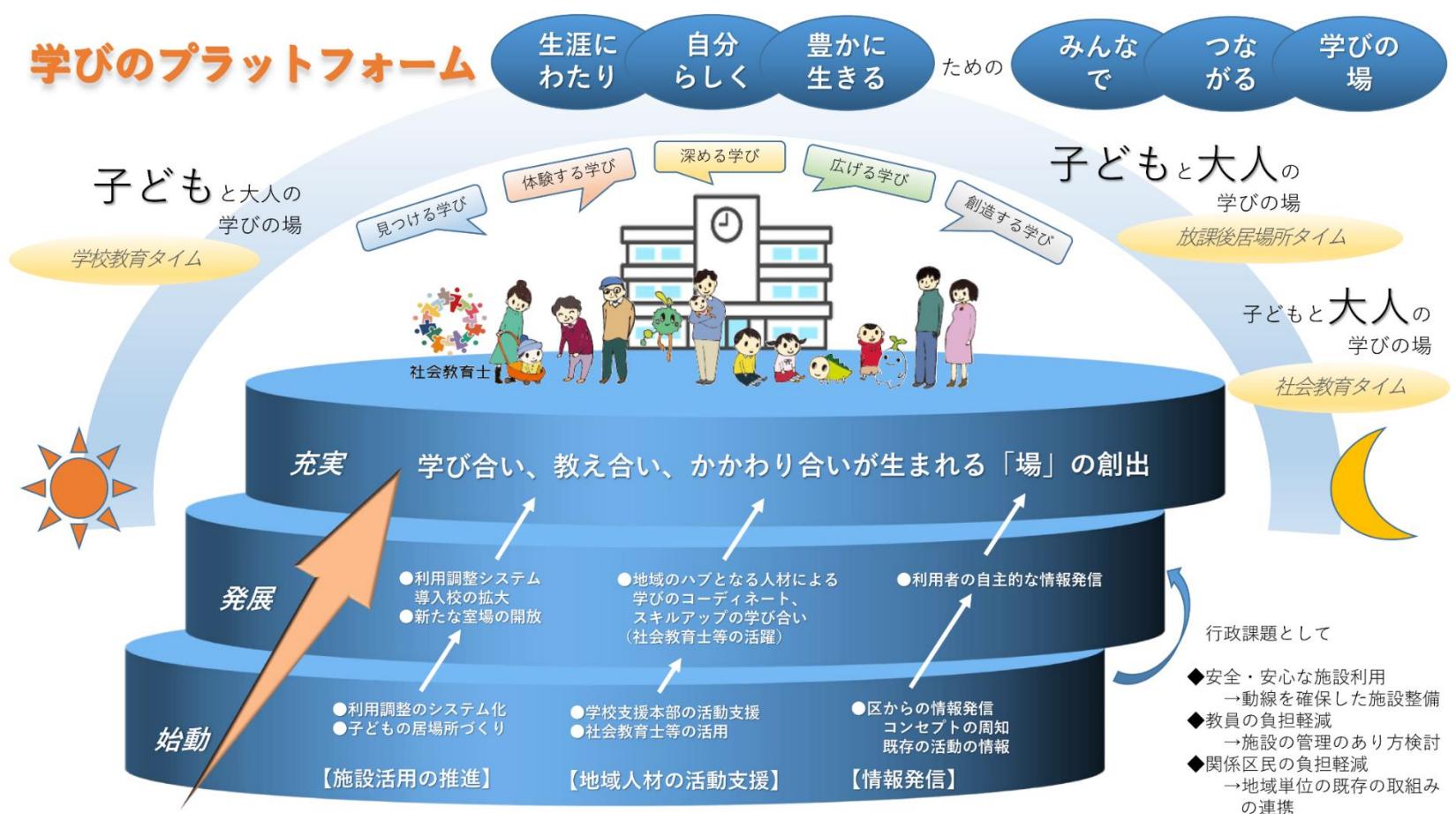
■杉並区教育ビジョン2022推進計画

1 基本的な考え方

「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるためには、誰もが学び続けられ、必要に応じて学び直すことができる環境を、身近な地域に整える必要があります。そのためには、学校や図書館等の教育施設を、区民が生涯にわたって豊かに学ぶことができる施設とするとともに、人が交わりつながる基盤となる「**学びのプラットフォーム**」として整備することにより、学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります。

■学びのプラットフォーム

身近な学校を、放課後や休日など、学校教育以外の場面で子どもたちや地域のために活用したり、社会教育施設をこれまで以上に活用したりすることで、区民誰もが世代を超えて学び合い、教え合うことができる場を広げていこうとする区独自の考え方です。



■将来を見据えた教育環境の確保

「杉並区立学校施設整備計画」では、以下の目指すべき姿を目標とし、学校施設に求められている機能・性能を満たしていきます。

安全・安心で、快適に
過ごせる学習・生活
空間の整備

多様な教育に対応で
きる学習環境の整備

地域の拠点となる
開かれた学校づくり

将来転用可能な
柔軟性のある
施設づくり

環境に優しい
施設づくり

ワークショップ第3回までに、中学校については、以下のような意見を頂きました。

- 少人数、学年単位等、今求められている教育環境の充実が重要
- その意味では学校単独が良いが、その場合でも地域に開いていく仕組みが必要
- 学校の面積を十分に確保できるのであれば他施設と併設していく可能性もある
- 誰でも入れる施設だと防犯面に不安が残るため、動線を分けるなど、対策が必須

これらの意見から、学校の面積及びセキュリティーを十分に確保した上で、他施設との併設が考えられるかが、この地域の施設の再編を考える上で重要なポイントと捉えています。

■新たに建てる校舎の大きさ

西宮中学校の敷地は約10,100㎡、土地の指定容積率(敷地面積に対して建てられる建物の延べ面積の上限)は100%であるため、最大10,100㎡の建物を建てることができます。現状の建物の延床面積は約5,900㎡ですが、新たに建てる校舎は、学校施設整備計画に定める標準規模を基に、多目的室・少人数教室・給食室等の充実を図ると、約7,300～7,900㎡(中学校として必要と見込まれる規模)となり、総延床面積は増える予定です。

■授業や部活動等で使用できる校庭の広さ

校庭の面積については現状の4,400㎡と同等程度あるいは同等以上を確保することを前提とします。

〈校舎及び校庭の配置例〉



▲集会施設と併設(北校舎)



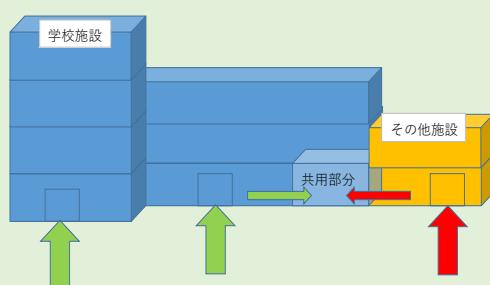
▲単独(北校舎)

※左記の配置については想定される一例であり、実際の配置は今後検討していきます。

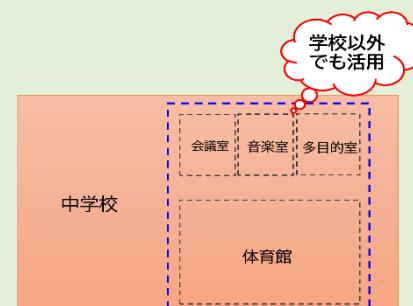
■開かれた学校づくり

中学校の敷地内に他施設を建てる場合は、中学校と他施設が平面的に接する「併設型」が基本となります。それぞれの出入り口は分けて、独立して運営できるようにするため、セキュリティーの確保は十分に可能です。一方で、双方の一部スペースを他方が使えるようにすることで施設の有効活用、整備費用の削減も見込めます。

併設以外に地域に学校を開いていく仕組みとしては、多機能化があります。学校開放事業や地域の活動での使用など、教育活動に支障のない範囲において、学校の諸室等を活用できるようにしていくものです。



▲併設のイメージ



▲多機能化のイメージ

宮前図書館の概要

■開設年月日

昭和47年(1972年)11月1日※以下数値は令和5年(2023年)3月現在

■蔵書数

120,488冊

個人貸出 貸出人数:106,596人 貸出冊数:388,928冊

団体貸出 登録団体数:102団体 貸出冊数: 16,759冊

■敷地面積

1,691.49㎡ (許容容積率100% ※建築当時は容積率指定なし)

■既存延床面積

1,974.02㎡

※改築の際は、現行法では敷地面積に対して許容容積率が100%のため、延床面積1,691㎡以上の建物を建てることはできません。

■建物概要

地下1階・地上3階、鉄筋コンクリート造、築51年、エレベータ未設置

■運営形態

指定管理者

■宮前図書館の特徴

- ・中2階に踊り場を利用したスペースがあり、資料の展示や座席を設置
- ・3階に2つの読書室を設置し、図書館全館の座席数は一般152席、児童22席
- ・さまざまな世代向けの講演会等のイベント事業は、3階の講座室で開催
- ・お話し会は、1階のおはなしの部屋で開催



▲外観



▲内観(提供:宮前図書館運営事業者)

さざんかステップアップ教室「宮前教室」の概要

■さざんかステップアップ教室とは

- 不登校またはその傾向にある児童生徒を対象に、教室での集団生活への適応、基礎学力の補充、体験的な活動などの教育支援を行い、まずは安定して通室できるような支援を行います。
- 通室が安定してきたら、教室の職員(指導員・心理士)と一緒に次のステップを考えていきます。学校復帰だけが目的ではなく、児童生徒がそれぞれに合った目標や進路を見つけることを目指しています。
- 各教室によって時間割りや活動内容に特色があり、通室頻度や通室時間は本人の状態や希望に合わせて決めることができます。遠足や社会見学、宿泊などの行事も行っています。

教室名	対象者	登録者数	設置場所	設置年月
宮前教室	小学校5・6年生、中学生	小:8人 中:37人	宮前5丁目5番27号 宮前図書館併設	平成27年9月 (2015年)
天沼教室	中学生	42人	本天沼3丁目10番20号 天沼中学校併設	平成5年11月 (1993年)
和田教室	中学生	31人	和田1丁目41番10号 3階 ゆうゆう和田館等併設	平成13年9月 (2001年)
荻窪教室	小学生	65人	天沼3丁目15番20号 3階 旧若杉小学校内	平成24年7月 (2012年)

■延床面積

350.63㎡

- ・教室(64㎡)2部屋、相談室(19㎡)2部屋、
- ・個別支援室(30㎡)2部屋、事務室(30㎡)、トイレ・倉庫等

■利用者

- ・登録児童・生徒数 45人(令和5年度(2023年度))
- ・1日当たりの通所者数 10人~15人程度
- ・対象地域 杉並区内全域



▲軽スポーツの実施



▲交流の場



▲小集団活動



▲個別学習

大宮前保育園の概要

■今後の区の保育園の方向性について

- 杉並区では、平成30年度(2018年度)に、待機児童ゼロを実現しました。ただし、「待機児童」は、認可保育所・認可外保育所のいずれにも在籍していない児童を指すもので、平成30年(2018年)時点では希望する全員を認可保育所で受け入れることはできませんでした。
- そこで、認可外保育所の認可化移行による保育施設の整備等を行った結果、令和5年度(2023年度)には保育需要に応える必要な保育定員を確保できました。そのため、区立園においては当面の間、新規整備を行いません。また、私立園においても当面、数値目標を定めての新規整備は行いません。
- 保育施設が充実した一方で、急増した私立園の保育の質の維持・向上のため、区立園が中心となって私立園との連携・研修等の支援に取り組んでいます。そのため、区立園の重要性が増していることから、当面の間、民営化や廃止を行わず27園を維持していく方針です。

■大宮前保育園が属する地域の保育需要

年度	定員	児童数	割合
令和3年度 (2021年度)	762人	701人	92.0%
令和4年度 (2022年度)	762人	703人	92.3%
令和5年度 (2023年度)	762人	686人	90.0%

■築年数

59年

■敷地面積

1,057.85㎡

■延床面積

331.02㎡

■園庭面積

505.47㎡

■定員数・在籍児童数

・定員数 :72人

・在籍児童数:68人

※令和6年(2024年)4月時点。

在籍児童数は3・4月が少なく、12・1月に多くなる傾向にあります。

■大宮前保育園の特色

○歳児室が1階にあるので、どのクラスの部屋からもすぐ園庭に出ることができます。

○公園が隣接しており、さらに少し足を延ばせば様々な公園があるなど、静かで自然豊かな環境に恵まれています。

ゆうゆう館とは

■利用対象者

杉並区にお住まいの60歳以上の方々

■施設数

26施設(令和6年(2024年)10月時点)
※昭和38年(1963年)に上荻窪敬老会館を開設して以降、各地域に3~6か所(合計32館)の敬老会館(現ゆうゆう館)を設置してきました。現在は、32館のうち、6館をコミュニティふらっとに機能継承しています。

■開館時間

午前9時~午後9時
(日曜日・祝日)午前9時~午後5時
(第3木曜日) 午後1時~午後9時

■利用方法

- ①個人利用:一般和室または談話室・談話コーナーで、テレビ、囲碁、将棋などを自由に利用可能です。お一人でもご利用になれます。
- ②団体利用:趣味やいきがいづくりなどの活動(※)に、洋室、和室、茶室、講座室、多目的室、ホールなどを利用できます。
※コーラス、カラオケ、体操、書道、囲碁、輪投げなど
- ③目的外使用:空いている部屋がある場合は、一般の方も使用できます(要事前予約/有料)。

■施設の特徴

- ・築40年以上の施設が16館あり、施設の老朽化が進んでいます。
- ・他施設(特に保育園)との併設が多くみられます(保育園との併設:12館)。

■利用人数の推移等(ゆうゆう館全体) ※協働事業参加者等を含む (利用人数)

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
394,142人	184,956人	242,131人	263,188人	276,156人

(年齢別利用者割合(令和5年(2023年)度 ※ゆうゆう今川館を除く、協働事業参加者等を含む)

60歳未満	60代	70代	80代	90歳以上
3.9%	7.8%	40.8%	41.9%	5.6%

■高齢者の区立施設の利用に関するアンケート(令和5年(2023年)6月実施)

(対象)無作為抽出した60歳以上の区民1,400人

(回答)462人/1,400人(回答率:33%)

(設問)趣味や学習、運動等の活動をどこの区立施設で行っているか。

ゆうゆう館	区民集会所、区民会館	コミュニティふらっと	その他区立施設	区立施設を利用していない
16.5%	10.0%	3.1%	20.2%	50.1%

■実施事業(協働事業)

各ゆうゆう館の施設運営業務を担うNPO法人などの団体が、「いきがい学び」、「ふれあい交流」、「健康づくり」などに関する講座・催しを実施しています。

事業により参加費がかかります。一部を除き、高齢者に限らず参加できるので、多世代で楽しむことができます。

- ・協働事業例:スマホ講座、囲碁、卓球、ヨガ、コーラスなど

ゆうゆう大宮前館の概要

■築年数・延床面積・部屋数等

築年数	延床面積	洋室1	洋室2	洋室3	構造
59年	199.44㎡	57.9㎡	22㎡	23.7㎡	鉄筋コンクリート造 エレベーター未設置



▲洋室1



▲洋室2



▲洋室3

■活動団体数

25団体(令和6年度(2024年度)上半期)

■団体人数

254人(令和6年度(2024年度)上半期)

■利用者の傾向

- ・70代、80代の利用者が多い
(令和5年度(2023年度))
- ・団体利用の登録は周辺住民(※)が多い
(約65%)

60代	70代	80代	90代以上
11.4%	37.9%	45.8%	2.1%

※小数点第2位四捨五入

※施設から半径500m圏内の丁目にお住いの方

■稼働率(茶室等を除く)

(令和元年度(2019年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室1	49%	82%	84%	26%
洋室2		58%	66%	3%
洋室3		54%	46%	1%

(参考)

ゆうゆう館全体稼働率

⇒約58%

(高齢者活動支援センターは含まず)

(令和4年度(2022年度))

部屋名	施設全体	9~12時	13~17時	18~21時
洋室1	48%	69%	76%	17%
洋室2		65%	73%	1%
洋室3		63%	47%	1%

(参考)

ゆうゆう館全体稼働率

⇒約50%

(高齢者活動支援センターは含まず)

■利用人数の推移(ゆうゆう大宮前館) ※協働事業参加者等を含む

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
9,442人	5,155人	7,149人	7,617人	8,289人

「乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設」

■コミュニティふらっと(標準規模)のイメージ

集会室などの貸室は、町会・自治会の活動や、文化や趣味等のグループ活動に利用できるほか、講座や多世代交流イベントへの参加を通じて、身近な地域における世代を超えた交流や、コミュニティづくりができます。

ラウンジは、予約なしに誰でも利用することができるスペースです。地域の方々のちょっとした打合せはもちろん、読書や勉強、飲食しながらおしゃべりなど、様々な利用ができます。

施設の規模に応じて、地域の発表会や多世代交流イベントなどに活用できるよう、集会室よりも広さのある多目的室を設置します。



ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に高齢者団体優先枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアをしていきます。

受付窓口では、高齢者への声掛けや日常の相談なども行い、地域の皆さんとゆるやかにつながる施設とします。

近隣に子ども・子育てプラザ等がない地域では、乳幼児親子が予約なしに気軽に利用できるスペースである乳幼児室を設置します。

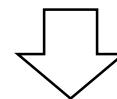
■コミュニティふらっとの設置に至った経緯

○区立施設再編整備計画に基づく区民集会所やゆうゆう館等のコミュニティふらっとへの再編



施設や部屋、時間帯によって、稼働率にばらつきがあり、施設全体で見ると、平均稼働率は50%程度にとどまっている。

・地域社会との関係の希薄化
・「社会的孤立」が問題に



世代を超えた地域住民同士のつながりや支えあいが求められている。



施設の有効活用や世代を超えた地域住民同士のつながりを促進する観点から、新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」へと再編整備する取組を進めてきました。

※現在までに、阿佐谷、東原、馬橋、永福、成田、方南、本天沼の7施設を開設。

今後、新たに1施設が開設する予定(高円寺南)。

■コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先枠とは

- ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申し込みができる仕組みとしています。
- 1団体当たり月に8枠(2部屋を一体使用する場合は2枠という扱い)までは使用料を免除します。
- 「高齢者団体優先枠」を振らない部屋・時間帯も設けることにより、一般利用者とのタイムシェアを図っています。

■高齢者団体優先枠のイメージ

	午前 (9時～12時)	延長	午後1 (13時～15時)	延長	午後2 (16時～18時)	延長	夜間 (19時～21時)
部屋A	優先枠		優先枠		優先枠		優先枠
部屋B	優先枠		優先枠		優先枠		
部屋C							
部屋D							

埋まらなかった枠は、一般利用者の枠になります。

このほか、「高齢者団体優先枠」の申込等は施設の窓口で受け付けることや、半期ごとに抽選申込を行うことなど、ゆうゆう館の運用方法を一部引き継いでいます。

■ゆうゆう館からコミュニティふらっとへ移行した団体数

施設名	団体数	移行した団体数	割合
ゆうゆう阿佐谷館 →コミュニティふらっと阿佐谷	105	92	87.6%
ゆうゆう阿佐谷北館 →コミュニティふらっと東原	30	27	90.0%
ゆうゆう馬橋館 →コミュニティふらっと馬橋	25	25	100%
ゆうゆう浜田山館 →コミュニティふらっと成田	29	18	62.1%
ゆうゆう方南館 →コミュニティふらっと方南	27	26	96.3%
ゆうゆう天沼館 →コミュニティふらっと本天沼	43	38	88.4%
合計	259	226	87.3%

移行しなかった理由として、「コミュニティふらっとが利用していたゆうゆう館より遠くなった」、「団体のメンバーの高齢化等により、このまま活動することが難しくなっていたので、これを機会に活動をやめた」、「コミュニティふらっとの部屋がゆうゆう館より狭くなり、活動できなくなった」などの声をいただいています。

現在の施設配置と施設ごとの建替時に生じる主な課題

B

■宮前図書館

- 現地改築する場合、建築上の法令に基づき延床面積を小さくする必要があります。

(現在)1,974㎡

- (更新後)併設施設の有無や組み合わせにより1,000~1,600㎡程度
また、約3年間の休館が必要です。

■さざんかステップアップ教室 「宮前教室」

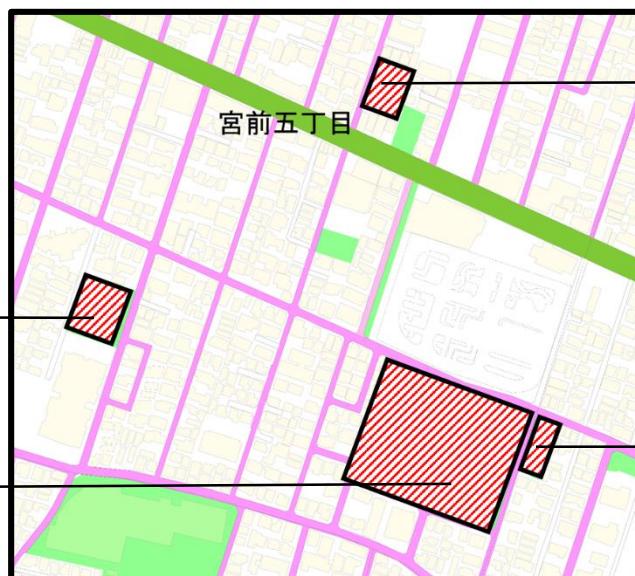
- 事業の性質上、通室する児童・生徒に配慮が必要です。
- 他施設と併設する場合には、他施設の利用者との動線を分ける必要があります。

C

■大宮前保育園

■ゆうゆう大宮前館

- 老朽化が進んでおり、保育園の仮設用地や高齢者の活動場所を適切に確保しつつ、速やかに建て替えていく必要があります。
- 大宮前保育園を改築する場合、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備をする必要があります、現在よりも延床面積が増加します。
(現在)331㎡→(更新後)900㎡程度
- ゆうゆう大宮前館は、現在と同じ場所に整備することができないため、高齢者の活動の機会を確保する観点から検討する必要があります。
- 大宮前保育園は、工事期間中に仮設園舎を建設するための代替場所の確保が必要です。



A

■西宮中学校

- 校舎には必要な諸室や機能を備えた上で、一定程度の広さの校庭が必要です。
- 学校と他施設と併設する場合は、動線を分けるなど、安全・安心に配慮した施設計画が必要です。

D

■宮前児童館

- 児童館再編の今後の方向性については、現在検討中の「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」で明らかにしていくこととしているため、仮にこれまでと同様の機能を確保していくことを前提として建て替える場合の課題を以下のとおりお伝えしています。
- 現地改築の場合、一般来館は休館となりますが、学童クラブの代替場所の確保が必要です。

情報共有・土台づくりにおいて参加者からいただいた主な意見

各対象施設が目指す姿や、建替え時に生じる課題についての区からの説明を受けて、良いと思った点・疑問点などについてグループで共有するワークを行いました。各施設のポイント毎の主な意見は以下のとおりでした。

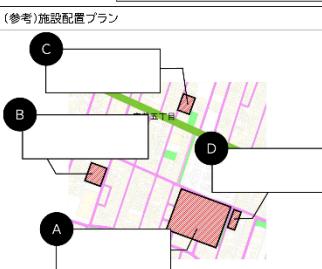
施設名	ポイント	主な意見
西宮中学校	ビジョン	・地域に開かれた「学びのプラットフォーム」という考え方は良い
	コスト	・地下構造はコストがかかる
	校庭	・校庭面積の確保を確実に
	単独・併設(複合化)	・教育環境の充実から、学校単独で建てられると良いが、その場合でも地域に開いていく仕組みが必要 ・学校の面積を十分に確保できるのであれば他施設との併設(複合化)の可能性もある ・誰でも入れる施設だと防犯面に不安が残るため、動線を分けることは必須
宮前図書館	ビジョン	・図書の貸出・返却だけでなく、地域のネットワークの拠点となっていることが望ましい
	期待する機能	・読書室や勉強スペースを確保してほしい ・カフェなどの交流スペースがほしい
	休館	・よい施設ができるのであれば休館はやむを得ない ・代替があれば休館してもよい
さざんかステップアップ教室「宮前教室」	併設(複合化)	・必要に応じて交流できるような施設と併設(複合化)できると良いのではないかと
大宮前保育園	仮設用地	・建替え工事中の代替場所は、現園舎の近くが望ましいのでは
集会施設(ゆうゆう館・コミュニティふらっとの説明を受けて)	期待する機能	・高齢化社会に向けてシニアの為の場所が縮小するのは反対 ・一方で、コミュニティふらっとであればゆうゆう館の機能を包含できるのではないかと ・中高生の居場所が少ないため、コミュニティふらっとの活用が期待できる
	有効活用	・ゆうゆう館では空いている夜間帯の有効活用が出来ると良い ・若い人たちも集まりやすい施設になると良い
宮前児童館	対象者	・児童館は小学生がメインで中高生はあまり使わない
	学童クラブ	・高井戸第二小学校の学童クラブを増築し、宮前児童館の学童クラブを編入できないかと

具体的な取組案の検討

参加者の意見に基づいたプラン作成①

ワークショップの中で話し合ってきた対象施設を取り巻く状況や建替え時に生じる課題などを踏まえ、第3回では、各自がワークシートを用いながら「施設の配置で『大切にしたいこと』とその理由」を考え意見交換を行いました。皆さんの意見から以下のキーワードを抽出しました。

ワークシート▶

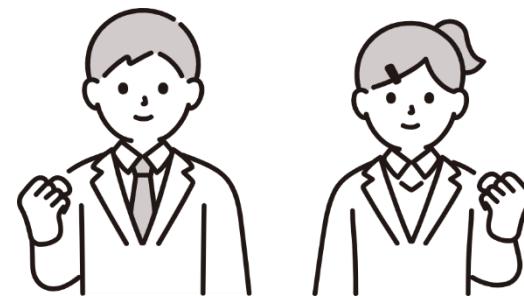
ワークシート	
施設の配置で「大切にしたいこと」とその理由	※文字は大きくお書きください
	(参考)施設配置プラン 
	配置を考えるに当たって困ったこと 例:用地が足りず、「L」をこのエリアに設置できなかった 高齢者専用施設が良いけど、他の年代の人が集まれる場がない 等

key word

それぞれの年齢に応じた子どものための場

▶ 参考にした主な意見

- 中学校・保育園は未来をつくるための大切な教育・育成の場として充実させたい
- 子どもは地域で育てる
- それぞれの年代の子どもに適した居場所をつくる
- 中高生の居場所をつくる
- 子どもの安心・安全
- 多様な教育に対応できる学習環境



key word

多世代との交流

▶ 参考にした主な意見

- 多世代が交流できる
- 多くの人生きがいを感じられる地域にしたい
- 地域で交流できる場を
- 個々の活動の場を大事にし、つながりが持てる場所を
- 地域の拠点となる場を
- 高齢者・親・子どもが交流できる場所をつくる
- 多世代利用を高める楽しい交流空間を



参加者の意見に基づいたプラン作成②

「中学生の学びの場を第一に」考え、「学校教育に必要となる諸室や機能の充実」「現在と同等以上の校庭の確保」を前提に2つのキーワードから中学校用地(A)を軸に、大きく3つのワークショッププランを作成しました。

プラン① 中学校用地を学びの拠点に

●中学校を単独施設として整備します

教育環境のより一層の充実や学校を区民誰もが学び合い、教え合うことができる場としていくことができます。一方で、このプランの場合ラウンジ等を備えた一定規模の集会施設を整備した場合には、対象地域内に全ての施設を配置することができなくなります。

【参考にした主な意見】

- 中学校単独で建てられると良い
- 中学校が単独改築となった場合でも、地域への開放は進められると良い

	A用地	B用地	C用地	D用地
プラン①-1	中学校	図書館+児童館	保育園	集会施設(ゆうゆう館)+さざんか
プラン①-2	中学校	図書館+集会施設(ゆうゆう館orコミふら)	保育園	児童館

プラン② 中学校用地を地域の多世代交流の中心に

●中学校に集会施設を併設して整備します

中学生と多世代の交流・活動が期待できます。また、生徒数の増減に応じて、余裕教室を集会施設として活用する、集会施設を教育活動に活用する等、将来の状況の変化に応じた転用が比較的行いやすいと考えています。

【参考にした主な意見】

- 子どもと高齢者など、多世代が交わる機会が学校にあると良い
- 生徒数の減少は必至で、その時に学校部分を柔軟に活用できると良い

	A用地	B用地	C用地	D用地
プラン②	中学校+集会施設(ゆうゆう館orコミふら)	図書館+さざんか	保育園	児童館

プラン③ 中学校用地を地域の子どもたちの学びと活動の拠点に

●中学校に児童館を併設して整備します

児童館併設の中学校を、地域の子どもたちの学びと活動の拠点とすることができます。対象地域内においては、多世代が交流し活動できる集会施設を単独施設又は図書館との併設によって設けることができます。

【参考にした主な意見】

- 中学生・小学校高学年の子どもが集う場所・時間が欲しい
- どちらも子どもが使う施設の西宮中と児童館を併設するのはどうか

	A用地	B用地	C用地	D用地
プラン③-1	中学校+児童館	図書館	保育園	集会施設(ゆうゆう館)+さざんか
プラン③-2	中学校+児童館	図書館+さざんか	保育園	集会施設(ゆうゆう館orコミふら)
プラン③-3	中学校+児童館	図書館+集会施設(ゆうゆう館orコミふら)	保育園	さざんか

ワークショッププランの作成に当たっての基本的な考え方

ワークショッププランは以下の考えに基づき作成しました。

なお、改築時期等については、以下の考えを変更することやスケジュールの精査等により、数年程度前後する可能性があります。

施設名	考え方
ゆうゆう大宮前館	<ul style="list-style-type: none">○高齢者の活動場所は移転するものの、集会施設を対象地域内に確保し、休止期間無く活動が継続できるようにしています。○整備する集会施設が小規模(300㎡程度)の場合は、現行のゆうゆう館と規模が同等のため、ゆうゆう館とすることを想定しています。
さざんか ステップアップ教室 「宮前教室」	<ul style="list-style-type: none">○現在の用地で改築する場合は対象地域ではない場所に仮移転して工事を進めます。また、別の用地に移転する場合は仮移転せずに、新しい建物が完成次第移転します。
宮前図書館	<ul style="list-style-type: none">○概ね3年程度休館します。休館中の対応(近隣図書館の利用促進や代替事業の実施可否等)について検討していきます。
宮前児童館	<ul style="list-style-type: none">○プラン①-2、プラン②は概ね3年程度休館し、プラン①-1は5年程度休館します。休館期間中の学童クラブの代替場所について検討していきます。なお、プラン③は休館期間はありません。
大宮前保育園	<ul style="list-style-type: none">○仮移転先は、現在の在園児卒園後に工事に着手することを踏まえて、遊び場119番(直線約1.6km先。現在地から徒歩約24分)とすることを基本に作成しています。

具体的なプランの検討の手法

区が作成した複数のプランに対して、第4回・第5回では、以下のとおり具体的なプランの検討を行いました。

■第4回

第3回のワークショップで、「施設の配置で『大切にしたいこと』とその理由」を考えるワークを行い、参加者の皆さんから意見の多かった内容をキーワードとして抽出しました。このキーワードと、第2回・第3回のワークショップで区から説明した各施設毎の課題等に対する意見を踏まえ、区が複数のワークショッププランを作成しました。

第4回では、各プランの概要やメリット・留意点を区が説明し、良いと思った点・疑問点・改善点についてグループで意見交換を行いました。



■第5回

第4回での意見及び第4回から第5回までの間に行われた地域意見交換会(オープンハウス)や各施設の意見交換会等での意見をご紹介しました。

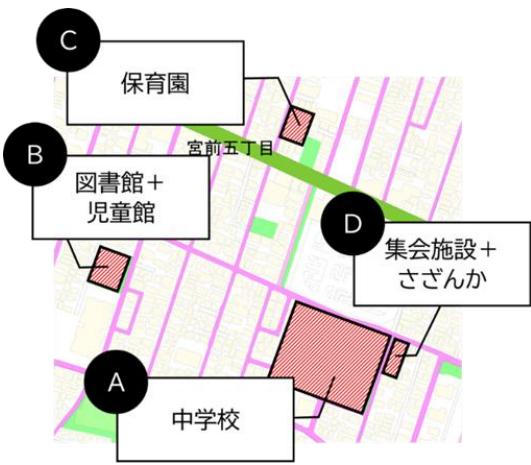
そして、第4回や地域意見交換会等における意見等を踏まえ、プランの方向性をお示しし、プラン①-2とプラン②のそれぞれのプランを進めていくことを想定した際に「期待することとその理由」、「進める上で留意してほしいこと」について、ワークシートを用いてグループで意見交換を行いました。また、最後には、全5回のワークショップを通じた感想等を一人ずつ発表しました。

ワークシート	
※文字は大きくお書きください	
プラン① 2	プラン②
○期待すること	○期待すること
○その理由は?	○その理由は?
○進める上で留意してほしいことは?	○進める上で留意してほしいことは?

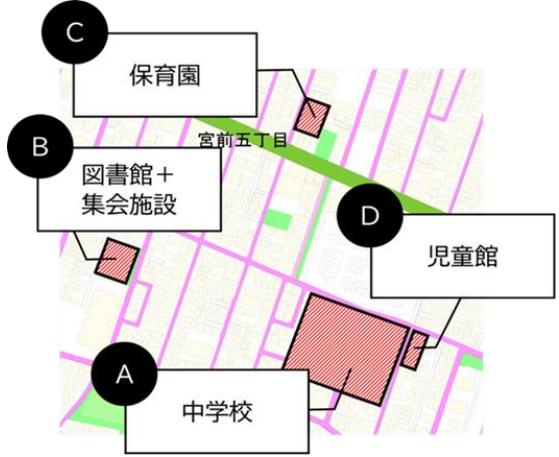


▲ワークシート

プラン①-1 概要

配置	内容	
	<p>●<u>中学校を単独施設として整備します</u></p> <p>○<u>図書館</u>: (想定面積)1,000㎡程度(現在比900㎡程度減少) (併設施設)児童館</p> <p>○<u>集会施設</u>: (想定面積)300㎡程度(ゆうゆう館) (併設施設)さざんかステップアップ教室</p>	
	A	中学校(7,400㎡+校庭4,600㎡)
	B	図書館(1,000㎡)+ 児童館(450㎡)
	C	保育園(900㎡+園庭300㎡)
	D	集会施設(ゆうゆう館。300㎡)+ さざんか(300㎡)
メリット		
<p>○中学校 現行と同等以上の校庭面積を確保することができます。</p> <p>○図書館 児童館を利用する子どもたちが図書館の蔵書や調べ学習ができるスペースを活用しやすくする設えとすることで、図書館のリソースを活かした子どもの居場所づくりが期待できます。また、これらの取組により子ども世代からの図書館利用の促進にも繋げることが期待できます。</p> <p>○さざんか 集会施設を活用したプログラムを実施できる可能性があります。また、児童生徒によっては、集会施設(ゆうゆう館)の利用者との交流が期待できます。</p> <p>○児童館 ・図書館の静かなスペースと児童館の活発な遊びの場を組み合わせることで、子どもたちにとって過ごしやすい多機能な環境が提供されるため、放課後や休日に子どもたちが安心して過ごせる居場所となることが期待できます。 ・図書館と児童館が併設されることで、共同イベントやプログラムが実施しやすくなり、子どもだけでなく親や高齢者など、多世代の利用者が集まりやすくなり、地域コミュニティの強化が期待できます。</p>		
留意点		
<p>○図書館 現在の容積率と児童館との併設を踏まえて延床面積を現在から900㎡程度減らす必要があり、共有スペース等のレイアウトの工夫が必要です。</p> <p>○集会施設 現在のゆうゆう館と同等の面積を確保できますが、ラウンジや多目的室を設置できない可能性があります。</p> <p>○さざんか 中学校に隣接することの影響を考慮する必要があります。</p> <p>○児童館 ・工事期間中の5年程度一般来館は休館となります。また、その間、学童クラブは代替場所の確保が必要です。 ・ある程度の音が生じる施設であり、静かに図書館を利用希望する区民に向けて施設の防音・振動等の対策が必要です。 ・図書館利用者の妨げにならないように施設の配置や利用者の動線を配慮する必要があります。</p>		

プラン①-2 概要

配置	内容	
	<p>●中学校を単独施設として整備します</p> <p>○図書館: (想定面積)1,000㎡程度(現在比900㎡程度減少) (併設施設)集会施設</p> <p>○集会施設: (想定面積)600㎡程度(ゆうゆう館orコミュニティふらっと) (併設施設)図書館</p> <p>○さざんかステップアップ教室を設置できるスペースがないため、他のエリア(高井戸や久我山など)に整備するなど対応策の検討が必要です。</p>	
	A	中学校(7,400㎡+校庭4,600㎡)
	B	図書館(1,000㎡)+ 集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと。600㎡)
	C	保育園(900㎡+園庭300㎡)
	D	児童館(450㎡)

メリット

- 中学校
現行と同等以上の校庭を確保することができます。
- 図書館
面積としては現在より狭くなりますが、工夫次第で集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)との共有部分を有効活用することが可能です。
- 集会施設
 - ・集会室に加え、ラウンジ等を備えた一定規模の集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を整備することができます。
 - ・図書館との併設により、スペースの有効活用が図られるほか、一体的な運用も可能と考えられます。
 - ・図書館と集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を併設し、地域の活動・交流の場とすることができます。

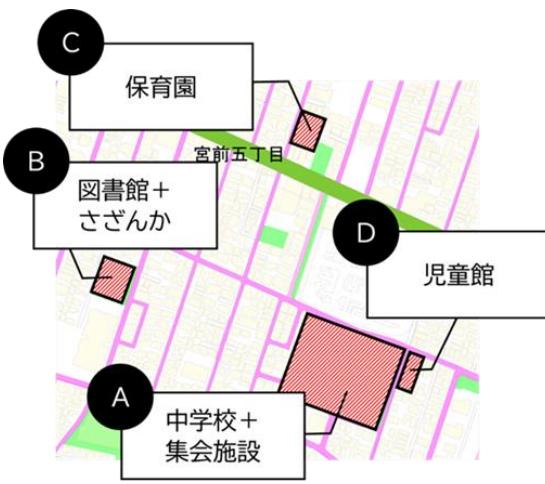
留意点

- 図書館
現在の容積率と集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)との併設を踏まえて延床面積を現在から900㎡程度減らす必要があり、共有スペース等のレイアウトの工夫が必要です。
- さざんか
地域内に配置できていないため、移転先の確保が課題となります。
- 児童館
工事期間中の3年程度一般来館は休館となります。また、その間、学童クラブは代替場所の確保が必要です。

プラン① 主な意見等

第4回での主な意見	第4回 意見の総括
<p>○学校単独だとセキュリティー面で安心</p> <p>○教育施設として充実させられる</p> <p>○面積の基準を満たせばOKではなく中学校は広々と使えるようにすべき</p> <p>●中学校以外の施設の併設について</p> <p>【プラン①-1】(B用地)図書館×児童館</p> <p>○児童館の子が図書館利用できるのが良い</p> <p>○セキュリティー面が心配</p> <p>○どちらも広さがとれない</p> <p>○図書館を静かに利用したい人もいるので別が良いと思う</p> <p>【プラン①-1】(D用地)さざんか×集会施設 (ゆうゆう館)</p> <p>○併設が良いのではないか</p> <p>○交流は期待できない</p> <p>【プラン①-2】(B用地)図書館×集会施設 (ゆうゆう館orコミュニティふらっと)</p> <p>○多くの世代が交流しやすい</p> <p>○共有利用もでき相性が良いのでは</p> <p>○図書館と集会施設を一体に使用できるのでは</p> <p>○音と広さに不安がある</p>	<p>□学校を単独で建てることについては、教育施設としての充実やセキュリティーの面から、肯定する意見が多くありました。</p> <p>□図書館と集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)の併設については、概ね交流スペースの有効活用に肯定的な意見が多くありました。</p> <p>□図書館と児童館の併設については、利用方法の違いから、相性が良くないと考える意見が多くありました。</p> <p>□さざんかと集会施設(ゆうゆう館)の併設については、併設が良いという意見がある一方、さざんかの特性から交流が期待できないという意見が見られました。</p>

プラン② 概要

配置	内容	
	<p>●<u>中学校に集会施設を併設して整備します</u></p> <p>○図書館: (想定面積)1,300㎡程度(現在比600㎡程度減少) (併設施設)さざんかステップアップ教室</p> <p>○集会施設: (想定面積)600㎡程度(ゆうゆう館orコミュニティふらっと) (併設施設)中学校</p>	
	A	<p>中学校(7,400㎡+校庭4,400㎡)+ 集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと。600㎡)</p>
	B	<p>図書館(1,300㎡)+ さざんか(300㎡)</p>
	C	<p>保育園(900㎡+園庭300㎡)</p>
	D	<p>児童館(450㎡)</p>

メリット

- 中学校:
 - ・地域の方々が学校活動に参加する、あるいは中学生が集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)のイベントに参加する等、中学生と地域の方々との交流・連携が期待できます。
 - ・生徒数の減少局面を迎えた場合には集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を拡大する等、将来に向けた施設の転用を比較的行いやすいと考えています。
 - ・生徒数の増減に応じて、余裕教室を集会施設として活用する、集会施設を教育活動に活用する等、将来の状況の変化に応じた転用が比較的行いやすいと考えています。
- 集会施設
集会室に加え、ラウンジ等を備えた一定規模の集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を整備することができます。
- さざんか
現在と同様に、図書館利用者との交流が期待できるとともに、読書の習慣が身に付く等、通室する児童生徒の学びについてメリットがあります。
- その他
図書館、さざんかステップアップ教室、保育園、児童館は現地改築となり、これまでの施設配置との差異は最小限に留められます。

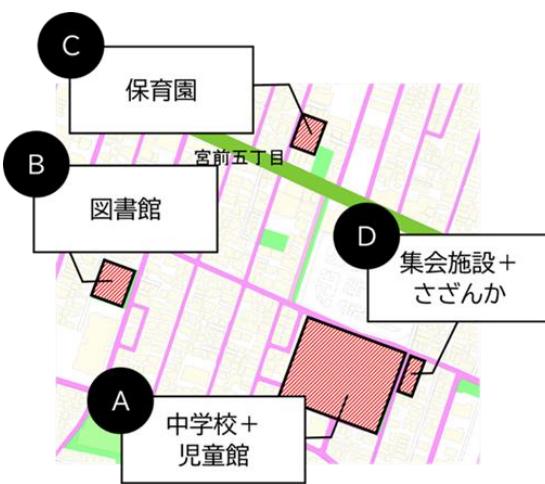
留意点

- 中学校
現状と同等程度の校庭は確保できる見込みですが、単独改築よりは若干狭くなります。
- 図書館
現在の容積率とさざんかステップアップ教室の併設を踏まえて延床面積を現在から600㎡程度減らす必要があり、共有スペース等のレイアウトの工夫が必要です。
- 集会施設
設計に際しては、生徒のプライバシー保護の観点に留意する必要があります。
- さざんか
工事期間中の仮移転先の確保が課題となります。
- 児童館
工事期間中の3年程度一般来館は休館となります。また、その間、学童クラブは代替場所の確保が必要です。

プラン② 主な意見等

第4回での主な意見	第4回 意見の総括
<ul style="list-style-type: none"> ○校庭を少し狭くするだけで多世代型の集会施設を建設できるのは良いと思う ○学校の教室が確保できた上で集会施設と併設するのであれば良い ○中学校と集会施設の交流・連携が期待できる ○既に中学校では地域との交流があるので集会施設との併設のメリットは要らない ○中学校と集会施設併設により多世代交流活動ができるとは思えない ○たまに交流する程度なら併設する必要なし ○中学校に全く別の施設を作るより多目的に利用できる部屋を確保する形が良い ○中学校と集会施設併設というよりゆくゆく切り離して転用できるデザインで建てるだけで良い ○生徒数減少に伴い施設の転用が行いやすいとは思えない ○生徒数が減少した場合は教育充実のため広々と使えば良い ○中学校と地域が相互に利用できる部屋があるのが良い ○併設するなら入口を一つにできる施設同士でない ○施設の場所が現在とあまり変わらないところがメリットだと思う <p>●中学校以外の施設の併設について (B用地)図書館×さざんか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組み合わせが良いと思う ○共通性が考えにくい 	<ul style="list-style-type: none"> □中学校と集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)の交流・連携を期待する意見がある一方、既に交流があることや、中学校と集会施設の併設が直ちに多世代交流に繋がらないのではないかとといった意見がありました。 □また、学校として必要な諸室を確保した上で集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)と併設することに肯定的な意見がある一方、集会施設を併設するのではなく、中学校を単独で建て、中学校内に多目的に利用できる諸室を設ける、ゆくゆくは転用できるように設計する等、他施設の併設にこだわらない意見もありました。

プラン③-1 概要

配置	内容	
	<p>●<u>中学校に児童館を併設して整備します</u></p> <p>○図書館: (想定面積)1,600㎡程度(現在比300㎡程度減少) (併設施設)なし(単独)</p> <p>○集会施設: (想定面積)300㎡程度(ゆうゆう館) (併設施設)さざんかステップアップ教室</p>	
	A	中学校(7,400㎡+校庭4,400㎡) +宮前児童館(450㎡)
	B	図書館(1,600㎡)
	C	保育園(900㎡+園庭300㎡)
	D	集会施設(ゆうゆう館。300㎡) +さざんか(300㎡)

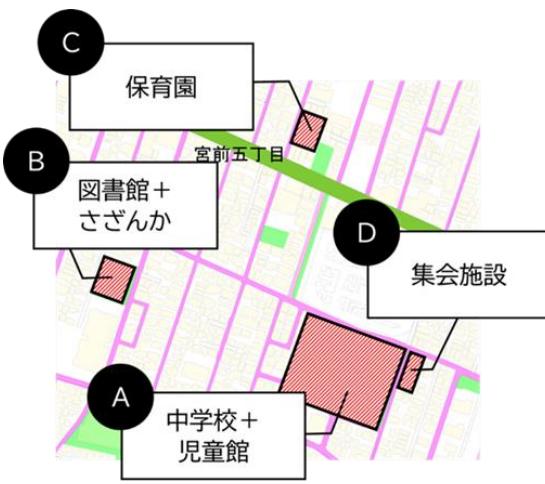
メリット

- 中学校
運用の工夫により、中学生と児童館(学童クラブ)の子どもたちの交流が期待できます。また、中一ギャップの解消等につながる可能性があります。
- さざんか
集会施設を活用したプログラムを実施できる可能性があります。また、児童生徒によっては、集会施設(ゆうゆう館)の利用者との交流が期待できます。
- 児童館
 - ・児童館(学童クラブを含む)は、休館期間なく改築できます。
 - ・児童館が中学校と併設になるため、中学生の利用増加が見込まれ、これに伴う高校生の利用増加も期待できます。これにより、中・高校生世代の利用増加により、現行の児童館以上に異年齢の子どもの交流の促進が期待できます。

留意点

- 中学校
現状と同等程度の校庭は確保できる見込みですが、単独改築よりは若干狭くなります。
- 図書館
単独施設であるものの、現在の容積率を踏まえて延床面積を300㎡程度減らす必要があり、共有スペース等のレイアウトの工夫が必要です。
- 集会施設
現在のゆうゆう館と同等の面積を確保できますが、ラウンジや多目的室を設置できない可能性があります。
- さざんか
中学校に隣接することの影響を考慮する必要があります。
- 児童館
中学校の授業などの妨げにならないように施設の配置や利用者の動線に配慮する必要があります。

プラン③-2 概要

配置	内容	
	<p>●中学校に児童館を併設して整備します</p> <p>○図書館: (想定面積)1,300㎡程度(現在比600㎡程度減少) (併設施設)さざんかステップアップ教室</p> <p>○集会施設: (想定面積)600㎡程度(ゆうゆう館orコミュニティふらっと) (併設施設)なし(単独)</p>	
	A	中学校(7,400㎡+校庭4,400㎡)+宮前児童館(450㎡)
	B	図書館(1,300㎡)+さざんか(300㎡)
	C	保育園(900㎡+園庭300㎡)
	D	集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと。600㎡)

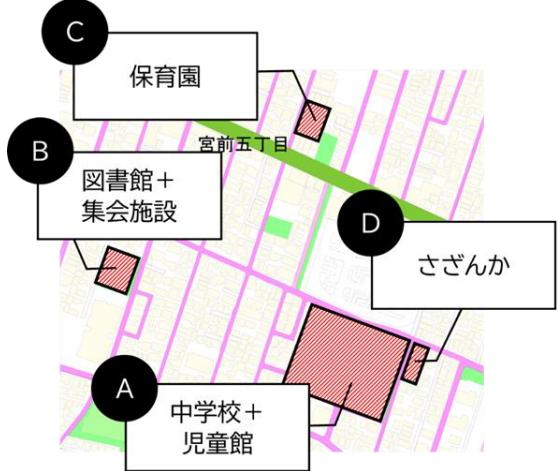
メリット

- 中学校
運用の工夫により、中学生と児童館(学童クラブ)の子どもたちの交流が期待できます。また、中一ギャップの解消等につながる可能性があります。
- 集会施設
集会室に加え、ラウンジ等を備えた一定規模の集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を整備することができます。
- さざんか
現在と同様に、図書館利用者との交流が期待できるとともに、読書の習慣が身に着く等、通室する児童生徒の学びについてメリットがあります。
- 児童館
 - ・児童館(学童クラブを含む)は、休館期間なく改築できます。
 - ・児童館が中学校と併設になるため、中学生の利用増加が見込まれ、これに伴う高校生の利用増加も期待できます。
 - ・中・高校生世代の利用増加により、現行の児童館以上に異年齢の子どもの交流の促進が期待できます。

留意点

- 中学校
現状と同等程度の校庭は確保できる見込みですが、単独改築よりは若干狭くなります。
- 図書館
現在の容積率とさざんかステップアップ教室の併設を踏まえて延床面積を現在から600㎡程度減らす必要があります。共有スペース等のレイアウトの工夫が必要です。
- さざんか
工事期間中の仮移転先の確保が課題となります。
- 児童館
中学校の授業などの妨げにならないように施設の配置や利用者の動線に配慮する必要があります。

プラン③-3 概要

配置	内容	
	<p>●中学校に児童館を併設して整備します</p> <p>○図書館: (想定面積)1,000㎡程度(現在比900㎡程度減少) (併設施設)集会施設</p> <p>○集会施設: (想定面積)600㎡程度(ゆうゆう館orコミュニティふらっと) (併設施設)図書館</p> <p>○さざんかステップアップ教室は、中学校の隣接地に単独で設置しますが、容積率等から300㎡程度^の他施設を併設する余裕があります。</p>	
	A	中学校(7,400㎡+校庭4,400㎡)+宮前児童館(450㎡)
	B	図書館(1,000㎡) +集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと。600㎡)
	C	保育園(900㎡+園庭300㎡)
	D	さざんか(300㎡)

メリット

- 中学校**
運用の工夫により、中学生と児童館(学童クラブ)の子どもたちの交流が期待できます。また、中一ギャップの解消等につながる可能性があります。
- 図書館**
面積としては、区立図書館の中でも狭い方になりますが、集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)との共有部分の工夫次第で有効活用することが可能です。
- 集会施設**
 - ・集会室に加え、ラウンジ等を備えた一定規模の集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を整備することができます。また、図書館との併設により、スペースの有効活用が図られるほか、一体的な運用も可能と考えられます。
 - ・図書館と集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)を併設し、地域の活動・交流の場とすることができます。
- 児童館**
 - ・児童館(学童クラブを含む)は、休館期間なく改築できます。
 - ・児童館が中学校と併設になるため、中学生の利用増加が見込まれ、これに伴う高校生の利用増加も期待できます。
 - ・中・高校生世代の利用増加により、現行の児童館以上に異年齢の子どもの交流の促進が期待できます。

留意点

- 中学校**
校庭は現状と同等程度の校庭は確保できる見込みですが、単独改築よりは若干狭くなります。
- 図書館**
現在の容積率と集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)との併設を踏まえて延床面積を現在から900㎡程度減らす必要があり、集会施設との共有スペース等のレイアウトの工夫が必要です。
- さざんか**
中学校に隣接することの影響を考慮する必要があります。
- 児童館**
中学校の授業などの妨げにならないように施設の配置や利用者の動線を配慮する必要があります。

プラン③ 主な意見等

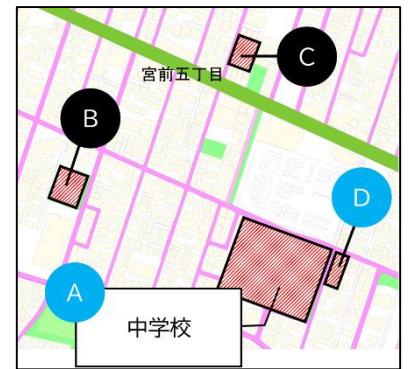
第4回での主な意見	第4回 意見の総括
<p>○中学校と児童館の併設による交流のイメージが湧かない</p> <p>○学校として小中連携を強化すれば良い</p> <p>○児童館との併設は騒音などの点において中学校の授業に支障が出るのではないか</p> <p>○幼児・小学生と中学生が安全に利用できる広さが必要</p> <p>○児童館に来る年代と中学校は違う</p> <p>○中一ギャップの解消は難しいのでは</p> <p>●中学校以外の施設の併設について</p> <p>【プラン③-1】(D用地)さざんか×集会施設 (ゆうゆう館)</p> <p>○併設が良いのではないか</p> <p>○交流は期待できない</p> <p>【プラン③-2】(B用地)図書館×さざんか</p> <p>○組み合わせが良いと思う</p> <p>○共通性が考えにくい</p> <p>【プラン③-3】(B用地)図書館×集会施設 (ゆうゆう館orコミュニティふらっと)</p> <p>○多くの世代が交流しやすい</p> <p>○共有利用もでき相性が良いのでは</p> <p>○図書館と集会施設を一体に使用できるのでは</p> <p>○音と広さに不安がある</p>	<p>□中学校と児童館の併設については、運営や校庭の利用、児童館利用の年齢層から、相性が良くないと考える意見が多数寄せられました。</p> <p>□さざんかと集会施設(ゆうゆう館)の併設については、併設が良いという意見がある一方、さざんかの特性から交流が期待できないという意見が見られました。</p> <p>□図書館と集会施設(ゆうゆう館orコミュニティふらっと)の併設については、概ね交流スペースの有効活用に肯定的な意見が多くありました。</p>

第5回で示したプランの方向性

第4回や地域意見交換会等における意見等から、下記のとおりプランの方向性をお示しました。

■ポイント① さざんかステップアップ教室の配置

第4回や地域意見交換会等の意見で、日常的に中学校の様子が見えることが通所児童・生徒の精神的な負担となる恐れがある等、中学校に隣接するD用地にさざんかステップアップ教室を配置することへの懸念が多く挙げられました。また、各さざんかステップアップ教室によって特色がある中で、学校と近接する環境は天沼教室(天沼中学校と併設)と重なることから、児童・生徒の選択肢を狭めてしまうことも懸念されます。



	A用地		B用地		C用地	D用地	
プラン①-1	中学校	—	図書館	児童館	保育園	集会施設	さざんか教室
プラン①-2	中学校	—	図書館	集会施設	保育園	児童館	—
プラン②	中学校	集会施設	図書館	さざんか教室	保育園	児童館	—
プラン③-1	中学校	児童館	図書館	—	保育園	集会施設	さざんか教室
プラン③-2	中学校	児童館	図書館	さざんか教室	保育園	集会施設	—
プラン③-3	中学校	児童館	図書館	集会施設	保育園	さざんか教室	—

■ポイント② さざんかステップアップ教室の配置

第4回や地域意見交換会等の意見で、プラン①-2・プラン②に関しては賛同する意見があったものの、プラン③-2については、中学校と児童館の併設について相性が良くないのではという意見が多く、賛同する意見が見られませんでした。

プラン①-2	プラン②	プラン③-2
<ul style="list-style-type: none"> ○学校を単独で建てることについては、教育施設としての充実やセキュリティーの面から、肯定する意見が多くありました。 ○図書館と集会施設(ゆうゆう館or コミふら)の併設については、共有スペースの有効活用に概ね肯定的な意見が多くありました。 ○さざんか教室を地域内に配置できないことについては、地域内への設置を望む意見が多くありましたが、地域外への設置を容認する意見もありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校と集会施設(ゆうゆう館or コミふら)の交流・連携を期待する意見がある一方、既に交流があることや、中学校と集会施設の併設が直ちに多世代交流に繋がらないのではないかといった意見がありました。 ○また、学校として必要な諸室を確保した上で集会施設(ゆうゆう館or コミふら)と併設することに肯定的な意見がある一方、中学校に地域が活用できる諸室を設ける、あるいは将来的に転用できるように設計する等、集会施設との併設にこだわらないといった意見もあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校と児童館の併設については、交流のイメージが湧きにくい、校庭の利用や運用面等の課題がある等、相性が良くないのではないかという意見が多くありました。

⇒ 上記のポイントを踏まえ、第5回ではプラン①-2とプラン②に焦点を当てて、それぞれの「期待することとその理由」・「進める上で留意してほしいこと」をグループ内で情報共有するワークを行いました。

第5回の主な意見等

	主な意見	意見の総括
プラン ①ー2	<ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティが確保できることが良い ○学校施設として十分なスペースを確保してほしい ○校庭を出来るだけ広く確保してほしい ○地域に開かれた学校として施設を配置し、地域の人が利用できるようにする ○体育館や音楽室等の設備の整った公共施設は少ないので、一般に開放してほしい ○図書館と集会施設の組合せの建物が地域に欲しい ○集会施設+図書館は利用目的が一致することが多いので、相互活用の有効性が大きい ○さざんかはできれば地域内に設置した方が良いと思う ○さざんかは区内の同様の施設の場所のバランスを考え最適な場所を選んでほしい 	<ul style="list-style-type: none"> □中学校を単独で建てることに期待される要素として、セキュリティの確保・学校施設として十分なスペース・校庭の広さを挙げる意見が多数見られました。 □中学校を単独で建てても、地域に開いていくことを望む意見は第4回に引き続き見られました。 □図書館+集会施設の組合せについて、評価する意見が第4回に引き続き多数見られました。 □第4回ではさざんかステップアップ教室を地域内に配置すべきという意見と地域外に配置することを許容する意見の双方が見られましたが、第5回では地域内に配置すべきという意見が多数見られました。
プラン ②	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校・保育園・児童館・図書館・さざんか・集会施設の全てを配置するには、この案がベストと思う ○集会施設の運用次第では、中学校の現在の部屋不足の問題を解消できるのではないか ○生徒数増加や学びの変化が起きた時、集会施設を有効利用できると思う ○学校に集会施設を併設すれば学校としても学年集会等で使える ○集会施設は和室・防音室・料理室等備えれば学校にも借りるメリットがある ○動線や学校の安全性など十分に留意してほしい ○中学生とゆうゆう館利用者との時間帯が重なるのであれば一定の配慮が必要だと思う ○アンケート調査の結果から、図書館+さざんかが良いと思った ○さざんかの生徒が落ち着ける環境として静の環境を求めていると思うので、図書館との併設は良い 	<ul style="list-style-type: none"> □地域全体を見て対象施設の配置を考えた際に、プラン②が最適という意見が見られました。 □中学校のメリットとして、生徒数増加や学びの環境の変化が発生した際に集会施設を有効活用できる、集会施設を学年集会で使ったり、和室や防音室等を備えれば中学校も活用できるという意見がありました。 □動線や学校の安全性に十分留意してほしいという意見が多数見られました。 □さざんかステップアップ教室利用者アンケートの結果を踏まえ、図書館+さざんかの組合せを評価する意見が見られました。

また、この検討まとめの作成についてお伝えし、改めてこれまでのワークショッププランと主な意見について、意見が反映されているか、地域意見交換会等の意見を踏まえ考えに変化があるかなどを、グループワークで意見交換しました。下記のとおり、いずれのプランにも共通する意見がありました。

いずれのプランにも共通する主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ○保育園の改築に伴う仮設園舎への移転については情報をきちんと公開し、これから入園する方が選択できるようにしてほしい ○図書館の長期休館中、大人は他の図書館に行くことができるが、子ども(乳幼児)へのサービスはどうするのか。移動図書館など、代替サービスがあるとよい ○宮前会議室が廃止されてから、地域で会議ができる場所がないので集会施設を確保したい

地域意見交換会等の開催

地域意見交換会等のスケジュール

ワークショップ参加者以外の方の意見を聞いていくため、第4回と第5回のために、対象施設の近隣住民等を対象とした意見聴取(ポスティング)を実施するとともに、地域意見交換会(オープンハウス形式)を開催しました。また、検討対象施設の利用者等に対しても、意見聴取を実施しました。

令和6年(2024年) 7月17日(土) ~8月2日(金)	さざんかステップアップ教室に関するアンケート 対 象:さざんかステップアップ教室通所児童・生徒、保護者
令和6年(2024年) 7月26日(金)	ゆうゆう大宮前館利用者との意見交換会 対 象:ゆうゆう大宮前館利用者
令和6年(2024年) 7月29日(月)	コミュニティふらっと永福見学 対 象:希望したワークショップ参加者
令和6年(2024年) 8月 3日(日)	地域意見交換会(オープンハウス形式) 対 象:検討対象施設の近隣にお住まいの方を中心とした区民等 周知方法:検討対象施設近隣へのポスティング、区ホームページ、広報 すぎなみ、区公式SNS
令和6年(2024年) 8月 8日(木) ~16日(金)	宮前図書館におけるパネル展示 対 象:宮前図書館利用者
令和6年(2024年) 8月21日(水)	大宮前保育園利用者との意見交換会(オープンハウス形式) 対 象:大宮前保育園の在園児保護者
令和6年(2024年) 8月20日(火) ~22日(木)	ゆうゆう大宮前館におけるパネル展示 対 象:ゆうゆう大宮前館利用者
随時	区公式ホームページにおける意見受付

コミュニティふらっと永福見学

○コミュニティふらっとについて、施設内の様子や実施している事業の内容等に関する説明を聞き、理解を深めることを目的に、ワークショップ参加者の中で希望した方を対象に、コミュニティふらっと永福の見学を実施しました。

○参加者の方から、以下のような感想をいただきました。

コミュニティふらっとが自分たちの地域でもできると良いと思う。

ラウンジで若い世代と高齢者の交流が上手くいくかは分からない。ゆうゆう館を使用している人にも使いやすい施設にしてほしい。

子どもたちの利用と、ゆうゆう大宮前館の機能継承を併存させるためにはどういった狙いが良いのか。

図書館とコミュニティふらっとの親和性に問題はなく、宮前でも検討価値があると思う。

宮前地区のゆうゆう館と利用方法が違うことが分かった。

「中高生の居場所」に視点を充てていて、子どもたちが勉強などしやすい環境になっていると感じた。

集会室の一部を高齢者優先で予約できるように、ゆうゆう館優先の機能を継続すれば、ゆうゆう館使用の方も良いと思う。

中高生の居場所づくりという取組を評価できる一方、大人やシニアの姿がなかった点が気になる。

地域意見交換会(オープンハウス形式)等でいただいた主な意見

○8月3日(土)に地域意見交換会(オープンハウス形式)を開催し、ワークショップに参加していない方からも、この取組に関してご意見をいただきました。

○また、地域意見交換会で展示・配布した資料を区の公式ホームページに掲載しウェブアンケートを実施したほか宮前図書館におけるパネル展示により、ご意見を募集しました。

○以上の意見募集の結果、以下のようなご意見をいただきました。

分類	意見
施設整備において、大事にしたいことや大切にすべき視点	杉並区の教育のあり方(ソフト部分)も考慮して西宮中改築をしてほしい。
	大人や子どもの利用目的に合った公的施設の充実が必要。
	全ての年代の方々の居場所となる施設が、適切に配置されることを希望。そのために仮施設や移転場所も遠すぎないことが望ましい。
	中学生までの子どもがのびのびと活動できる学校、街づくりが最も大切と考えます。
	一部の施設のみに地域外への移転などマイナスの要素が偏らないようお願いしたい。
	子どもの使用者視点で考える。
	中学校、児童館の施設は不使用时は広く開放する事を考えて、施設の活用頻度を高める。
	施設は複合的に使用できるようにすべきだと思う。施設を単独で活用するのではなく、多面的に活用する事を考えるべき。
プラン①	西宮中学校を単独施設として維持されている点が評価できます。
	学校は単独が環境として安心できる。
	中学校の校庭が、この中では1番広くとられている。
	中学校が単独で建てられても、地域への開放は進めてほしいです。
	図書館とコミュニティ施設が一緒だと施設を利用しつつ本も借りて帰れる利点がある。
	①-2は、図書館と集会施設が良い組合せだと思うが、さざんか教室のスペースをしっかりと作ってほしい。
	さざんか教室を遠方に移転して子どもたちに影響はないのか。
	さざんか教室が中学校に隣接しているのは好ましくない。さざんか教室の移転先が白紙であり、当てのない計画を立てることには反対する。
プラン②	中学校に何か他の施設を併設しなくてはいけない場合は、集会施設が適切かと思う。
	杉並区において「中学校+集会施設」の初めてのケースとして先頭を走って欲しい。
	多目的な部屋を多数確保することは震災救援所としての機能アップにも資すると思う。
	中学校に集会施設を併設することも少子化が進む中、将来的なスペース利用を考える上で有用である。併設することによる教育環境への悪影響の懸念は改築設計の工夫で払拭できると考える。
	現行の配置に比較的近いことが評価できる。
プラン③	児童館の休館期間がない。
	中学校と児童館の併設は少し違和感がある。
	中学生と児童館利用者の年齢や体格などに関きがあり過ぎて同じ施設内に同居することの弊害が懸念される。
	意見として書かれているように「児童館にくる年代と中学校は違う」というのは、その通りだと思います。交流のイメージは沸きません。
	③-1は、中学校とさざんか教室が近すぎる。

さざんかステップアップ教室に関するアンケート

○さざんかステップアップ教室の建替えに伴う意見聴取を目的に、さざんかステップアップ教室（区内4教室）に通所する児童・生徒とその保護者を対象に、アンケートを実施しました。

○その際に、今後施設の老朽化などで建替えや移転の対象となる可能性があることもお伝えし、その与条件についてもお伺いしました。

○以上の意見募集の結果、以下のようなご意見をいただきました。

回答者数:52名(うち児童・生徒:23名(44%)、保護者:29名(56%))

問 さざんか教室はどのような場所にあると良いと思いますか。 (複数回答可)	回答数 (%)	児童・ 生徒	保護者
最寄り駅から近いなど、通いやすいところ	36件 (69%)	15件	21件
学校から離れたところ	13件 (25%)	8件	5件
住宅街など、落ち着いた静かなところ	6件 (12%)	3件	3件
その他	8件 (15%)	5件	3件
○その他の主な内容 ・個人のニーズによるが、学校から離れた場所と学校内の離れた場所にそれぞれ設置して欲しい ・体育館が近いところ。			

問 さざんか教室との併設施設(同じ建物内にある施設)は、どのような施設がいいと思いますか。(複数回答可)	回答数 (%)	児童・ 生徒	保護者
図書館	29件 (56%)	10件	19件
ゆうゆう館、コミュニティーふらっとなどの、地域の方が使える集会施設	11件 (21%)	2件	9件
高齢者施設、障害者施設などの福祉施設	6件 (12%)	1件	5件
小中学校	4件 (8%)	3件	1件
保育園	4件 (8%)	3件	1件
児童館	4件 (8%)	3件	1件
その他	11件 (21%)	8件	3件
○その他の主な内容 ・特に併設施設がなくてもいい。 ・スポーツジムや屋上など、運動できる場所。			

ゆうゆう大宮前館利用者との意見交換会

○大宮前保育園を現園舎の敷地で改築する場合、保育園の延床面積が増加するため、併設するゆうゆう大宮前館を現在と同じ場所に整備することはできません。そのため、保育園の改築に当たっては、別途高齢者の活動場所の確保が必要となります。

○この検討にあたって、ゆうゆう大宮前館の利用者の方との意見交換会やゆうゆう大宮前館でのパネル展示を開催し、以下のような意見をいただきました。

この地域に集会施設がないため、集会施設ができるのは良い。

高齢者同士で話せる今のゆうゆう館の雰囲気が良い。

集会施設にゆうゆう館的要素を残せば良いと思う。

現在の立地はとても便利。場所が変わると不便に思う人も多くいると思う。

宮前地区に拠点となる施設がない。子どもからシニアまで集える施設ができると良いのでは。

区は高齢者の居場所を大切に考えてほしい。

今と近い場所に活動場所が欲しい。

ゆうゆう館を夜も有効に地域の人に使ってもらえれば良いのではないか。

大宮前保育園利用者の意見交換会(オープンハウス形式)

○大宮前保育園の保護者の方を対象に意見交換会(オープンハウス形式)を開催し、以下のような意見をいただきました。

○なお、大宮前保育園改築時の仮移転先は、現在の在園児卒園後に工事に着手することを踏まえて、遊び場119番(南荻窪図書館そば・旧宮前自転車集積所)とすることを基本に考えています。

仮移転先の位置を見ると遠く感じる。

在園中に仮園舎へ移転しないことが分かり、良かった。

もし自分が通うことになったら、行くことができない。

取組案(プラン)の決定

プランの決定に当たって重視したポイント①

今回、ワークショップ等を通じて、施設利用者や地域住民等の皆さんと共に解決策の検討を行ってきました。ワークショップ等での意見を踏まえ、プランを決定するに当たり、以下の視点を重視しました。

■地域の実情に応じた解決策

ワークショップをはじめ、地域意見交換会や施設利用者・運営事業者等との意見交換などを通じて、地域によって施設に対する考え方やニーズは様々であることが改めて明らかになりました。

このため、地域における区民ニーズはもとより、施設の設置状況や利用人数、稼働率などの基礎的な情報、アクセス面など利用者の利便性、また、敷地条件や施設を建て替えた場合の課題など、施設を取り巻く様々な状況や、この間、聴取してきた区民意見等を踏まえながら、地域の実情に応じた解決策を検討しました。

■誰もが使いやすい施設づくり

公共施設は区民共有の財産であるため、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで誰もが使いやすい施設となるよう、施設利用者や地域住民の視点を踏まえつつ、特定の施設利用者に不便が生じることがないように、地域全体・区全体を俯瞰して、施設の配置やあり方を考えました。

また、現在の区民のニーズに応じていくことはもちろんのこと、施設は将来世代の区民も利用するものであることから、将来世代のニーズや財政上の負担等も考慮しました。

加えて、施設の複合化や併設についても、単に施設・用地の有効活用を図るといった観点だけでなく、組み合わせる施設の相性や期待される相乗効果、新たな利用者の掘り起こしにつながるかなど利用者目線に立って検討しました。

■必要な機能・環境の確保

保育園におけるバリアフリー対応や障害児保育のための諸室等の整備、学校における多目的室や少人数教室等の確保など、保育環境や学校教育環境をはじめ図書館やさざんかステップアップ教室、ケア24などそれぞれの施設に必要な機能・環境はしっかりと確保していきます。

プランの決定に当たって重視したポイント②

■更なる高齢化の進展を見据えた集会施設の整備①

ワークショップ等を通じて、多世代型施設のコミュニティふらっとについて理解が進みつつあることは認識できましたが、一方で、高齢者福祉の視点が弱いのではないかという意見や、ゆうゆう館への愛着を示す意見もありました。また、ゆうゆう館であっても、多世代が使いやすい施設としていくことが重要といった意見もありました。

こうした点を踏まえ、集会施設については、更なる高齢化の進展を見据え、多くの元気な高齢者のいきがい・健康増進活動や、一人暮らし高齢者等の孤立防止に資する高齢者の居場所(家庭や職場ではない第三の居場所)を適切に提供していくため、ゆうゆう館・コミュニティふらっとという施設の位置づけにかかわらず、どちらであってもこれまで以上に高齢者の活動機会や利便性をしっかりと確保するとともに、多世代交流を含む、多様な活動の機会や活躍の場を適切に提供していくこととします。

このため、コミュニティふらっとにおいては、ゆうゆう館の機能を適切に継承するとともに、より多くの高齢者にとって利用しやすい施設となるよう、高齢者団体の優先枠や使用料の見直し(次頁参照)のほか、高齢者の健康増進や生きがい活動の支援等に寄与する事業の充実を図るなど、必要な関連規程の見直しも含めて、検討を進めます。

同様に、ゆうゆう館においても、高齢者団体が利用しない時間帯の有効活用策とともに、協働事業等を通してより多くの高齢者等が利用しやすい施設となるよう、世代間交流の促進をはじめ多様なニーズに応じた取組のより一層の充実に向けた対応策や多世代利用にも資する施設として必要な関連規程の見直しも含めて、検討を進めます。

プランの決定に当たって重視したポイント③

■更なる高齢化の進展を見据えた集会施設の整備②

●コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の優先枠等の見直し案

項目	現状	見直し案
優先枠の申込み可能枠数(1団体当たり)	月8枠	月10枠
優先枠の申込み可能枠数を超えて利用する場合の使用料の取扱	有料	使用料免除 (枠数の上限なし)
団体登録していない他のコミュニティふらっとの空き枠(登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)
ゆうゆう館の空き枠(ゆうゆう館登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:優先枠の申込み可能枠数の見直しは、令和7年度(2025年度)下半期申込分から実施予定。その他の項目は、令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

【コミュニティふらっとにおける高齢者団体優先枠とは】(現行制度)

- ゆうゆう館を利用していた団体の活動が継続できるよう、コミュニティふらっとの一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設け、一般利用者に先駆けて申込みができる仕組みで、1団体当たり月8枠まで使用料は免除。
- 申込みができるのは、1つの団体につき、コミュニティふらっとのうち1施設まで。なお、コミュニティふらっとの「高齢者団体優先枠」に申込みをした団体は、ゆうゆう館の抽選会に参加できない。

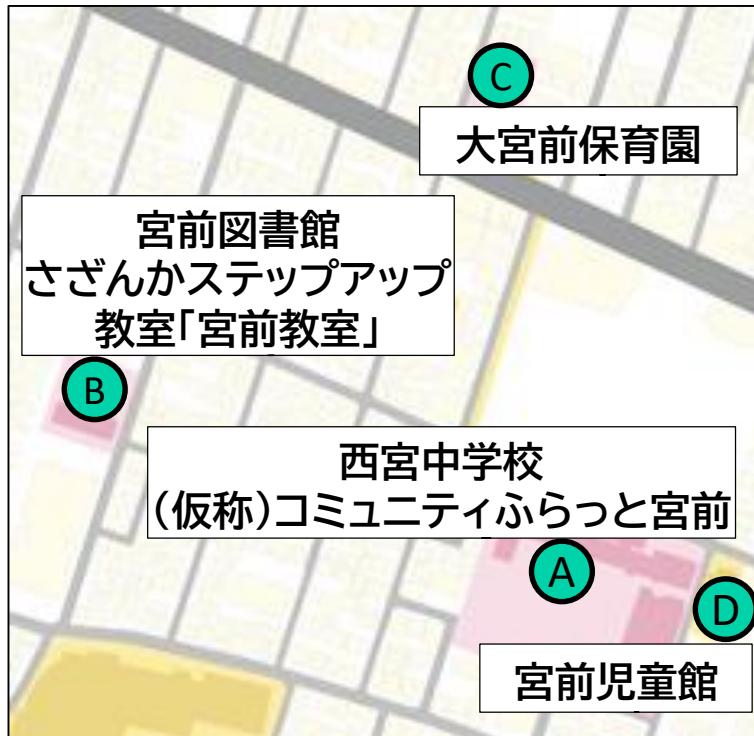
●ゆうゆう館に登録した高齢者団体に関する見直し案

項目	現状	見直し案
コミュニティふらっとの空き枠(コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

決定したプランの内容と決定する際のポイント

プラン内容【プラン②】



- ①西宮中学校を改築するとともに、新たに(仮称)コミュニティふらっと宮前を西宮中学校に併設します。ゆうゆう大宮前館は(仮称)コミュニティふらっと宮前に機能継承し、利用者の活動場所を確保します。
- ②宮前図書館とさざんかステップアップ教室宮前教室を現地改築し、引き続き併設します。
改築工事期間中、宮前図書館は休館し、さざんかステップアップ教室宮前教室旧富士見丘小学校に仮移転することを視野に検討します。
- ③大宮前保育園は現地改築し、バリアフリー対応や障害児保育に必要な諸室等の整備を行います。
改築工事期間中、遊び場119番(宮前二丁目、南荻窪図書館そば)に仮移転し運営を継続します。
- ④宮前児童館は現在の用地に存置します。

■プランを決定する上でのポイント

ワークショップで整理したキーワード「それぞれの年齢に応じた子どものための場」、「多世代との交流」を踏まえ、以下のポイントに基づきプランを決定しました。

- 中学生の学びの場を第一に考え、学校教育に必要となる諸室や機能の充実、現在と同等あるいは同等以上の校庭面積の確保を前提に、学びのプラットフォームとして地域の拠点となる開かれた学校として整備すること
- さざんかステップアップ教室「宮前教室」(以下、さざんか宮前教室という)に通室する児童・生徒の環境を適切に確保すること
- 図書館の延床面積減少による影響を最小限にとどめ、併設施設との相乗効果が期待できる施設とすること
- ゆうゆう大宮前館利用者の活動場所を確保すること
- 保育園の改築に当たり、園舎や園庭の必要面積を確保するとともに、園児・保護者への影響を考慮して移転時期を設定するなど、保育環境の維持・向上を図ること

プランを決定する際の考え方①

■西宮中学校の改築と集会施設の整備について①

- ワークショップでは、現行の西宮中学校の校庭は比較的狭く、より広い校庭を確保する必要があるという観点や、少人数、学年単位等、今求められている教育環境の充実やセキュリティの確保などの観点から、学校を単独施設として整備すべきという意見を多数いただきました。一方で、その場合であっても地域に開いていくという仕組みも必要であるといった意見や、学校の面積を十分に確保できるのであれば他の施設と併設していく可能性もあるのではないかといった意見もありました。
- 教育委員会では、「杉並区教育ビジョン2022推進計画」で示すとおり、学校等の教育施設を、区民が生涯にわたって豊かに学ぶことができる施設とするとともに、人が交わりつながる基盤となる「学びのプラットフォーム」として整備していくことを掲げています。また、学校施設の改築に当たっては、何よりも子どもたちのための教育施設であることを大切にした上で、地域の拠点となる開かれた学校として多くの区民の施設需要に応えるとともに、将来の児童・生徒数の減少を見据えた、柔軟性のある施設づくりが求められているという課題認識を持っており、その観点からも検討しました。
- 併設施設の検討に当たり、宮前地域には、多世代が利用できる集会施設がないことから、町会や防災防犯会、青少年育成委員会等は、さざんか宮前教室のオープンスペース等を、通室児童・生徒の帰宅後等、さざんか宮前教室として使用していない時間に会議等で利用していること、及び、大宮前保育園の改築に伴い、ゆうゆう大宮前館を現地に存置することができないことから、学校内に集会機能を設けることについて考えました。
- 中学校を単独改築した場合、中学校内に学校施設として複数の集会室を設けることが考えられますが、使用時間を学校が使わない夜間や休日に限定する場合は、日中の活動が中心となるゆうゆう館利用者の活動場所としての活用は困難となります。また、集会室の貸し出しや清掃等に伴う中学校の管理負担の増大や、集会室利用者が学校内に入ることによるセキュリティの確保が課題となります。さらに、集会室を貸し室使用することが中心になるため、集会施設の運営事業者が実施している各種講座や多世代交流イベントの実施等は困難となり、集会機能を設けることの効果は限定的となります。

プランを決定する際の考え方②

■西宮中学校の改築と集会施設の整備について②

○次に、中学校に集会施設を併設した場合には、教育活動や部活動、地域ボランティアによる中学生向けの活動における活用や、災害発生時の震災救援所機能の向上等、施設が有効活用されるとともに、中学生や地域住民への幅広い相乗効果が見込まれます。また、中学校の管理負担の軽減や、集会施設の運営事業者によるイベント実施等が期待できるため、中学校を単独改築した場合と比べ、より一層、地域の拠点となる開かれた学校として整備することができます。また、対象地域の施設全体の配置を考えた場合、さざんか宮前教室について、後述の課題を踏まえた、対象エリア内かつ通室児童・生徒にとってメリットが多い図書館との併設施設として整備することができます。

○以上のことから、中学校に集会施設を併設することとします。

○この集会施設では、ゆうゆう大宮前館を機能継承し、利用者の活動場所を確保していきませんが、前述のとおり、当該地域に多世代が利用できる集会施設が無いことや、中学生をはじめとした幅広い世代への効果が見込まれることを踏まえ、多世代型の集会施設「コミュニティふらっと」として整備し、地域の学びと交流の拠点となることを目指していきます。

○この場合において、ゆうゆう大宮前館は、西宮中学校及びコミュニティふらっとが開設されるまで存置されることから、改築工事期間中に仮移転をすることなく、活動を継続することができます。

○なお、学校教育に必要な諸室や機能の充実、現在と同等あるいは同等以上の校庭面積の確保については、中学校を単独改築した場合と同様に行っていきます。また、コミュニティふらっと利用者が中学校の区画に許可なく立ち入れないようにする、中学生のプライバシーに配慮して建物配置を工夫する等、ワークショップ等における懸念点は、令和7年度(2025年度)以降に実施する基本設計等に生かしていきます。

プランを決定する際の考え方③

■宮前図書館とさざんかステップアップ教室「宮前教室」について

- 現在の宮前図書館の延床面積は1,974㎡ですが、現行法では現在の敷地に1,691㎡以上の建物を建てることできないため、仮に図書館を単独改築した場合でも、延床面積を約300㎡縮小する必要があります。そのため、図書館の延床面積の減少による影響と他施設との併設による効果から検討を行いました。
- 宮前図書館と集会施設を複合化した場合には、図書館の延床面積は1,000㎡程度となり、現在と比べ半分程度の規模となります。一方で、図書館とコミュニティふらっとを複合化することにより、スペースの有効活用だけでなく多世代との交流や図書館と集会施設の一体利用等、様々な効果が期待でき、ワークショップ等の参加者からも支持する声もいただきました。
- 次に、現行と同様に、宮前図書館とさざんか宮前教室を併設した場合には、図書館の延床面積は約1,300㎡確保することができ、併設による縮小幅を最小限に抑えることができます。
- さざんかステップアップ教室は区内に4所設置していますが、各教室によって時間割や活動内容に特色があり、通室先や通室頻度、通室時間は本人の状態や希望に合わせて決めることができます。ワークショップでは、さざんか宮前教室を西宮中学校に隣接する地点(現在の宮前児童館用地)に配置するプランも検討しましたが、さざんか宮前教室に通室する児童・生徒の状況を踏まえ、日常的に中学校の様子が見えることで、通室児童・生徒への精神的な負担となる恐れがあり懸念する意見もありました。また、現在4所のうち2所(今後移転予定のものを含む)は学校と隣接した環境に設置しており、通室児童・生徒の状況に合わせた支援を行うという観点からも、様々な選択肢がある方が望ましいと考えます。なお、対象エリア外への移転についても検討しましたが、現在と同様の区南西部(井の頭線沿線)には、施設の規模や通室児童・生徒にとってのメリット等の観点から、現在よりも適地となる場所を見出すことはできませんでした。
- 一方で、現行どおり、さざんか宮前教室を図書館と併設した場合には、通室児童・生徒にとって、落ち着いた環境のもと学習や生活を行えることや、調べ学習など主体性を引き出す学習につなげやすいこと、職場体験の実施等、他者との交流や自己有用感を生むことができること等、単独施設あるいは他施設との併設では得られない様々な効果が見込まれます。また、さざんかステップアップ教室(4所)の通室児童・生徒や保護者にアンケート調査を行ったところ、図書館との併設を希望する意見が多数寄せられました。
- 以上のことから、宮前図書館とさざんかステップアップ教室「宮前教室」を併設施設として整備することとします。なお、さざんか宮前教室の改築工事期間中については、旧富士見丘小学校跡地への仮移転を視野に検討を進めていきます。

プランを決定する際の考え方④

■大宮前保育園について

○大宮前保育園は、改築に当たり、バリアフリーに配慮した設備や、障害児保育のための諸室等を整備する必要があることから、延床面積は現在よりも増加します。

○現在の敷地内に建てられる建物の大きさを再精査しましたが、保育園とゆうゆう館を含めた他の施設を併設することは不可能であったことから、大宮前保育園は現地で単独施設として改築することとしました。

○なお、改築工事期間中も運営を継続するため、遊び場119番(宮前二丁目・南荻窪図書館そば)に仮設園舎を整備し、仮移転することとしますが、現在の園舎から直線距離で約1.6kmあることから、現在の在園児とその保護者への影響等を考慮し、令和13年度(2031年度)の移転を予定しています。

■宮前児童館について

○区立児童館については、令和6年度(2024年度)に策定する杉並区子どもの居場所づくり基本方針(案)に基づき、すべての児童館を存置することに伴い、当面、現在地で運営していきます。